

一 関市総合計画後期基本計画

第1部 重点プロジェクト

○ 重点プロジェクトとは

基本構想を実現するためには、各分野の枠組みにとらわれず分野横断的に対処しなければならない課題に対し、重点的かつ戦略的に取り組んでいくことが必要です。

そこで、次の3つを重点プロジェクトとして掲げ、施策の考え方、進め方を示し、具体的な施策を展開します。

○ 重点的かつ戦略的に実施すべきテーマ

【プロジェクト1】 まち・ひと・しごとの創生

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が制定されました。

本市においても、今後は、高齢化率の上昇や生産年齢人口と出生数の減少に伴う総人口の減少が進行することが見込まれ、地域の活力の低下など多方面に大きな影響が及ぶことが懸念されています。

人口減少社会の中にあつて、地域の活力を維持していくためには、市民一人ひとりが夢や希望を持ち、豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成（まち）、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保（ひと）、及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出（しごと）を一体的に推進することが重要です。

このため、前期基本計画に引き続き「まち・ひと・しごとの創生」を重点プロジェクトに掲げ、取組を継続していくものです。

【プロジェクト2】 ILCを基軸としたまちづくり

国際リニアコライダー（ILC）は、全長20～50kmの地下トンネルに直線状に加速器を設置し、電子と陽電子の衝突実験を行い、ビッグバン（宇宙誕生）直後の状態をつくり出すことによって、宇宙創成の謎、時間と空間の謎、質量の謎などの解明に迫る素粒子実験施設です。国際協力によって設計開発が推進されており、本市を含む北上高地が建設候補地となっています。

ILCの建設には、直線のトンネル（20～50km）に精密機器を設置するための、硬い安定岩盤が条件となっており、安定した花こう岩の岩盤が南北に分布する北上高地は、平成25年8月、国内の研究者で組織するILC立地評価会議によりILCの国内建設候補地に選定されました。その後、文部科学省のもとに設置された有識者会議での議論を経て、平成31年3月には、日本政府が初めてILC計画への関心を表明、令和2年1月には、日本学術会議「マスタープラン2020」の学術大型研究計画に選定され、さらに令和2年6月に承認・公表された欧州素粒子物理戦略においてILC計画に対す

る欧州の協力姿勢が示されるなど、I L Cの実現への機運が高まっています。

I L Cの実現により、最先端の技術や高度な人材の集積が見込まれるほか、世界中から多くの研究者などが居住、滞在し、国際学術研究都市が形成されることが見込まれています。また、I L Cの建設と運営による経済波及効果だけでなく、教育や文化、産業をはじめとする様々な分野において大きな波及効果が期待されます。

少子高齢化や人口減少、新型コロナウイルス感染症による経済活動などへの影響が懸念される中、I L Cは本市の未来を大きく変える可能性を持った夢のあるプロジェクトであるとともに、東日本大震災からの真の復興の象徴となるプロジェクトです。

このため、前期基本計画に引き続き「I L Cを基軸としたまちづくり」を重点プロジェクトに掲げ、取組を継続していくものです。

【プロジェクト3】 東日本大震災からの復旧復興

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード9.0の大地震が発生し、本市では震度6弱を観測しました。この地震により発生した巨大な津波は、太平洋沿岸を襲い東北地方を中心に壊滅的な被害をもたらしました。その後も余震が断続的に発生し、同年4月7日、本市は再び震度6弱の大きな揺れに襲われ、住家などに甚大な被害を受けました。

この東日本大震災により、本市は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染と、沿岸被災地の復旧復興支援という大きな課題に直面しました。

東日本大震災からの復興は、10年の歳月が経過しようとする現在も完遂しておらず、今後も最優先で取り組んでいく必要があります。

震災前の市民生活の基盤と安全安心を取り戻すこと、市域や県境を越えた沿岸地域との生活、経済交流を震災前にも増して活発にすること、そして経験と教訓を生かし、市民と行政が一体となって災害に強いまちづくりを一層進めていくことが重要です。

このため、前期基本計画に引き続き「東日本大震災からの復旧復興」を重点プロジェクトに掲げ、取組を継続していくものです。

○ 重点プロジェクトの展開

【プロジェクト1】まち・ひと・しごとの創生

○ 現状

- ・ 本市の総人口は、平成 27 年から毎年 1,500 人程度減少しており、年齢 3 区分別に見ると生産年齢人口及び年少人口は減少している一方で、老年人口は増加しています。
- ・ 近年の人口減少は、社会減に比べ、自然減の影響が大きくなっています。死亡数に比べ、出生数が著しく少なく、年間の出生数も平成 20 年からの 10 年間で約 300 人減少しています。
- ・ 15 歳から 49 歳までの女性人口は、減少傾向にあり、特に 24 歳から 34 歳までの女性人口が著しく減少しています。
- ・ 出産時の年齢の高齢化が進んでおり、合計特殊出生率は、以前は全国や岩手県を上回っていましたが、近年では同水準まで低下しています。
- ・ 男性女性ともに 10 代後半から 20 代後半までの転出が多く、東京圏、仙台市に対して転出超過は大きく、特に女性はその傾向が強くなっています。
- ・ 高齢単身世帯や高齢夫婦世帯数が増加しています。

○ 課題

- ・ 結婚・出産・子育てに関する市民アンケート調査では、出産や子育てに支障や不安になることとして、出産・子育てにお金がかかること、出産に伴う離職による減収、仕事と子育ての両立などが挙げられています。
- ・ 市内の中高生を対象にしたアンケート調査では、様々な種類の仕事やまちのにぎわい、趣味や娯楽を楽しめる機会や環境を求める意見が多くあります。
- ・ 今後、人口に関する動向が現在のまま推移すると、令和 22 年（2040 年）には総人口が 8 万 2 千人程度になるものと見込まれます。老年人口は、令和 3 年（2021 年）をピークに減少しますが、ほかの世代の人口も減少することから、令和 22 年（2040 年）には高齢化率が 42.5% となります。また、75 歳以上の高齢者の人口は、今後増加し、令和 12 年（2030 年）にピークを迎えます。
- ・ 年少人口、生産年齢人口の減少により、地域経済、地域医療、介護、教育、地域文化、生活利便性及び行財政などへの影響が考えられます。

○ 基本目標

本市では、経済、雇用、労働環境など様々な要因によって若者の転出と出生数の減少とともに、高齢化が進み、人口構造の変化と人口減少を引き起こしています。

将来にわたって持続可能な地域とするためには、地域内の産業が稼ぐ力を高め、地域内で循環する所得や資金の流れを拡大するとともに、ここに住みたい、訪れたいと思える豊かな暮らしや働き方を実現し、環境と共生しながら、健康で安心して暮らせるまちをつくることが重要です。

このような地域課題を解決するための施策を進めることによって、人口の世代間における不均衡を改善するとともに、人口減少を抑制し、令和 22 年（2040 年）に 8 万 9 千人程度の人口を確保し

ます。

○ 施策を進める上で重視する視点

まち・ひと・しごとの創生の施策を進める上で、以下の3つの視点をどの施策分野においても重視していきます。

(1) SDGsの理念の具現化

「誰一人取り残さない」社会を目指すSDGsの理念を、市民、市民団体、企業、金融など多様な主体と共に実践に移していくことは、持続可能な地域社会の構築につながります。経済・社会・環境における地域課題について、個別に対応するのではなく、一体的に取り組み、同時解決を目指していくことが重要です。

(2) 協働・公民連携による共創

ここで暮らしたいと思える地域を創っていくためには、市民、NPO、企業、行政が公共的、公益的な活動を継続的な話し合いによる合意を基に協力して行っていくことが重要です。

また、様々な地域課題を解決するとともに、多様化する市民ニーズに応えていくためには、行政だけではなく、収益を上げながら質の高いサービスを提供する知恵やノウハウを持つ民間と連携するとともに、公共の担い手としての役割を行政と民間がそれぞれの強みによって分担し、持続的なまちを共に創っていくことが重要です。

(3) Society 5.0の推進

インターネットを經由して取り込んだデータをAIで分析し、最適な情報を導き出し、人の代わりにロボットに自動処理させるなど、デジタル技術の活用によって効率化や人手不足の解消が期待できます。また、大容量の情報を高速で送受信できる情報基盤の整備とともにデジタル技術の導入を進めることによって、場所や時間の制約を取り除き、効率的で快適な暮らしや働き方を実現するなど、新しい価値を創造していくことが可能となります。

全ての施策分野においてデジタル技術の活用を検討し、取組を進めていくことが重要です。

○ 施策の展開

(1) 人が集うまちづくり

～地域の稼ぐ力を高め、仕事と豊かな暮らしを創出し、市内外から人が集うまちを目指します～

① 地域経済の強化

- 働く世代の減少とともに消費が落ち込んでいく中、地域の資源や特色を生かした付加価値の高い商品、サービスやコンテンツを生み出せるよう、地元企業・産業間連携の促進を図ります。
- 市内の研究機関や教育機関の協力などで、イノベーションを進め、新たな商品開発や技術開発を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大による消費行動の変化に対応するため、インターネットを

通じた取引など新たな販売方法や情報伝達手段によって市内外の顧客へアプローチし、販売促進を図っていく取組や人材の育成を支援します。

② 働く場の創出

- 若者や女性が希望する職種の企業誘致と時間や場所にとらわれない新たな働き方の定着を進め、雇用の場の創出を図ります。
- 自ら起業・創業したいというチャレンジを支援します。
- 働きがいのある市内事業所の理解促進やPRを図るとともに、暮らしと両立した働き方改革や雇用・労働環境の改善を推進し、市内外から若者の地元企業への定着を図ります。
- 産業の担い手となる人材の確保や事業承継を進めます。

③ まちの賑わい創出

- 中心市街地などのまちなかにおいて、魅力向上に取り組んでいる人材や、遊休資産、公共空間を活用して新たな魅力を生み出す人材を育成します。
- まちなかに複数の魅力あるエリアを作り出し、回遊しながら楽しめるまちづくりを進めます。
- 人口減少下においても、医療、福祉、商業、交通などの必要な生活機能をまちなかに確保し、市民の利便性を維持します。

④ 新しい人の流れの創出

- 本市に興味、関心を持った市外の人との接点をつくり、離れていても本市を応援する人々を増やすとともに、市外の人とのコミュニケーションを深め、課題解決のために市外からの視点やノウハウを取り入れた地域活性化を目指します。
- 本市が持つ景観や文化、産業などの魅力を体験する観光に加え、スポーツや文化などを通じて本市を訪れる人々を増やし、市民との交流を促進します。
- 本市での暮らしや働き方を体験する機会を増やし、移住を促進します。

(2) 次代を担う子どもを育むまちづくり

～結婚、出産、子育ての希望や生活と調和した働き方を実現し、様々な人が子育てに関わり、次代を担う子どもを育むまちを目指します～

① 結婚の希望を実現

- 市内にとどまらず、近隣自治体と連携した広域での出会いの機会を創出します。
- 若者同士が交流を通じて人とつながる場、出会いの場を作るとともに、結婚の希望を持つ人の背中を後押しする取組を支援します。

② 出産の希望を実現

- 出産における健康面や経済面での不安を解消できるよう、情報提供や相談支援の充実を図ります。

- 出産に伴う医療費などの経済的な負担を軽減するとともに、不妊治療を支援します。
- ③ 子育ての希望を実現
 - 子育てにおける不安を解消し、子育て中の親が孤立しないよう、積極的な情報提供や相談支援の充実を図るとともに、家庭、地域、社会で子育てを支える仕組みづくりを進めます。
 - 生まれてから社会人として自立に至るまでの成長過程において、点から線へ、線から面へとつながっていくような切れ目のない支援を行います。
 - どこに住んでいても様々な人とつながることができるインターネットや、AI、ロボットなどの情報通信技術（ICT）と共存していく子どもたちが、変化へ主体的に対応し、生き抜く力を育む教育を推進します。
- ④ 仕事と生活の調和
 - 子育て世代の親が仕事か生活の二者択一ではなく、どちらもやりがいを持って暮らせる働き方に対する理解を、家庭のみならず事業所においても深める取組を進めます。
 - 働きながらも子育てや介護に携わりやすい柔軟な働き方への取組の支援や、取組を進める事業所の情報発信を促進します。

(3) 将来にわたり安心して暮らせるまちづくり

～生涯にわたり健康で、環境と共生しながら、安心して住み続けられる持続可能なまちを目指します～

- ① 健康長寿の推進
 - 高齢になってもいきがいをもち、心身ともに健康で暮らせるよう、健康づくりの推進や社会参加の機会を創出します。
 - 地域における住民主体の介護予防活動を支援し、健康づくりと住民同士のつながりづくりを推進します。
 - 健診、医療及び介護データを活用し、高齢者保健事業と介護予防を一体的に進めることによって、生活習慣病の重症化を予防する取組を進めます。
- ② 暮らしの維持・向上
 - これまで家庭の中で維持できていた日常生活が困難となっている高齢者世帯や一人暮らし高齢者世帯を支える仕組みづくりを進めます。
 - 車を保有していない場合や、高齢により車を運転できない場合でも、日常生活での移動を支えられるよう、利便性の高い移動手段の実証を進めます。
 - インターネットへ高速で接続できる環境を整備するとともに、行政のデジタル化を進め、時間や場所に制約されない行政手続の効率化や行政サービスの向上を進めます。
- ③ 地域コミュニティの維持
 - 地域内の共助を支えてきたコミュニティ組織の存続や地域文化の継承など、地域課題を解決するための事業を進められる人材の育成や新たな支え合いの仕組みづくりを進めます。

④ 資源・エネルギー循環の推進

- 新エネルギーのさらなる活用とともに、地域で発生する廃棄物、バイオマスなどの再資源化やエネルギー資源としての活用を図ります。（いかす）
- 地域資源から効果的にエネルギーを創出します。（つくる）
- 創出されたエネルギーを地域内で有効活用し、豊かな環境を次代に引き継ぎます。（つなぐ）

【プロジェクト2】ILCを基軸としたまちづくり

○ 現状

- ・ ILCの建設には、直線のトンネル（20～50km）に精密機器を設置するための、硬い安定岩盤が条件となっており、安定した花こう岩の岩盤が南北に分布する北上高地は、平成25年8月、国内の研究者で組織するILC立地評価会議によりILCの国内建設候補地に選定されました。
- ・ 文部科学省のもとに設置された有識者会議での議論を経て、平成31年3月には、日本政府が初めてILC計画への関心を表明し、令和2年1月には、日本学術会議「マスタープラン2020」の学術大型研究計画に選定されました。
- ・ 令和2年6月に承認・公表された欧州素粒子物理戦略では、ILC計画に対する欧州の協力姿勢が示されました。
- ・ 令和2年8月には、国際協力によるILC準備研究所の設立に向け、高エネルギー加速器研究機構を拠点とするILC国際推進チームが立ち上がり、建設候補地である東北においては、ILC国際推進チームをはじめとした研究者コミュニティと密接に連携し、地域が主体となってILCの建設に必要な受け入れ環境整備等について、検討を進めるため、東北ILC事業推進センターが設立されました。

○ 課題

- ・ 政府が国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整等の早期合意を確実に進めることを、岩手県をはじめとする関係機関と連携して、働きかけていく必要があります。
- ・ ILC計画の動向や関心事項を市民に対し情報提供し、ILCの実現に向けた機運の醸成を図っていくことが重要であり、次代を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代にILCの価値や意義を正しく理解してもらう取組が必要です。
- ・ 本市に広がる自然豊かな風土や伝統ある特有の文化などの魅力を市民が再認識するとともに、その魅力を国内外に広く発信していく取組が必要です。
- ・ 関係機関と連携して、世界中から訪れる研究者などが安心して生活できる国際学術研究都市を見据えた環境の整備を進めていくことが必要です。
- ・ 加速器関連技術を用いたプロジェクトが東北地方に展開・計画されており、その波及効果を産業面などに最大限に生かしていく取組やILCに関わる各種産業への展開支援が必要です。

○ 基本目標

ILCは世界で一つだけ建設される世界最先端の研究施設であり、この地域に建設されれば、本市の未来に大きな希望を与えるとともに、この地域は、世界遺産「平泉」とILCという世界に誇れる二つの宝物を持つ地域となります。

本市の未来を大きく変える可能性を持った夢のあるプロジェクトであるILCの早期実現を目指すとともに、子どもたちが夢と希望と誇りを持って活躍できる地域や50年先、100年先までを見据え

た持続可能な国際学術研究都市の形成を目指し、I L Cを基軸としたまちづくりを進めます。

○ 施策の展開

(1) I L Cの早期実現に向けた取組

- ① 政府が国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整等の合意を確実に進め、早期実現に向け取り組むよう、関係機関と連携して働きかけます。
- ② I L Cの建設に向け、研究者などが実施する地域の具体的な調査に協力します。
- ③ 研究者コミュニティ及び関係機関と密接に連携し、I L Cの建設に必要な取組を進めます。

(2) 東北I L C事業推進センター等の関係機関との連携

- ① I L C建設候補地周辺の環境整備及び研究施設建設等に関し、地域主導で取り組むべき課題について、関係機関と連携して検討を進めます。
- ② 研究者やその家族、地域住民が暮らしやすい社会の実現に向けた検討を進めます。
- ③ 持続可能な地域の実現に向けた取組を、関係機関と連携して進めます。

(3) 市民の理解増進と市内外への情報発信

- ① I L Cに対する市民の関心事項について、専門家による解説セミナーや講演会などを実施して市民の理解増進を図ります。
- ② 市民に対し、I L C計画の動向や地域の取組について、市広報やホームページなどで情報発信します。
- ③ 国内外の研究者などに対し、美しい自然や伝統ある特有の文化など、本市の魅力を情報発信します。

(4) 人材育成、次世代教育

- ① 次代を担う子どもたちが科学技術に対する興味や関心を持つよう、中学生最先端科学体験研修や中学校等でのI L C授業などを実施します。
- ② 世界中から訪れる研究者などに対し、子どもたちが地域の歴史や文化をはじめとする本市の魅力を発信できるよう、地元学を学ぶ取組を進めます。
- ③ I L Cを核とした国際研究拠点に携わる様々な分野の人材育成のための取組を進めます。

(5) 国際色豊かで暮らしやすい生活環境の整備

- ① 国内外の研究者やその家族が快適に生活できるよう、情報通信基盤や交通ネットワーク環境の整備を進めます。
- ② 世界中から訪れる研究者などが安心して生活できるよう、教育や医療、子育てをはじめとする情報の多言語化や公共施設等における多言語対応など、国際化に対応した環境整備及び支援体制の整備を進めます。
- ③ 次代を担う子どもたちが、英語力や国際感覚を身に付ける取組を進めます。
- ④ 国籍や民族、文化、言語、価値観などの違いをお互いに認め合い、支え合って暮らせるよ

う、多文化共生のまちづくりを進めます。

(6) 新しい産業・イノベーション拠点の形成

- ① 加速器関連技術を用いたプロジェクトに企業が参入できる機会の創出に取り組むとともに、産学官の交流、連携の機会の創出を図ります。
- ② ILCの先端技術を活用したイノベーション創出を見据え、各種産業への展開のための支援に取り組みます。
- ③ ILC建設に関わる土木、設備関連をはじめ、ILCの各種部品・装置製造や制御技術などの先端技術を担う専門人材の育成に取り組むとともに、ILC関連技術の開発・応用に関する産学官の連携を進めます。

【プロジェクト3】東日本大震災からの復旧復興

○ 現状

- ・ 本市は、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染が発生し、甚大な被害を受けました。
- ・ これに伴い、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国から汚染状況重点調査地域の指定を受け、震災からの復旧復興を最優先の課題として取り組んできました。
- ・ 放射性物質による汚染問題については、「市民が日常から受ける追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下となること」を目標に掲げ取り組んだ生活空間の面的除染が終了し、ホットスポット（一般住宅・事業所）の再測定調査が完了したため、除染実施計画が終了しました。
- ・ 農林業系廃棄物処理では、8,000Bq/kg以下の牧草についての処理が終了し、原木しいたけやタケノコの出荷制限が一部解除されるなどの明るい兆しもあります。

○ 課題

- ・ 汚染された側溝土砂の早期処理、学校施設への埋設により一時保管している汚染土壌（除去土壌）の処理、乾しいたけや稲わらなどの農林業系汚染廃棄物の処理、被害農家等の経営再建、損害賠償の迅速化など、解決しなければならない多くの課題を抱えており、最優先の課題として取り組んでいく必要があります。
- ・ 隣まちである陸前高田市、宮城県気仙沼市などの沿岸被災地では、一歩ずつ着実に復旧復興が進められていますが、生活基盤の復旧はもとより、産業、保健、医療やコミュニティなど、様々な面で一日も早い復興が望まれるところであり、できる限りの支援を行っていく必要があります。

○ 基本目標

地域経済の再生と健康不安の解消を図り、一日も早く原子力発電所事故前の環境を取り戻すとともに、被災者の生活再建支援と災害に強いまちづくりを進め、また、沿岸被災地への後方支援や県境を越えた連携の強化により、内陸部と沿岸部が一体となった生活圏、経済圏としての振興に結び付けるなど、市民生活が震災前にも増して活力あふれるものとなることを目指します。

○ 施策の展開

(1) 放射性物質による汚染問題への対策

- ① 学校、保育施設の給食及び給食食材の放射性物質の測定、測定結果の公開、放射線測定器の貸出しを継続し、健康不安の解消に努めます。
- ② 市民一人ひとりが安心して日々の暮らしを送ることができるよう、放射線等に関する正しい知識の普及に努めます。
- ③ 側溝土砂や学校施設に埋設している除去土壌の処理について、国に対して、具体的な処理方針を示すよう強く申し入れます。
- ④ 農林業系汚染廃棄物の処理については、近隣自治体の動向を注視し、一関地区広域行政組合と

連携して国、岩手県と協議しながら取り組みます。

- ⑤ 市独自に農林産物の放射性物質の測定を実施し、食の安全安心を発信することにより、風評被害の払拭に努めます。
- ⑥ 県内有数の原木しいたけ産地の復活のため、関係者とともに生産意欲の向上と産地再生に取り組みます。
- ⑦ 東京電力からの損害賠償については、岩手県や市長会と連携して早急な対応を求めます。

(2) 被災者の生活再建支援と災害に強いまちづくり

- ① 被災者の生活再建に関する相談体制を継続するとともに、市と関係団体が連携しながら話し合いを進め、災害公営住宅に入居している被災者と地域住民との地域コミュニティ形成を支援します。
- ② 地震による住宅被害を軽減するため、耐震診断や耐震改修工事を促進します。
- ③ 防災行政情報システムのほか、コミュニティFM放送、いちのせきメールなどを活用し、災害情報の迅速かつ確実な伝達に努めます。
- ④ 大規模災害に限らず、災害に迅速に対応するため、より一層の庁内連携体制の確立とともに、関係機関や相互応援自治体との連携強化を図ります。
- ⑤ 市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダーの育成強化に取り組みます。
- ⑥ 自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な防災知識の普及に努めます。

(3) 近隣自治体との連携による復旧復興の推進

- ① 陸前高田市及び宮城県気仙沼市は隣まちの「近所」であり、市域や県境を越えた古くからの交流により築かれてきた、住民同士、行政同士、企業同士のお互いさまの関係のもと、近い所が助ける「近助」の精神により、沿岸被災地の一日も早い復旧復興に向けて後方支援を続けていきます。
- ② 国道 343 号新笹ノ田トンネルなど、沿岸被災地の地域産業の再生と発展に寄与する復興支援道路の整備促進及び早期事業化を働きかけます。
- ③ 内陸部と沿岸部の一体的な振興を目指し、互いの地域資源の活用や多様な交流の推進を図るとともに、交通ネットワークの充実強化をはじめ各分野における連携を強化します。

第2部 分野別計画

1. 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

1-1 農林水産業

○ 現状

- ・ 本市の農業は、自然条件と地域特性を生かし、水稻、畜産、園芸等が複合的に経営されており、年間を通じて多彩な農産物が生産されています。
- ・ 農業生産の活動は、洪水や土砂崩れを防ぎ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果や多面的機能があります。また、共同活動は、農村コミュニティの維持に大きく貢献しています。
- ・ 本市の主要な農産物としては、米、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、小菊、りんどう、りんご、しいたけ、肉用牛、生乳、鶏、豚などがあり、各品目とも東北有数の産地となっています。
- ・ 森林は、木材等の資源を生み出すとともに、水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止など、多様な公益的機能を有しています。
- ・ 木材需要は増加傾向ですが、木材価格の低迷が続いています。収益性の向上が見通せないため、森林所有者の経営意欲が減退し、放置される森林が増加しています。

○ 課題

- ・ 農業経営については、農業従事者の減少と高齢化の中で、個別経営体は専門化が見られる一方で、兼業農家数が大きく減少しています。
- ・ 集落営農の組織化が進んでいるものの、担い手が不足し、生産額の減少、農地の遊休化が進んでいます。
- ・ 本市の農業の維持発展を図るためには、これからの農業を担う人材や組織を育てていく必要があり、そのためには所得の確保が重要です。所得の確保のため、生産技術や経営管理能力の向上のほか、地域農業マスタープランの実践による担い手への農地の集積、スマート農業の導入など生産の効率化が求められています。
- ・ 農林業の6次産業化や農商工連携による高付加価値商品の開発や販路の拡大など販売面での支援も求められています。
- ・ 新規学卒者など若者に対する就農支援の充実や雇用機会の拡大を図るとともに、農業後継者の円滑な農業経営の継承を推進する取組が必要です。
- ・ 農地の整備や集積については、基盤整備事業の導入や農地中間管理事業の活用により、平地は進んでいるものの、中山間地域は遅れています。
- ・ 農村地域においては、高齢化、少子化による労働力の減少が懸念されています。
- ・ 地域と農業を守るためには、農業の生産基盤を整備し、集落営農の組織化を図り、低コストで持続可能な営農形態を構築するとともに、地域の特性が生かされる農産物の生産振興や高齢者、女性

の労働力を生かす営農が必要です。

- ・ 地域と農業を守る活動は、担い手を中心として、地域の多様な人たちの参加によって支えられていますが、高齢化や人口減少により、継続が難しくなっています。
- ・ 多面的機能支払制度等に取り組むことにより、地域と農業を守るための活動を支援し、農村地域の構造の変化に対応した地域資源の保全管理を推進していくことが必要です。
- ・ 農村地域における生活様式の多様化や人口減少により、農村コミュニティの維持が懸念されています。農村地域が有する豊かな自然環境や伝統文化など、農村資源の素晴らしさを再認識し、その活用を図っていくことが求められています。
- ・ 地域資源を生かした6次産業化や地域の特色を生かした教育旅行の受け入れ・着地型観光を中心とした交流人口拡大の取組を進めることが必要です。
- ・ 地域おこし協力隊員等の外部人材を受け入れて、地元住民が気づかない魅力の発掘や営農活動の向上に対する波及効果も、これからの農村コミュニティの活性化には必要です。
- ・ 農業は人々の命と健康を支える「食」に関わる産業として極めて重要であり、安全な農産物を安定的に供給することが求められています。農業振興に力を注ぎ、生産性の高い農業経営を確立していくことが必要です。
- ・ 担い手が不足している現状から、効率的な生産体制を構築することが必要であり、水稻については、低コスト生産技術の確立と売れる米づくりの推進、野菜・花きについては、施設整備助成などによる専作農家の育成、肉用牛・酪農については、飼育頭数の維持、増加への支援が必要です。
- ・ ニホンジカやイノシシなど、野生鳥獣による農作物への被害が増加傾向にあります。農業経営の安定及び農家の営農意欲の減退による農地の荒廃を防ぐため、被害防止及び捕獲の取組を、効率的かつ効果的に推進する必要があります。
- ・ 高齢化や後継者不足などによって林業従事者が減少し、適正な管理が行われず、荒廃した森林の増加が問題となっています。一方で、昭和30年代に植林した針葉樹等が既に成熟期を迎えており、これらの森林資源の積極的な利活用を推進しながら、「伐ったら植える」森林サイクルの円滑な循環により、森林を更新させながら健全な森林の育成を図る必要があります。
- ・ 本市は豊かな森林資源を有していますが、間伐などで生じた木材の多くは、搬出して販売してもその搬出コストを賄えないことも多く、未利用材として山林内に放置されています。
- ・ 持続可能な地域づくりの意識の高まりを受けて、これまで利用されてこなかった未利用材を地域のエネルギー資源として活用し、エネルギーの地域内での循環により、経済効果や雇用創出による地域振興を図ることが求められています。
- ・ 森林を地域の資源として生かすとともに、森林が有する多様な機能が十分に発揮されるよう、広く市民の理解と認識を深めながら、有効活用と環境保全に努めることが必要です。
- ・ 水資源を育む水源となる奥山の森林保全とともに、市民の森林学習や意識啓発にもつながる身近な里山の自然に親しむ環境づくりが必要です。
- ・ 内水面漁業については、アユなどの淡水魚やモクズガニなどが活用されており、漁業資源の確保や河川環境の保全などによる内水面漁業振興が求められています。

○ 施策の展開

(1) 魅力ある農業と担い手づくり

- ① 新規就農者の確保のため、研修事業や生活基盤、生産基盤の確保に向けた支援を行います。
- ② 関係機関と連携し、新規就農者や認定農業者、集落営農組織等に対し、研修の機会を設けながら経営能力や栽培管理技術の向上を支援し、農業所得の向上を図ります。
- ③ 地域農業マスタープランの話合いの機会などを活用しながら、担い手への農地集積を図ります。
- ④ 本市の農林業の魅力を様々な機会を通じて市内外にアピールし、市内農家出身者はもちろんのこと、首都圏等からの移住や非農家出身者などの雇用就農を含む新規就農者の確保を図ります。
- ⑤ 次代の担い手確保のため、児童、生徒から学生等に至るまで、農業体験など段階的に農業の魅力を体感する機会や、農業の果たす役割・大切さを伝える機会の創出に努めます。
- ⑥ 女性労働者が働きやすい環境の整備を推進します。

(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成

- ① 恵まれた自然環境を生かしながら、農業を支える生産基盤の整備と併せ、地域農業を持続的に支える担い手の育成を図ります。
- ② 農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、大区画化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化を進めることにより、水路管理の省力化、大型機械の導入による作業性の向上を図ります。
- ③ ロボット技術やICT、IoT、AIを活用した「スマート農業」の導入による農作業の省力化や高品質生産等を推進します。

(3) 農業の有する多面的機能の発揮

- ① 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援します。
- ② 水路の泥上げや補修、修繕、農道の維持など、農村環境の整備に対し、地域の共同の取組を推進します。
- ③ 有機農業や化学肥料・化学合成農薬の使用を低減する取組と併せた堆肥の施用など、環境保全に効果の高い営農活動を支援します。

(4) 農村コミュニティの活性化

- ① 農地保全への取組と併せ、農村地域の多様な資源を生かした取組を推進し、農村コミュニティの活性化を図ります。
- ② 多面的機能支払制度等に取り組み、人が集い相談や共同作業を行うことにより、農村地域活動の持続と活性化を図ります。
- ③ 農村地域の特色を生かした教育旅行の受け入れ・着地型観光の取組を中心とした交流人口の拡大を図ります。
- ④ 外部人材を受け入れ、新たな魅力の発見や新しい風を吹き込んで農村コミュニティの活性化を図ります。

(5) 農林水産物の生産、販売支援

- ① 食の安全安心を基本としながら、農業者の知恵と工夫をもとに、地域の特色を生かした農産物の生産振興を図ります。
- ② 産直活動や特産品の生産、販売など地産地消の取組を進めます。
- ③ 地域資源を生かした6次産業化や農商工連携事業に取り組む農業者や商工業者を支援します。
- ④ 地産地消・地産外商を推進し、販路拡大に向けた生産者のビジネス展開につながる支援などにより、地域の豊かなめぐみが育む一関ブランドの確立を目指します。
- ⑤ アユ、ヤマメ、イワナ、モクズガニ等の生息環境の保全に努めるとともに、放流事業の支援等により内水面漁業振興を図ります。

(6) 鳥獣による農作物被害防止対策の推進

- ① 農作物への鳥獣被害の軽減を図るため、鳥獣被害防止総合支援事業交付金を活用した被害軽減施策を推進します。
- ② 西磐猟友会や東磐猟友会と連携し、適期かつ効率的な有害鳥獣の捕獲活動に取り組みます。
- ③ 有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟免許取得者の確保に努めます。
- ④ 市民が自ら農作物を守る意識を持ち、地域ぐるみによる鳥獣被害防止の取組が講じられるよう啓発活動の強化に努めます。

(7) 森林の適正管理と利活用

- ① 林業の生産性向上を図るため、高性能林業機械の導入などによる林業経営体の育成や担い手の確保、森林施業に必要な林道等の適切な維持・管理に努めます。
- ② 森林の持つ水源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮できる健全な森林づくりを目指し、適切な間伐等の森林整備の実施とともに、荒廃した森林が増加しないよう伐採後の再造林を推進し、森林資源の循環を図ります。
- ③ 森林環境譲与税の活用、森林経営管理法による新たな森林管理システムの推進により、多様で健全な森林への誘導による森林の保全、木材利用の促進や普及啓発を図ります。

(8) 地域木材の資源エネルギーとしての活用

- ① 未利用材を、地域内の公共施設や民間施設で木質バイオマスとして有効活用する取組を推進することにより、林業の振興やエネルギーの地産地消の推進に努めます。
- ② 市民の参画のもと、山林内から未利用材を搬出して燃料用チップや薪などに活用する取組を推進し、新たな価値を創出することにより、持続可能な取組につなげていきます。
- ③ 薪ストーブの普及と地域内で生産される薪の安定的な取引の仕組みを作り、地域に根差した木質バイオマスの利用を促進します。

(9) 森林と市民との関わりの創出

- ① 森林生態系保護地域など、生態系や自然環境の維持に資する優れた森林の保全を推進し、子どもたちが自然を学び、市民が心身をリフレッシュする場の創出に努めます。
- ② きれいな水、潤いのある水辺、水資源を育む水源を守るため、地域住民やボランティア団体と協力しながら、森林の機能維持を目指します。
- ③ 里山などの身近な森林は、人と自然とのふれあいの場やレクリエーションの場として、その魅力と機能の維持増進を図り、活用と保全に努めます。
- ④ 地域住民や緑の少年団等を対象にした植樹活動の機会を通じて、木を植えることの大切さと地域資源の循環に対する理解を深めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R 元年) | 目標 (R 7年) | 目標の設定 |
|------|------------------|------|--------------|--------------|-----------------------------|
| 1 | 新規就農者数 | 人/年 | 13 | 24 | 一関地方新規就農者の確保・育成アクションプランに基づく |
| 2 | 認定農業者新規認定者数 | 人/年 | 18 | 24 | 毎年24人の確保を目指す |
| 3 | 農業法人数 | 件 | 74 | 94 | 20件の法人化を目指す |
| 4 | 農用地の利用集積率 | % | 53.6 | 85.0 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく |
| 5 | 水田整備率 | % | 40.6 | 43.6 | 毎年0.5ポイント（約60ha）の増を目指す |
| 6 | 農業振興地域内の農用地 | ha | 19,239 | 19,181 | 国の定める確保すべき農用地等の面積の目標に基づく |
| 7 | ニューツーリズム実践件数 | 戸 | 143 | 161 | 毎年3戸の増を目指す |
| 8 | ニューツーリズム等による交流人口 | 人/年 | 773 | 386 | 感染症の影響を踏まえ、50%減にとどめる |
| 9 | 振興作物（野菜）の作付面積 | ha/年 | 72 | 81 | J Aいわて平泉「販売計画」に基づく |
| 10 | 振興作物（花き）の作付面積 | ha/年 | 50 | 50 | J Aいわて平泉「販売計画」に基づく |

| | | | | | |
|----|--------------------------------|-------|-------|--------|----------------------|
| 11 | 和牛子牛出荷頭数 | 頭/年 | 3,190 | 2,880 | 減少率を10%程度に止める |
| 12 | 6次産業化事業化 件数 | 件 | 85 | 103 | 毎年3件の増を目指す |
| 13 | 鳥獣による農作物 被害面積 | ha/年 | 120.8 | 108.7 | おおむね10%の減を目指す |
| 14 | 間伐実施面積 | ha | 213 | 600 | 前期基本計画の目標値を目指す |
| 15 | 再造林率 | % | 15 | 25 | 10ポイントの増を目指す |
| 16 | 燃料用木材生産量 | B D t | 30 | 98 | 68 B D t の増を目指す |
| 17 | 森林体験者数 | 人/年 | 1,118 | 560 | 感染症の影響を踏まえ、50%減にとどめる |
| 18 | 多面的機能支払制 度に取り組む農地 面積 | ha | 9,984 | 10,183 | おおむね2%の増を目指す |
| 19 | 多面的機能支払制 度に取り組む組織 数 | 件 | 204 | 199 | 減少率を2%程度に止める |
| 20 | 中山間地域等直接 支払制度に取り組 む農地面積 | ha | 8,482 | 8,651 | おおむね2%の増を目指す |
| 21 | 中山間地域等直接 支払制度に取り組 む協定集落数 | 件 | 299 | 293 | 減少率を2%程度に止める |

○ 市民の参画

(1) 魅力ある農業と担い手づくり

※ 新規就農や退職後の農業経営・農作業への参画、農作物の栽培に挑戦しましょう。

- ※ 自分達の地域の将来の農業について話し合う、地域農業マスタープランの話し合いに参加しましょう。

(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成

- ※ 集落営農の組織化の会議など集落の話し合いに参加しましょう。
- ※ 女性や高齢者の労働力を生かすなど、6次産業化の活動を推進しましょう。

(3) 農業の有する多面的機能の発揮

- ※ 地域内の農道、用排水路などの草刈りや泥上げ作業に、活動組織の構成員として参加しましょう。

(4) 農村コミュニティの活性化

- ※ 農業・農村体験などを起点とした体験型イベントに参加しましょう。

(5) 農産物の生産、販売支援

- ※ 農業の6次産業化や農商工連携により新商品を開発し販路拡大に取り組みましょう。
- ※ 地元産農産物、地元産木材を活用し地産地消に取り組みましょう。
- ※ 地元産農産物を活用した料理の工夫と普及に取り組みましょう。
- ※ 農産物直売所などを利用し、農業者と消費者の交流が図られるイベントなどへ参加しましょう。
- ※ 短期間農作業を手伝うグリーンヘルパーなどにより、繁忙期の農業者を支援しましょう。

(6) 鳥獣による農作物被害対策の推進

- ※ ニホンジカやイノシシが生息・活動しにくい環境づくりを目指し、農地周辺の笹やぶや繁みの除去・刈り払い等に取り組みましょう。
- ※ 地域ぐるみで猟友会の捕獲活動を支援する有害鳥獣捕獲応援隊制度に協力しましょう。

(7) 森林の適正管理と利活用

- ※ 伐採後には木を植え、森林を更新しながら、「伐ったら植える」という森林資源の継続的な循環を図りましょう。

(8) 地域木材の資源エネルギーとしての活用

- ※ 間伐材など山林内に残されたままとなっている未利用材を、バイオマスエネルギー資源として活用していきましょう。
- ※ 薪ストーブなどの木質バイオマスを利用する暖房器具の良さを見直しましょう。

(9) 森林と市民との関わりの創出

- ※ 森林や身近な里山に親しむため、森の恵みを再発見する体験型イベントに参加しましょう。

※ 緑化推進活動や、緑の募金に協力しましょう。

1-2 工業

○ 現状

- ・ 本市の製造業の特徴は、情報通信機械器具、電子部品、デバイス・電子回路、食料品製造業を中心に、電気機械器具、パルプ・紙・紙加工品、はん用機械器具製造業など幅広い業種の企業が操業しており、市内で操業している製造業に分類される企業は 250 事業所（令和元年工業統計）となっています。
- ・ 経済のグローバル化の進展、ものづくり産業の空洞化、環境問題への対策や人口減少・少子高齢化の到来など、社会経済の環境が急速に変化する中で、本市の工業の課題も大きく変化してきています。

○ 課題

- ・ 本市は、盛岡市と仙台市の中間に位置し、東北のほぼ中央、さらに沿岸部と内陸部をつなぐ結節点にあり、県境や市町村境にとらわれることのない中東北の拠点都市として、北上川流域の製造業が集積したエリアに位置しており、この優位性を生かした工業振興施策の展開が求められています。
- ・ 市内企業の大部分を占めている中小企業では、ものづくりを支える人材の確保・育成が継続した課題であり、さらには、今まで以上に高い技術、品質と生産性の向上が必要とされています。また、活力ある産業の振興を図るためには、新産業・新事業の創出、育成に向けて積極的に取り組んでいくことが重要です。
- ・ （公財）岩手県南技術研究センターや（独）国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校を活用した産学官金の連携及び支援体制の充実による人材育成、地域企業の技術力・経営力の強化が必要であり、本市工業の裾野をより広げるため、地域内企業の連携と活動の一層の促進を図るための様々な形での支援が求められています。
- ・ ものづくり産業を支え、地域の活性化を図るためには、中小企業の持続的発展が不可欠となっています。新たな市場や事業開発につながる経営資源の相互活用や補完、製品開発力・技術開発力の向上などの効果が期待できる企業間連携が求められています。
- ・ 地域内発型の産業を興すためには、継続的、総合的な支援が求められていることから、関係機関の連携強化と、内発型産業を促進するための支援体制の構築が課題となっています。
- ・ 企業においては、人手不足や生産効率の向上、販路拡大などの様々な経営課題に対応するため、I o Tをはじめとする新しい I T 技術の導入、活用により、経営力の強化・生産性の向上に積極的に取り組むことが課題となっています。
- ・ 「中東北の拠点都市」として、恵まれた立地状況と優遇制度の優位性を最大限に活用し、企業誘致活動を進めるほか、空き工場や産業用地の情報提供や岩手県との連携による企業立地の支援など、企業ニーズに柔軟に対応した施策展開により競争力のある産業育成が重要となっています。
- ・ 本市を中心とした北上高地が I L C の国内建設候補地とされていることから、岩手県をはじめ関係機関と連携を密にし、情報収集する必要があります。
- ・ I L C 誘致によって、新たな産業の創出や関連産業の集積が見込まれることから、誘致の動向を

見極めながら、工業団地や貸し工場など、企業の立地環境の整備を計画的に行っていくことが必要です。

○ 施策の展開

(1) 工業の振興

- ① 工業振興計画を策定し、本市における工業の目指すべき方向性や施策を明らかにするとともに、社会動向に即応した施策・事業の展開を図ります。
- ② 高品質・高付加価値なものづくりのため、産業支援機関などと連携し、技術・技能講習や品質管理検定資格取得支援講座の開催による品質管理・分析技術などの技術・技能習得を支援するとともに、技術員による技術相談、分析や分析結果への対応等のサポート体制を強化します。
- ③ 企業の技術力、経営力を強化するため、技術開発・共同研究・高品質化への取組や、新事業活動による経営革新・取引拡大などを支援します。
- ④ 新たな取引市場の開拓を支援するため、産業支援機関と連携を図り、各種最新情報の提供に努めます。

(2) ものづくり人材の確保と育成

- ① 関係機関と連携を図りながら就職ガイダンスや企業説明会、企業見学バスツアー、企業情報交換会を実施するなど、学生、社会人等と企業の交流や情報交換の機会の充実を図ります。
- ② 技術、技能習得を目指した研修の充実を図り、高品質で付加価値の高いものづくりを支援するとともに、(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校、理工系高等教育機関や産業支援機関などと連携を図りながら、企業ニーズの高い品質管理や加工技術などの研修を実施し、地域企業の人材育成に取り組みます。
- ③ 新入社員等の若手社員のスキルの向上を図るとともに、時代を担うリーダーを育成するための研修を行います。
- ④ 企業情報交換会や市広報などを通じて、地域企業の製品や技術力などの魅力を広く情報発信し、販路拡大や市場の開拓を図るとともに、地域住民への理解を深めるよう PR に努めます。

(3) 地域内発型産業の振興

- ① 産学官金の連携を図り、企業間連携や共同研究への取組などによる新製品、新技術の開発及び事業化を支援します。
- ② 両磐インダストリアルプラザなど工業関係団体と連携し、地域の企業間の交流を活発にしながら、新たな事業展開や起業に向けた取組を支援します。
- ③ 他地域における企業間連携や農商工連携・6次産業化などの先進事例、成功事例の普及啓発を行い、内発型産業の気運の醸成を図ります。
- ④ I o Tに関する普及啓発や、地域経済分析システム（RESAS）の活用、企業間ネットワーク構築を促進するため、各種セミナーを開催します。
- ⑤ S o c i e t y 5 . 0の実現に向けた技術革新に対応し成長するため、活用ニーズの情報収集・

発信を行います。

(4) 企業誘致の推進

- ① 企業が立地しやすい環境整備と企業誘致活動を積極的に展開します。
- ② 企業ニーズを的確に捉えた立地環境の整備を進めるとともに、企業立地に対する岩手県等の助成制度の活用を図りながら、企業誘致に積極的に取り組みます。
- ③ 企業の立地動向を的確に把握し、企業ニーズに合った工業団地の整備を検討します。
- ④ 自動車関連産業、半導体関連産業の集積の流れやI L C誘致の動向などを注視するとともに、I C T・I o Tといった情報関連産業や企業の研究開発部門など、将来を見通した誘致活動を展開します。
- ⑤ テレワークの普及により地方への事業展開やサテライトオフィスの設置など、新たな企業ニーズに対応できるように産業用地の整備を進めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------|------------------------|------|-------------|-------------|------------------|
| 1 | (公財)岩手県南技術研究センター試験分析件数 | 件/年 | 1,125 | 1,100 | 毎年、同程度の試験分析件数を指す |
| 2 | 製造業の製造品出荷額 | 億円/年 | 2,095 | 2,150 | おおむね3%の増を目指す |
| 3 | 市が行う人材育成事業の受講者数 | 人/年 | 60 | 70 | 毎年、募集人数の約9割を目指す |
| 4 | 新製品・新技術開発の件数 | 件/年 | 1 | 3 | 毎年3件を目指す |
| 5 | 誘致企業数 | 社 | 25 | 37 | 毎年2社の増を目指す |

○ 市民の参画

(1) 工業の振興

- ※ 工業をはじめとする地元産業への理解を深めるため、工場見学や市内企業が出展する展示会などに参加しましょう。

(2) ものづくり人材の確保と育成

- ※ 技術や技能を取得するため、検定受験を支援するとともに、産業支援機関などが行う各種講座

に参加し、高品質で付加価値の高いものづくり産業の圏域をつくりましょう。

(3) 地域内発型産業の振興

- ※ （公財）岩手県南技術研究センターや（独）国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校などの学術研究機関を活用し、新製品や新技術の開発に挑戦しましょう。
- ※ 産学官金による情報交換や企業の実組等を知ることができる産学官イブニング研究交流会へ参加し、企業間の連携強化に取り組みましょう。

(4) 企業誘致の推進

- ※ 企業や市が行う情報発信を通じ、市内に立地した企業や産業支援機関等の活動について理解を深めましょう。
- ※ 空き工場や産業用地として活用が見込める遊休地などの情報を発信しましょう。

1-3 商業、サービス業

○ 現状

- ・ 本市の商業の状況をみると、商店数、従業員数、年間販売額ともに減少傾向が続いています。
- ・ 郊外型の大型店等の出店やインターネット通販により、各地域に形成された既存の商店街や地域に密着して立地する中小の商店の経営は厳しい状況に置かれています。

○ 課題

- ・ 市内企業の大部分を占める中小企業においては、市場開拓力、資金調達力などの確立のほか、情報受発信力や地域内企業ネットワークの形成、経営を担う人材の育成が必要です。
- ・ 高齢者など、商店まで買物に行くことに對し不便を感じる市民が増えていることや、高齢者に限らず市民の消費行動に変容がみられることから、自宅で買物などができる仕組みが求められています。
- ・ 商店街を再生し賑わいを創出していくためには、商店街の各店が個性を発揮し、郊外店舗との差別化を図ることを基本に、魅力ある商品、個店ならではのサービスの提供、担い手の育成など、地域コミュニティに根差した商店街づくりが必要です。
- ・ 中小の商店の経営者が高齢化し、後継者不足が課題です。
- ・ 一関地域市街地活性化施設「なのはなプラザ」は、平成 25 年 4 月 1 日のオープン以来順調に利用され、毎年およそ 40 万人の入館者がありますが、今以上の周辺商店街への経済的な波及効果が求められています。
- ・ 消費者ニーズの多様化から高度な情報収集能力が必要となっています。
- ・ 各地域の特色を生かした特産品は、販売だけではなく愛好者の地域への集客にもつながり新たな商業展開も見込まれることから、今後も継続的な支援を行うことが必要です。
- ・ 商店街の振興をはじめとする地域経済の活性化には、女性や若者などを中心とした起業や事業承継が大きな役割を果たすことから、起業しやすい環境づくりが求められています。

○ 施策の展開

(1) 商業、サービス業の振興

- ① 中小企業に対し事業資金の低利融資、利子補給等を行い、経営を安定させ、市内中小企業の振興を図ります。
- ② 商工会議所等の関係団体への活動を支援し、個々の中小企業への巡回指導、窓口指導の充実を図るとともに、これら関係団体と連携し、定期的に創業希望者や中小企業における様々な課題を解決するための相談窓口等を開設し、市場開拓や情報受発信力の向上などの専門的な分野についても支援を行い、起業創業支援や中小企業の経営合理化、効率化を促進します。
- ③ 利用者の自宅まで、食品や日用品の宅配を行ったり、床屋などの役務を提供したりする事業者の情報を取りまとめ、市民に周知を行い、買物の利便性の向上を図るとともに、商業、サービス事業者の新たな顧客づくりを支援します。

(2) 商店街の活性化

- ① 商店街組合等が主体的に行う事業を支援し、商店街としての結束力を高めながら、集客につながるイベント開催などを展開し、商店街の賑わい創出と地域コミュニティの形成を図ります。
- ② 空き店舗の活用を促進し、商店街への新規参入を誘導するため、空き店舗への入居支援を行います。
- ③ 国や岩手県等の事業承継支援制度を活用するほか、商工会議所等の関係団体と連携し、円滑な事業承継の支援を行います。
- ④ なのはなプラザの活用を促進し、中心市街地の活性化を図るとともに、商店街の賑わいを創出します。

(3) 活力ある商業の振興

- ① 消費者ニーズに対応した品揃えやサービスの提供のため、商工会議所等と連携し、セミナーの開催、経営指導や従業員研修、情報交換等を支援し、個店の魅力づくりを促進します。
- ② 特産品が育まれた風土や製法等へのこだわりも含めたPRを図るため、見学体験を織り交ぜた特産品販売の取組を支援するとともに、新たな特産品開発を促進します。
- ③ 女性や若者などが、起業しやすい環境づくりを支援します。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|----------------------------------|-----|-------------|-------------|-------------------------|
| 1 市等制度資金利用 件数 | 件 | 362 | 398 | おおむね10%の増を目指す |
| 2 商店街空き店舗入 居件数 | 件/年 | 6 | 6 | 現状維持を目指す |
| 3 市補助金を活用し たまちなかイベン トの来場者数 | 人/年 | 77,368 | 77,400 | 感染症の影響を踏まえ、現状数値への回復を目指す |
| 4 市の施策による起 業者数 | 人 | 12 | 30 | 毎年3人の増を目指す |

○ 市民の参画

(1) 商業、サービス業の振興

※ 市内企業の製品や品揃え等について理解を深め地元での消費に協力しましょう。

※ 市内の事業者を利用し商業やサービス活動を活発にしましょう。

(2) 商店街の活性化

※ 商店街のイベントに参加するなど、地域の魅力にふれながら商店街の活性化を応援しましょう。

※ 市内の商店街を利用し、まちなかの賑わいをつくり出すとともに地域の結びつきを高めましょう。

(3) 活力ある商業の振興

※ 本市の特産品の素晴らしさを再発見し、贈答品などに利用して、特産品の魅力を市内外に伝え「いちのせき」を売り出しましょう。

※ 起業者の活動に対し理解を深め、地域づくりや賑わいづくりと一緒に進める一員として起業者を応援しましょう。

1-4 雇用

○ 現状

- ・ 雇用情勢は、多くの業種で人手不足が深刻化しており、特に建設関連産業、医療、福祉関連産業を中心に、人材が充足していない状況が続いています。
- ・ 新規高卒就職希望者は100%の就職率となっているものの、地元就職率は50%を下回って推移しています。
- ・ 早期に離職する若者も多い状況です。
- ・ 多くの業種において人材不足が継続しており、ものづくりの技術者、後継者においても減少しています。
- ・ 求職者等を対象とした短期訓練では、早期就職をめざし、スキルアップに取り組むため、事務系や介護系の訓練を実施しています。

○ 課題

- ・ 人材確保と地元定着を進めるため、多様で柔軟な働き方ができる雇用・労働環境の整備を促進し、あらゆる働く意欲のある人の就業促進や地元定着を支援する必要があります。
- ・ 国、岩手県の関係機関と連携し、働き方改革運動を推進し、就労条件や働きやすい環境の整備など、勤労者福祉の充実を図る必要があります。
- ・ 職業訓練施設での長期在職者訓練の受講者数も減少傾向にあり、ものづくり人材の育成と確保、さらには、ものづくりの技術、技能の伝承が課題となっています。

○ 施策の展開

(1) 働きやすい職場環境の整備と就職支援

- ① 求職相談・職業紹介や求職者訓練、中東北就職ガイダンス・面接会の開催等を通じて、求職者の早期就業とU・I・Jターン就職希望者の支援に取り組みます。
- ② 関係機関と連携し、キャリア教育の支援等に取り組みます。
- ③ セミナーの開催を通じて、就業定着と人材育成を支援するとともに、関係機関と連携して、就労条件や働きやすい環境の整備など、働き方改革を推進し、勤労者福祉の充実を支援します。
- ④ ワーク・ライフ・バランスの推進に係る国の支援制度を紹介し、働きやすい職場環境の整備に取り組む企業が増えるように情報発信します。
- ⑤ 国や岩手県の子育て支援に関する認定制度の登録を勧め、子育てしやすい職場環境の推進につなげます。

(2) 能力開発と人材育成

- ① 関係機関との連携により、企業ニーズにあった職業訓練事業等を実施し、在職者及び求職者の知識や技術習得を支援するとともに、職業能力開発の促進に努めます。
- ② ものづくりに関する技術、技能の伝承を支援し、ものづくり産業の振興に努めます。

- ③ 各種研修会等を実施し企業の人材育成を支援します。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|--------------------|-----|-------------|-------------|---------------|
| 1 新規高卒者の管内就職率 | % | 46.7 | 55.0 | 8.3ポイントの増を目指す |
| 2 職業訓練施設における訓練受講者数 | 人/年 | 2,133 | 2,240 | おおむね5%の増を目指す |

○ 市民の参画

(1) 働きやすい職場環境の整備と就職支援

- ※ 地元で働くことについて家庭や学校でも理解を深め、若者の地元就職や就業定着を応援しましょう。
- ※ 働き方改革を推進し、働きやすい職場づくりへの理解を深めましょう。

(2) 能力開発と人材育成

- ※ 市内企業が出展する展示会を見学し、ものづくり技術や技能の伝承への理解を深めましょう。
- ※ 職業訓練や研修に参加し、学んだ専門的な知識や技術を生かしていきましょう。

1-5 観光

○ 現状

- ・ 本市の観光入込客数は、各観光地の合計で221万人回(令和元年度)に達しています。
- ・ 主な観光資源は、栗駒国立公園、巖美溪、狛鼻溪、夫婦石、室根山、一関温泉郷、みちのくあじさい園、花と泉の公園、館ヶ森高原エリアなどです。主なイベントとしては、歴史ある室根神社特別大祭、一関市・大東大原水かけ祭り、かわさき夏まつり花火大会、藤沢野焼祭、近年では、全国もちフェスティバル、全国地ビールフェスティバル、一関・平泉バルーンフェスティバル、せんまやひなまつり、唐梅館絵巻などが代表的です。
- ・ 本市には、それぞれの地域に特色ある景勝地や行楽地、温泉等の観光地が数多くあるとともに、四季を通じて、多彩な祭りやイベントが開催され、国内外から観光客が訪れています。
- ・ 観光地や祭り、四季を通じたイベント等は、本市を全国に情報発信する上で重要な資源であり、地域活性化を図る上で欠かすことのできない重要な要素の一つです。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、観光入込客数は例年と比較して著しく減少しています。
- ・ 中高生の修学旅行を含めた学習旅行などの体験型観光の需要は高まっています。
- ・ ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食：日本人の伝統的な食文化」の伝統食の例示として一関のもちが紹介されており、「もちの聖地いちのせき」の情報発信の充実に努めています。
- ・ 岩手県、関係市町と連携し、世界遺産関連資産である骨寺村荘園遺跡のPR活動等を行っていますが、観光客の増加には至っていません。

○ 課題

- ・ 観光による交流人口や関係人口の増加を図ることは、新たな産業の創出にもつながるものと期待されます。
- ・ より多くの観光客に来訪してもらうためには、本市全体のブランド価値を高める必要がありますが、観光資源の発掘と活用、観光拠点の整備、イベント等の開催とともに、近隣市町村と連携した誘客の推進が重要です。
- ・ 岩手県南、宮城県北の多くの観光地や観光資源をつなぐ観光ルートの開発や特産品、温泉、もち食などの本市の特性を生かした魅力ある新たな観光施策の展開を図っていくことも大切です。
- ・ 一関・平泉バルーンフェスティバルを開催するほか、本市のオリジナル熱気球「黄金の國一関・平泉号」による係留体験搭乗会を市内外で開催するなど、熱気球を活用した観光客の誘客に取り組んでおり、さらなる誘客の促進が求められています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の収束後の早急な回復を図れるよう、戦略的な誘客への取組を検討する必要があります。
- ・ 岩手・宮城内陸地震、東日本大震災や近年全国各地で相次いで発生している自然災害に備えていくためにも、防災教育が注目されており、沿岸被災地等との連携を図っていく必要があります。
- ・ 観光客の受け入れには、道路や駐車場、案内標識等の交通基盤整備を進めるとともに、観光関係団体との連携強化、観光ボランティアの育成等の受け入れ態勢の整備など「おもてなし」を充実す

ることが求められています。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の収束後に向け、インバウンド誘客回復への取組を着実に推進する必要があります。
- ・ マスクの着用や手洗いの徹底、ソーシャルディスタンスの確保といった、新しい生活様式に対応した受け入れ態勢については、事業者と連携して取り組む必要があります。
- ・ ガイダンス施設である骨寺村荘園交流館（若神子亭）を核とした事業の展開や情報発信等を継続して行い、骨寺村荘園遺跡の価値や魅力について広くPRする必要があります。

○ 施策の展開

(1) 観光資源の発掘及び活用

- ① 観光振興計画を策定し、本市の観光施策の具体的な方向を示すとともに、その推進に努めます。
- ② ふるさと名物応援宣言をしたもち食文化、日本酒・地ビール類、秀衡塗、熱気球の普及や支援に努めるとともに、観光資源の掘り起こしや磨き上げをし、自然景観や温泉、郷土食や伝統芸能、地域の祭りなど特色ある観光資源と結び付け、PRに努めます。
- ③ 岩手県南及び宮城県北の広域圏をはじめ、栗駒山麓周辺市村や交流都市等との観光ネットワークを形成し、平泉町など周辺市町村と一体となった滞在型観光振興を図ります。また、滞在型観光の拠点として、美しい景観と温泉情緒が味わえる一関温泉郷のPRに努めます。
- ④ 「一関の物産と観光展」などを通じて、特産品や魅力ある歴史や風土、優れた景観など、一関ブランドの発信に努めます。
- ⑤ 一般社団法人一関市観光協会の観光案内所を本市の観光情報サービスの総合窓口として位置付けるとともに、観光案内機能の充実により観光客の視点に立ったサービス提供に努めます。
- ⑥ 観光振興を公民一体で進める一般社団法人世界遺産平泉・一関DMOを観光地域づくりの舵取り役として、観光関連事業者等の連携による地域全体の戦略的な観光地域づくりの推進に努めます。
- ⑦ 一関三大フェスティバル（全国もちフェスティバル、全国地ビールフェスティバル、一関・平泉バルーンフェスティバル）の充実と周知を図り、観光客の誘致を推進します。
- ⑧ 情報通信技術（ICT）を活用した観光情報の発信や観光案内機能の充実に努めます。
- ⑨ アウトドア資源を生かした地域活性化の推進に努めます。

(2) 体験型観光の振興

- ① いちのせきニューツーリズム協議会と連携した農家民泊や農業体験、さらには特産品や伝統的工芸品などを制作する体験学習など、ここでしか得られない価値を創出する様々な体験型観光の充実と世界遺産「平泉」や祭時の災害遺構の見学による震災教訓の伝承、沿岸被災地の防災教育と連携した教育旅行の誘致を推進します。
- ② ユネスコ無形文化遺産「和食」の中で伝統食文化として紹介された一関地方のもち食文化のブランド化を図り、市内外への情報発信をするとともに、もちによる体験型観光の構築を図ります。

(3) 受け入れ態勢の整備

- ① 市民一人ひとりが「おもてなし」の心を持つよう意識の醸成を図るとともに、市民主体の観光ボランティア活動を支援し、観光客の受け入れ態勢の充実に努めます。また、新たな観光ボランティアの養成・確保を図ります。
- ② わかりやすい観光案内板の設置や多言語化による情報発信、観光施設の充実に図ることにより、訪れる人、訪れたい人の視点に立った観光客の誘客に努めます。
- ③ 観光客の円滑な移動手段の確保のため、公共交通機関との連携を図ります。
- ④ インバウンド誘客の回復のため、魅力あるモデルコースの充実とWi-Fi環境の整備の促進を図り、外国人観光客の利便性を高め、受け入れ態勢や環境整備に努めます。

(4) 骨寺村荘園遺跡の活用

- ① 岩手県世界遺産保存活用推進協議会等と連携し、骨寺村荘園遺跡を活用した観光客の誘致を推進します。
- ② 市民に骨寺村荘園遺跡の価値や魅力を伝えるため、ガイドンス施設である骨寺村荘園交流館（若神子亭）を核とした事業の展開や情報発信等を行います。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|-----------------|-------|-------------|-------------|--------------------------|
| 1 観光入込客数 | 万人回/年 | 221 | 221 | 感染症の影響を踏まえ、現状数値への回復を目指す |
| 2 宿泊者数 | 万人/年 | 7 | 7 | 感染症の影響を踏まえ、現状数値への回復を目指す |
| 3 一関温泉郷入込客数 | 万人回/年 | 21 | 21 | 感染症の影響を踏まえ、現状数値への回復を目指す |
| 4 教育旅行入込客数 | 人回/年 | 9,478 | 9,478 | 感染症の影響を踏まえ、現状数値への回復を目指す |
| 5 観光ボランティア登録者数 | 人 | 75 | 75 | 感染症の影響を踏まえ、現状数値の維持を目指す |
| 6 外国人観光入込客数 | 人回/年 | 42,785 | 42,785 | 感染症の影響を踏まえ、現状数値への回復を目指す |
| 7 骨寺村荘園交流施設利用者数 | 人/年 | 27,638 | 29,000 | R元年度を基準として、おおむね5%の増を目指す。 |

○ 市民の参画

(1) 観光資源の発掘及び活用

- ※ 住む場所や観光地周辺の清掃活動に取り組みましょう。
- ※ 各種イベントへ参加しましょう。
- ※ 郷土料理や伝統芸能の継承に努めましょう。
- ※ 地域の観光資源への理解を深め、ふるさとの情報発信に努めましょう。

(2) 体験型観光の振興

- ※ 体験型観光やプログラムの企画立案に協力しましょう。

(3) 受け入れ態勢の整備

- ※ 観光ボランティア活動に参加しましょう。

(4) 骨寺村荘園遺跡の活用

- ※ 骨寺村荘園交流施設等で行われるイベントに参加しましょう。
- ※ 骨寺村荘園遺跡への理解を深めましょう。

2. みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

2-1 都市間交流、国際交流

○ 現状

- ・ 本市の姉妹都市は、福島県三春町、和歌山県田辺市、オーストラリア連邦セントラルハイランズ市、友好都市は埼玉県吉川市、宮城県気仙沼市となっています。各自治体とは市民交流を継続的に行っています。
- ・ 芭蕉や忠臣蔵、千葉氏など歴史的なつながりのある全国の自治体間で、各種サミットを構成し、交流事業や観光事業などに取り組んでいます。

○ 課題

- ・ 各地域、各地区で行ってきた交流事業を全市的に広げるとともに、双方の経済交流に結びつくような取組を展開していく必要があります。
- ・ 本市の令和2年3月末現在の外国人の人口（外国人登録者数）は、898人となっており、国籍別では、フィリピン、ベトナム、中国、韓国が多くを占めています。学校教育、市民生活、災害時の対応等において、文化や言語の違いでコミュニケーションがうまくいかないなどの課題があり、地域の国際化、多文化共生の推進が必要です。
- ・ 一関市国際交流協会が行うホームステイ事業や日本語教室、料理教室などが交流の場の一つとなっています。国籍に関わらず同じ地域に暮らす市民として良好な人間関係を築くことが大切であり、一関市国際交流協会の活動支援を通じ、国際理解の啓発に努める必要があります。
- ・ ILC誘致実現後における外国人研究者などの受け入れ、生活支援等の体制を整備していくことが必要です。

○ 施策の展開

(1) 多様な交流活動の推進

- ① 姉妹都市、友好都市とは、これまでの交流の経過を大切にし、さらなる市民交流の促進を図るとともに、相互の産業振興につながる事業に取り組めます。
- ② 歴史的なつながりのある全国の自治体と連携した交流事業や観光事業などを行い、一関市の魅力発信と賑わいの創出に取り組めます。
- ③ 市民を主体とする多様な国際交流、多文化共生事業を展開することにより、市民の国際化意識の醸成と国際理解を深め、多文化共生社会の形成を図ります。
- ④ 国際ボランティア活動への支援、協力について、市民の自主的な取組を促進します。
- ⑤ 小中学校における総合的な学習や特別活動の時間を活用するとともに、社会教育事業を通じて子どもたちの国際理解を深めます。

(2) 外国人に優しいまちづくり

- ① 一関市国際交流協会の運営を支援し、連携を図りながら、外国人向けの相談窓口の開設、通訳補助、様々な国籍を持った市民との交流の場の提供などを通じ、在住外国人の声やニーズを汲み上げ、まちづくりに反映できるよう努めます。
- ② 日本語教室の開催、外国語表記や、やさしい日本語での情報提供を図るなど、外国人にとって、訪れやすく、また、安全安心な生活ができる環境の整備に努めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R 元年) | 目標 (R 7年) | 目標の設定 |
|--------------------------|-----|--------------|--------------|-----------------------|
| 1 国内他自治体との交流事業の件数 | 件/年 | 48 | 5 | 感染症の影響を踏まえ、5事業にとどめる |
| 2 一関市国際交流協会への相談件数（外国人含む） | 件/年 | 0 | 180 | 毎年180件を目指す |
| 3 多文化共生事業への参加者数 | 人/年 | 59 | 30 | 感染症の影響を踏まえ、毎年30人にとどめる |

○ 市民の参画

(1) 多様な交流活動の推進

- ※ 他自治体との交流事業に積極的に参加しましょう。
- ※ 交流事業で本市を訪れるセントラルハイランズ市や他自治体の学生のホームステイの受け入れに協力しましょう。

(2) 外国人に優しいまちづくり

- ※ 様々な国の文化や風習に関心を持ち、国際理解を深めましょう。
- ※ 多文化共生事業に参加しましょう。

2-2 道路

○ 現状

- ・ 本市は、1,256.42 km²と県下第2位の面積を有しており、高速道路をはじめ、国道（7路線）、主要地方道（9路線）、一般県道（30路線）などにより骨格的な道路ネットワークが形成されています。

○ 課題

- ・ 国道4号は、朝夕の交通渋滞が慢性化しており、4車線化による整備が課題となっているほか、国道4号を補完する、渋滞緩和及び災害時の避難・支援ルートの確保を図る新たな南北の幹線道路の整備も課題となっています。
- ・ 近年、全国的に風水害等が多発しており、災害時の迅速な救援活動や救急活動のためには、東西に広がる市域を横断し、沿岸部と内陸部を結ぶ国道284号や343号、さらに、本市から宮城県へ通じる国道342号、456号、457号の急カーブ・急勾配の解消や狭隘部の改良など、安定した車両の通行が確保できる道路の早期整備が課題となっています。
- ・ 道路整備は、市民の安全確保と利便性向上を図るとともに、災害時の輸送等を支える上からも、各地域において一体的な整備、改良を推進する必要があると、地域間を結ぶ広域的な幹線道路や地域に密着した市民生活にとって関わりの深い生活道路の整備が必要となっています。
- ・ 歩行者の安全確保のための歩行空間の整備、防護柵、カーブミラー、交通標識等の設置などの交通安全施設の整備、さらに、ユニバーサルデザインに配慮した歩道のバリアフリー化や街並みの整備、保存などにも努めていく必要があります。
- ・ 良好な道路環境を維持管理していくためには、老朽化した道路施設の長寿命化や適正な維持管理により市民の安全安心と快適な道路環境の維持を図るとともに、地域住民の協力を得ながら協働での取組を進めることが必要です。

○ 施策の展開

(1) 広域ネットワークの充実

- ① 東北縦貫自動車道、三陸縦貫自動車道、東北横断自動車道、みやぎ県北高速幹線道路とのアクセス向上を図ります。
- ② 国道4号は、高梨交差点から一関大橋北交差点までの交通事故対策事業の早期完了、高梨交差点以南並びに大槻交差点以北平泉バイパス境までの渋滞解消を図る早期4車線拡幅整備などを関係機関に働きかけます。
- ③ 国道284号は、石法華地区の早期完成などを関係機関に働きかけます。
- ④ 国道342号は、白崖地区の早期完成、花泉バイパスから宮城県境までの早期整備、大槻交差点から一関東工業団地を経て、金沢地区までのルート変更などを関係機関に働きかけます。
- ⑤ 国道343号は、新笹ノ田トンネルの早期事業化、渋民地区の早期完成などを関係機関に働きかけます。
- ⑥ 国道456号は、大東・千厩・藤沢地域における改良整備などを関係機関に働きかけます。

- ⑦ 国道 457 号は、一関市萩荘地区における道路改築などを関係機関に働きかけます。
- ⑧ 県道は、主要地方道一関北上線（山目駅前釣山線の事業完了区間以北の早期事業化）、一関大東線（東山町柴宿から大東町摺沢までの抜本的な改良整備等）、花泉藤沢線、弥栄金成線、本吉室根線などの整備促進、一般県道の整備促進並びに国道 4 号を補完する西側ルート of 整備などを関係機関に働きかけます。
- ⑨ 一関市・気仙沼市間の地域高規格道路の早期実現を関係機関に働きかけます。

(2) 市内ネットワークの拡充

- ① 市道や都市計画道路は、市民生活の利便性の維持、向上と安全で円滑な交通を確保し、災害時においても地域拠点と集落の輸送等を支えるため、地域の実情を踏まえつつ、効率的、効果的な整備を図ります。
- ② 市内の地域間を結ぶ広域的な幹線道路や J R の各駅、東北縦貫自動車道インターチェンジ、病院、消防署、公共施設、工業団地などの拠点を結ぶ主要な道路は、交通量や緊急度、道路網としての位置付け等を総合的に検討し整備に努めます。
- ③ 地域に密着した生活道路は、交通量、道路幅員、危険箇所の解消等の緊急度などを総合的に検討して、地域ごとに整備計画を作成し、計画的な整備に努めます。

(3) 安全安心で快適な道路環境づくり

- ① 歩行者や自転車、視覚障がい者や車いす利用者の安全を確保するため、歩道や歩行者通行帯の整備、段差解消、勾配緩和等を進めるとともに、通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路等の安全対策の充実に努めます。
- ② 橋梁、トンネル、道路附属物等の点検、診断を定期的に行い、計画的な修繕、更新による道路施設の長寿命化を図るとともに、地域住民等との協働により、道路環境の適正な維持管理や交通の安全確保に努めます。
- ③ 誰もが見やすくわかりやすい交通案内標識の設置など、利用しやすい交通環境の整備に努めます。
- ④ 冬期間の交通機能を確保するため、適切な除雪に努めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R 元年) | 目標 (R 7 年) | 目標の設定 |
|---------|----|--------------|---------------|----------------|
| 1 市道改良率 | % | 55.9 | 56.9 | 1 ポイントの増を目指す |
| 2 市道舗装率 | % | 54.3 | 55.7 | 1.4 ポイントの増を目指す |

| | | | | | |
|---|-------------------------|---|----|---|---------------|
| 3 | 健全性診断で「早期措置段階」と判定された橋梁数 | 橋 | 61 | 0 | 修繕工事により解消を目指す |
|---|-------------------------|---|----|---|---------------|

○ 市民の参画

(1) 広域ネットワークの充実

※ 広域的な幹線道路の整備促進を要請する活動に協力しましょう。

(2) 市内ネットワークの拡充

※ 道路整備に当たっては、地域内の合意形成づくりや、用地・工事などの事業実施に協力しましょう。

(3) 安全安心で快適な道路環境づくり

※ 冬期の安全な交通を確保するため、道路の除雪に協力しましょう。

※ 道路清掃や草刈りなどを行い、道路環境の整備を図りましょう。

2-3 公共交通

○ 現状

- ・ 公共交通は、自動車を利用できない市民の日常生活や、本市を訪れる観光客などにとって欠かすことのできない社会基盤となっています。
- ・ 利用者の減少や、運行事業者における運転手不足により、民間路線バスの廃止や減便が生じています。また、同様に、市営バスも利用者が減少傾向にあり、行政の財政負担が増加しています。
- ・ 高齢化社会の進展により、高齢者からは、バス停までの移動が困難で、バスが利用できないとの意見が寄せられています。また、高齢者による自動車事故が社会問題化しています。

○ 課題

- ・ 地域特性や利用者ニーズに合わせて運行内容や利用環境を見直し、地域住民の移動の役に立つ公共交通に再編していく必要があります。
- ・ まちなかの賑わいを創出し、市民や来訪者の利便性と回遊性を向上させるため、一ノ関駅周辺と公共施設や病院、商店街などを結ぶバス路線を整備する必要があります。
- ・ 経済、観光、交流の移動拠点となる一ノ関駅の利便性の向上が求められています。また、駅での乗継、観光地へのアクセス向上などが必要となっています。

○ 施策の展開

(1) 公共交通ネットワークの形成

- ① 一関、花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢の各地域において、病院や商店、公共機関が集積しているような地域の中心となるエリアを「拠点エリア」と位置づけ、それぞれの拠点エリアを結ぶ、地域を越えた交通ネットワークの維持、確保を図ります。
- ② 各地域内では、拠点エリアと、それぞれの集落や自宅を結ぶ公共交通ネットワークの維持、確保を図ります。なお、市営バス、廃止路線代替バスの1便あたり平均乗車人数が2.0人未満の路線は、デマンド型乗合タクシーへの再編等を進めます。
- ③ 市民がまちなかを気軽に移動できる移動手段、観光客などの来訪者が利用しやすい移動手段として市街地循環バスの導入に取り組みます。

(2) 公共交通の利便性向上

- ① 待合環境の向上や交通情報などの提供を行うとともに、ダイヤの見直し、乗り継ぎ時間の改善を行い、公共交通の利便性の向上を図ります。
- ② 外国人を含む観光客が、公共交通を利用して目的地までスムーズに移動できるよう、各種メディアを利用した情報提供や、バス停表示をはじめとしたバス情報の多言語化に取り組みます。

(3) 一ノ関駅の拠点性の向上

- ① 一ノ関駅に停車する新幹線の本数及び在来線の本数の増加をJRに要望します。

- ② 駅構内への無料公衆無線LANサービスの導入、交通系ICカードの対応エリアの拡大をJRに要望します。
- ③ 一ノ関駅の東西を歩行者等が自由に往来できる東西自由通路の必要性等について、関係事業者との検討を進めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------|-------------------------------|-----|-------------|-------------|--------------------------|
| 1 | 拠点間を結ぶ路線バスの乗車人数 | 人/年 | 181,801 | 163,000 | 感染症の影響を踏まえ、163,000人にとどめる |
| 2 | 市営バス、廃止路線代替バス、デマンド型乗合タクシーの利用率 | %/年 | 118.82 | 102.00 | 感染症の影響を踏まえ、102%にとどめる |
| 3 | 一ノ関駅乗車数（1日当たりの乗車数） | 人/年 | 4,312 | 3,773 | 感染症の影響を踏まえ、3,773人にとどめる |

○ 市民の参画

(1) 公共交通ネットワークの形成

※ 積極的にバスやデマンド型乗合タクシーを利用しましょう。

(2) 公共交通の利便性向上

※ バス停周辺的环境美化に取り組みましょう。

※ 住民懇談会などに参加し、情報と課題の把握、共有を図りましょう。

(3) 一ノ関駅の拠点性の向上

※ 積極的に鉄道を利用しましょう。

2-4 地域情報化

○ 現状

- ・ 情報通信技術（ICT）のサービスは、日常生活や経済活動に活用されており、ICTを活用した働き方改革などの取組が行われています。

○ 課題

- ・ 超高速大容量通信サービスが普及していく中で、光ブロードバンドサービスの提供エリアやスマートフォン等による通信エリアは、市内全域をカバーされていません。エリア拡大のため、通信事業者へ働きかけていく必要があります。
- ・ 地上デジタルテレビの視聴については、山間部などの地形的に不利な地域が多く、テレビ難視聴の解消のため、テレビ共同受信施設は必要であり、継続して維持管理等を支援していく必要があります。
- ・ 地上デジタルテレビ放送をワンセグ波による受信を余儀なくされている世帯が市内に点在していることから、引き続き抜本的な解決について国、岩手県等に要望していく必要があります。
- ・ 市ホームページの閲覧は 50%以上がスマートフォンなどのモバイル端末からであることから、様々な媒体に即した行政情報の発信に取り組む必要があります。

○ 施策の展開

(1) 情報通信基盤の整備と活用

- ① 超高速ブロードバンドサービスの基盤となる光ファイバーの未整備エリアの解消を進めます。
- ② 携帯電話の不感地帯が解消されるよう、事業者に働きかけます。
- ③ 地上デジタルテレビ放送のワンセグ波によらない受信対策を国、岩手県に働きかけ、またテレビ共同受信施設組合に支援を継続します。

(2) 情報の受発信と共有の促進

- ① 協働のまちづくりに資するよう市民と行政、市民と市民のコミュニケーションの基礎となる情報の受発信と共有を促進します。
- ② コミュニティFM放送やソーシャルネットワークサービス（SNS）などを活用し、地域に密着した身近な情報提供や緊急時、災害時の情報伝達を行います。
- ③ 広報紙をはじめ、ホームページ、SNSなど多様な媒体のそれぞれの特性を生かした活用により、行政情報を分かりやすく提供します。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|-------------------------|----|--------------------------|-------------|----------------|
| 1 FTTH 利用可能世帯率 | % | 89.33 (H30 年度 末時点) | 100 | 利用世帯率 100%を目指す |
| 2 市の公式ホームページ のアクセス件数 | 件 | 2,121,786 | 2,252,319 | 毎年 1%の増を目指す |

○ 市民の参画

(1) 情報通信基盤の整備と活用

※ 日常生活の中で超高速ブロードバンドサービスを活用しましょう。

(2) 情報の受発信と共有の促進

※ 市民同士のコミュニケーションの基礎となる行政情報を積極的に受信し、情報を共有しましょう。

2-5 地域づくり活動

○ 現状

- ・ 住みよいまちづくりを進めるため、地域コミュニティの基盤となる自治会等の果たす役割がより重要となってきております。しかしながら、少子高齢化や価値観の多様化、ライフスタイルの変化など、地域社会の環境の変化は、構成員の高齢化や人員不足、後継者不足、活動の低迷など自治会運営にも影響を与えている現状にあります。
- ・ 平成 28 年度から市民センターの地域管理が進んでおり、地域協働体による指定管理が行われています。

○ 課題

- ・ 現在 33 の地域協働体が設立されておりますが、市内のすべての地域に地域協働体が設立されることが望まれます。
- ・ 令和 2 年 4 月時点では 23 の市民センターが地域管理に移行しておりますが、34 すべての市民センターが地域管理に移行し、地域づくりの拠点としてこれまで以上に活用されることが望まれます。
- ・ 今後、地域コミュニティ活動を活性化するためには、地域コミュニティの基盤である自治会等の組織の強化充実を図るとともに、地域コミュニティの連携組織である地域協働体などによる地域協働の取組が重要となります。

○ 施策の展開

(1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成

- ① 全地域での地域協働体の設立と、活動の活性化に向けて、地域協働体支援事業費補助金や地域協働体活動費補助金などにより活動を支援します。
- ② 市民センターの地域管理化を段階的に進め、全ての市民センターが地域協働体による指定管理に移行するよう、地域への働きかけを行います。
- ③ 地域住民や市民活動団体が、積極的に地域づくり活動に参加する機運を高めます。

(2) コミュニティ活動の充実

- ① 地域コミュニティの基盤である自治会等の活動やコミュニティ活動の拠点となる自治集会所等の整備を支援します。
- ② 自治会等が取り組む自主的な地域づくり活動を支援します。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------|---------------------|-----|-------------|-------------|------------------------------|
| 1 | 自治会等活動費総合補助金活用団体の割合 | %/年 | 91 | 95 | 1 地域あたり3団体の利用増による4ポイントの増を目指す |
| 2 | まちづくりスタッフバンク登録者数 | 人 | 43 | 55人 | 毎年2名の増を目指す |

○ 市民の参画

(1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成

- ※ 地域の一員として、地域づくり活動の果たす役割について理解を深めましょう。
- ※ 地域づくりの当事者として、地域協働体の事業に参加しましょう。

(2) コミュニティ活動の充実

- ※ 地域のことを知り・学び、地域課題の共有と解決策の話し合いを行い、コミュニティ意識を高めていきましょう。
- ※ 活力ある地域づくりのため、地域の活動に参加しましょう。
- ※ 市民一人ひとりが心をあわせて活力あるまちづくりを進めるため、地域が協力して美しい環境をつくるなど、市民憲章の精神を实践する活動に取り組みましょう。

2-6 移住定住、関係人口、結婚支援

○ 現状

- ・ 移住定住施策により移住した方の傾向をみると、Uターンが多く、I・Jターンによる移住者は少ない状況となっています。
- ・ 都会と地方との2拠点居住や複業など、新しいスタイルでの地方との関わり方のニーズが増えてきています。
- ・ 結婚するかしないかについての自由度は高まっている傾向にありますが、人口減少や少子化の流れを少しでも緩やかにするためには、結婚する方を増やす取組とともに、子どもを生き育てやすい環境整備が必要となっています。

○ 課題

- ・ 人口減少に伴う地域活力の低下や生産性の低下などに対処し、活力ある地域社会を維持していくため、本市への移住定住を促し、人口の定着を図っていくことが必要です。
- ・ 様々な移住定住施策を展開してきましたが、移住人口の増だけではなく、本市と継続的な関わりを持つ関係人口を確保するための取組が必要です。
- ・ 地域コミュニティの維持と活性化を図るため、住民同士あるいは移住者や関係人口との交流を進めることが必要であり、新たな人材を地域で受け入れるための環境整備が必要です。
- ・ 人口減少が進む中であっても、住んでいる市民が「住みつけたい」、「いい市だ」と思えるように、移住者との交流や関係人口の創出などの新しい視点を取り入れながら地域を盛り上げるための仕組みづくりが必要となっています。
- ・ 人口減少や少子化の要因の一つとして、未婚率の高さや晩婚化が考えられ、人口減少を少しでも緩やかにするため、結婚活動支援が求められています。
- ・ 市単独では結婚に結びつきにくいいため、一関市結婚活動サポートセンターを運営して結婚活動を支援するとともに、近隣自治体と連携し、広域的な事業展開を図る必要があります。
- ・ 結婚活動に対する個人意識が多様であり、独身男女が結婚に対し積極的になるような出会いの場の提供が求められています。

○ 施策の展開

(1) 移住定住の促進

- ① 人口減少の流れに歯止めをかけ、人口減少に伴う影響を少なくするため、移住定住の促進と、地域住民と行政の協働による移住者の受け入れ環境づくりを進め、地域活力の維持増進を図ります。
- ② 人材不足の課題に対処するため、U・I・Jターン、若者や子育て世帯の移住の促進を図ります。
- ③ 移住希望者のニーズに対応した地域情報に加え、豊かな自然、交通の利便性、各施策など本市の魅力の積極的な情報発信に努めます。

- ④ 空き家バンクの充実による住まいの支援、移住定住者を支援する制度の充実を図ります。

(2) 関係人口の創出

- ① 移住定住に限らず、関係人口の創出にも取り組み、地域活力の維持増進を図ります。
- ② 都市間交流関係自治体の居住者や各ふるさと会、在仙サポーターなど、本市にゆかりやご縁のある方々との交流をこれまで以上に深め、関係人口として携わる取組を行います。
- ③ いちのせきファンクラブ会員や一関市ふるさと応援寄附者などに関係人口として本市に深く関わってもらうための取組を行います。

(3) 結婚活動の支援

- ① 自分みがき講座の開催などを通じて、若者のスキルアップなど、結婚に対する意識や考え方を社会とのつながりの中で捉えられる機会の創出を図ります。
- ② 地域行事、地域活動への参加や交流活動を通じ、人とのつながりの場、出会いの場を地域や市全体でつくり上げていく環境づくりに努めます。
- ③ 結婚に対する個人の意思を尊重しながら、出会いの場の提供や結婚を希望する独身男女の相談等、イベントの開催や縁結び支援員事業等を実施し、対象者のサポートに努めます。
- ④ 結婚活動への支援は、4市町合同婚活事業等を実施し、近隣自治体と連携しながら、広域的な事業展開を図ります。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------|--------------------------|-----|-------------|-------------|------------------------|
| 1 | 移住定住環境整備事業等を活用して移住した移住者数 | 人/年 | 149 | 165 | 10%の増を目指す |
| 2 | いちのせきファンクラブの会員数 | 人/年 | 104 | 104 | 感染症の影響を踏まえ、現状数値の維持を目指す |
| 3 | 結婚祝金交付件数 | 件/年 | 3 | 5 | 毎年5件を目指す |

○ 市民の参画

(1) 移住定住の促進

- ※ 一関市に移住して生活したい人のために、利活用可能な空き家を「空き家バンク」に登録し、

有効活用しましょう。

- ※ 移住者の受け入れ環境整備のため、行政と地域住民等との支援体制をつくりましょう。
- ※ 各種支援制度を有効活用しましょう。

(2) 関係人口の創出

- ※ 一関市にゆかりやご縁のある方々との交流を深めましょう。
- ※ いちのせきファンを増やす取組に協力しましょう。

(3) 結婚活動の支援

- ※ 独身男女の出会いの場となるイベント等の開催に協力しましょう。
- ※ 4市町合同婚活イベントに参加しましょう。
- ※ 結婚活動に関する支援制度の活用を進めましょう。

3. 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

3-1 子育て

○ 現状

- ・ 子どもの貧困をめぐる状況は様々で、経済的要素だけではなく、家庭における養育力の低下や地域からの孤立など、子どもが希望や意欲を削がれる要因も多様化しています。
- ・ 核家族化や地域コミュニティの希薄化に伴い、子育てへの不安やストレス、孤立感を抱える親が少なくなく、家庭の育児力の低下や子どもの虐待が大きな社会問題となっています。
- ・ 市では平成 27 年に一関保健センター内に一関こどもセンターとして、児童福祉と母子保健の業務を集約するとともに、一関子育て支援センターを開設し、子育てに関する相談や支援を総合的にを行っています。

○ 課題

- ・ 少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化により、出産や育児に対して身近な親族や近隣等の協力が得られにくくなっており、子育て経験者、高齢者、子育てボランティア等と子育て関係機関の連携を強化し、地域の人たちが子育てへ関心を持ち、理解を深めて、地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。
- ・ 妊娠、出産、育児についての総合的な情報提供や活動、相談ができる子育て支援の拠点となる施設や環境が求められています。
- ・ 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指して、経済的な支援のみならず、地域や社会全体で課題を解決するという意識で取り組むことが重要となっています。
- ・ 今後も、子どもの成長とともに親自身も成長し、子育てが楽しく感じられるような親支援を行う必要があります。
- ・ 幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが必要です。
- ・ 女性の社会参加の増加とともに働き方も多様化しており、教育・保育や子育て施策に対する多様なニーズに応えられるサービスの提供体制などの仕事と子育てを両立できる環境の整備が求められています。
- ・ 子どもの健全な発育・発達を促すためには、疾病予防や健康管理だけでなく、育児不安や負担感の軽減等のきめ細かな支援や地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。
- ・ 就学前児童に対する教育、保育サービスに引き続き、保護者の就労等で昼間、放課後等において家庭に保護者のいない児童に対し、安心で安全な居場所を提供する必要があります。

○ 施策の展開

(1) 妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり

- ① 妊娠、出産、子育てに関する総合相談窓口を設置し、切れ目のない支援に努めるとともに、効果的な情報発信に努めます。
- ② 子育て中の親子が相互に交流し、気軽に相談できる場（子育てひろば）を提供し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを目指します。
- ③ 発達相談により、早期療育支援につながるよう努めるとともに、保護者支援に努めます。

(2) 地域で子育てを支える仕組みづくり

- ① 地域の人たちが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、教育・保育施設において地域行事への積極的な参加、文化伝承活動を取り入れながら、地域ぐるみで子育てに関する意識の啓発に努めます。
- ② ファミリー・サポート・センターの利用を促進するとともに、子育て中の家族が安心して外出できるよう、赤ちゃんの駅への登録や地域の居場所づくりを推進し、地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。
- ③ 子育て家庭の積極的な地域行事等への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。

(3) 母子の健康保持の推進

- ① 妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種などの母子保健事業を通して、母子の健康保持や育児不安の解消に努めます。

(4) 低所得世帯の子どもへの支援の充実

- ① 子どもの貧困対策においては、第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない施策を実施するとともに、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させないように配慮していきます。
- ② 支援情報が十分に対象者に届くよう情報発信や相談体制も含めて支援の充実に努めるとともに、「個別支援」と「対象者を限定しない支援」の両輪で取り組んでいきます。

(5) 幼児教育及び保育環境の充実

- ① 保護者等のニーズを的確に捉えた上で幼稚園と保育所の設置状況などの地域の実情を踏まえ、認定こども園への移行などにより、保育環境の整備を推進します。
- ② 延長保育、一時保育、障がい児保育、休日保育、病後児保育など、様々な保育ニーズへのきめ細かな対応に努めます。

(6) 児童育成支援の環境整備

- ① 地域のニーズを的確に捉え放課後児童クラブ等による子どもたちの安全安心な居場所の確保を図るとともに、事業運営を行う団体などに必要な財政支援等を行います。また、放課後子ども教室との連携などにより、地域との交流を図ります。
- ② 児童虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見、早期対応、相談対応機能の充実及び

再発防止のために関係機関との連携強化を図ります。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|-------------------------|-----|-------------|-------------|----------------------|
| 1 ファミリー・サポート・センター会員登録者数 | 人 | 647 | 860 | 第二期子ども・子育て支援事業計画に基づく |
| 2 妊婦健康診査受診率 | %/年 | 81.3 | 85 | 3.7ポイントの増を目指す |
| 3 産婦健康診査受診率 | %/年 | 97.5 | 98.5 | 1ポイントの増を目指す |
| 4 子育てひろば利用人数 | 人 | 1,603 | 900 | 感染症の影響を踏まえ、900人にとどめる |
| 5 認定こども園数 | 園 | 17 | 21 | 各地域に1園以上の設置を目指す |
| 6 待機児童数 | 人/年 | 18 | 0 | 第二期子ども・子育て支援事業計画に基づく |
| 7 放課後児童クラブ登録児童数 | 人 | 1,160 | 1,389 | 第二期子ども・子育て支援事業計画に基づく |

○ 市民の参画

(1) 妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり

※ 出産や子育てなどに不安や悩みがある時は、一人で悩まず、相談窓口を利用しましょう。

(2) 地域で子育てを支える仕組みづくり

※ 子どもたちが、地域の伝統や文化を学び、世代間交流が図られるような行事や活動を積極的に開催し、地域ぐるみで子育てを応援しましょう。

(3) 母子の健康保持の推進

※ 妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種を受けましょう。

(4) 低所得世帯の子どもへの支援の充実

- ※ 関係団体や民生委員・児童委員と連携し、子育て支援のためのネットワークづくりや子育て支援のための活動に積極的に参加しましょう。

(5) 幼児教育及び保育環境の充実

- ※ P T Aや保護者会の活動を通じ、教育、保育活動の場に参加し、子育て支援についての理解を深めましょう。

(6) 児童育成支援の環境整備

- ※ 地域で、児童クラブ等の活動を支援しましょう。
- ※ 地域で、子育てに不安や悩みがある家庭を支援しましょう。また、虐待の疑いがある家庭を発見した時は、関係機関に速やかに連絡しましょう。

3-2 義務教育、高等教育等

○ 現状

- ・ 義務教育において、子どもたちの生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、さらには主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を育成しています。
- ・ 道徳教育やボランティア教育、環境教育などを充実させるとともに、家庭や地域社会との連携を図り、様々な活動を体験させることで、生命を尊重する心や他者を思いやる心、倫理観、社会性など、子どもたちの豊かな心を育てています。
- ・ 児童生徒の健康保持、健康増進や事故防止に努めるとともに、望ましい食習慣と健康な体づくりにつながる食育を進めています。さらに、生涯にわたって運動を継続するための基礎となる体力の向上に努めています。
- ・ 少子高齢化、グローバル化、情報化などの社会の変化に対応した教育や主権者としての自覚を培う教育、社会や地域が求める職業教育を充実させ、これからの社会を生き抜く力を育てています。また、児童生徒数の変化に対応した学校規模の適正化など、望ましい教育環境の整備に努めています。
- ・ 学校から地域へ積極的に情報を発信するとともに、保護者や地域住民が学校運営に参加する開かれた学校づくりを進めています。また、地域の歴史・文化などの学習素材を活用した特色ある教育活動や、創意工夫を生かした弾力的な学校運営の実践により、魅力ある学校づくりを進めています。
- ・ 特別な支援を必要としている子どもたちにとって、一人ひとりの状況に応じた対応が重要であることから、適切な職員、支援員等の配置を行うとともに、関係機関と連携した支援体制の充実を図っています。また、いじめや不登校などに対する相談体制の充実を図るなど、適応指導対策の強化を図っています。
- ・ 「ことばと読書」「ことばの響き」「ことばの先人」を柱とした「ことばの力を育てる教育」の実践により、子どもたちの豊かな心と地域への誇りを育成しています。
- ・ 高等学校、高等教育機関は、地域の産業、経済、教育、福祉、文化など、幅広い分野の振興に大きな役割を果たしています。

○ 課題

- ・ 自ら学び、考え、行動する「生きる力」の育成に向け、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や体験的、問題解決的な活動の充実などにより確かな学力の育成を図るとともに、豊かな人間性を育むための心の教育を一層推進していくことが求められています。
- ・ ことばの力やコミュニケーション能力、情報活用能力や国際感覚、児童生徒の職業観や勤労観など、社会を生き抜く力の育成が求められています。
- ・ 不登校やいじめ、児童虐待などへの対応については、学校と家庭、地域社会が、より緊密に連携した取組が求められており、地域に開かれた学校運営を進め、たくましく元気な子どもの育成に向

けた、地域ぐるみの活動を展開していくことが重要です。

- ・ 子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、登下校時の安全確保が求められています。
- ・ 児童生徒数の推移を踏まえ、地域の合意形成を図りながら、より良い教育環境の確保に向けた学校規模の適正化に取り組む必要があります。
- ・ 老朽校舎の改修、バリアフリー化など、学校施設の整備が求められています。
- ・ GIGAスクール構想の実現に向けて、学校のICT環境の整備・充実が必要となっています。
- ・ 高等学校、高等教育機関は、地域に根ざした特色ある教育機関として発展していくため、地域にある自然や施設、人材などの資源を有効に活用する一方で、研究成果や情報などの知的資源の地域への還元や公開講座の開催など、地域と高等教育機関がお互いに支え合う関係の構築が求められています。
- ・ 創造力豊かで人材の育成やものづくりの技能を習得できる施策の展開など、特色ある取組が求められています。

○ 施策の展開

(1) 教育内容の充実

- ① 子どもたちの個性を大切にしながら、社会の変化に対応できる確かな学力とたくましく心豊かな人間性を培い、社会を生き抜くことのできる人づくりを目指します。
- ② 市独自の学力検査や国、岩手県が実施する学力調査を分析し、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導により確かな学力の育成に努めます。
- ③ 授業の到達目標を児童生徒が共有し、意欲を持って学び、基礎的、基本的な知識や技能を確実に身に付けるため、研究実践を通して授業改善を図ります。
- ④ 特別の教科道徳の時間や自然体験、社会体験などの体験活動の充実を図りながら、学校教育活動全体を通して、豊かな心の育成に努めます。
- ⑤ 美しい日本語との出会い、ことばの響きやリズムを楽しむ「ことばの力」を育む学習活動を推進します。
- ⑥ 学校における新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、「新しい生活様式」を意識した中で教育課程の着実な実施及び学習活動の充実を図ります。

(2) 地域の連携強化と学校運営の充実

- ① 登下校時の安全確保を図るため、スクールガードの配置や地域ボランティアなどの協力を得て、地域社会全体で、子どもたちを見守り育てていく環境づくりを進めます。
- ② 地域の人材をゲストティーチャーや学校支援ボランティアとして活用し、地域の力を生かした学校運営や学習活動の充実に努めます。
- ③ 不登校やいじめなどの相談に適切に対応するため、スクールカウンセラーや適応支援相談員を配置するなど、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、適応支援教室での指導、相談を行い、学校復帰に向けて支援します。
- ④ 児童生徒指導連絡会議やいじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関等との連携のもと、い

じめや非行の早期発見、未然防止に努めます。

(3) 教育環境の整備充実

- ① 校舎や屋内運動場等の施設の長寿命化を見据えた改修を行うなど、学校施設の安全安心の確保を図ります。
- ② ユニバーサルデザインの観点から施設のバリアフリー化に努めます。
- ③ 望ましい教育環境のあり方を考慮した上で、地域の実情を勘案しながら、小中学校の統合等により学校規模の適正化に努めます。
- ④ 学校統合に伴う遠距離通学児童生徒には、スクールバスの運行などにより通学手段を確保するとともに、老朽化したスクールバスの更新を図ります。
- ⑤ スクールバスが利用できない遠距離通学児童生徒に対して、遠距離通学費補助金等による支援を行い、通学に要する費用負担の軽減を行います。
- ⑥ 地域の見守り活動の協力をいただきながら、登下校時における児童生徒の安全確保に努めます。
- ⑦ 情報通信技術（ICT）の習得に必要な機器の整備や教育設備備品、図書の実充など、学校教材等の充実に努めます。
- ⑧ 体育、文化等の活動において、優れた成績を収めた市内の学校に在学する児童、生徒、学生を顕彰し、意欲の向上を支援します。
- ⑨ 調理業務の民間委託など、効率的な運営と徹底した衛生管理による安全安心な学校給食の提供を行います。
- ⑩ 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者の負担を軽減し、子どもたちの就学を支援します。

(4) 高等教育機関等の充実

- ① 将来を担う若者たちが優れた専門能力や豊かな人間性を培うことができるよう、高等教育機関等における教育環境やものづくりの技能の習得などの教育内容の充実を支援するとともに、産業振興や地域の活性化に寄与する取組を支援します。
- ② 高等教育機関が有する専門的な知識、技術を地域社会に生かすため、学校の公開講座等の開催を支援します。
- ③ 産業の活性化に向けた産学連携の取組をはじめ、生涯学習や地域活性化など、様々な分野での地域との連携を促進し、高等教育機関が有する知的資源のまちづくりへの還元を図ります。
- ④ 高等教育機関等が取り組むインターンシップなどの実践教育やシンポジウムなどの研究活動の啓発を図り、有為な人材の育成を地域ぐるみで行う環境づくりを促進します。
- ⑤ 高等教育機関等の充実強化を支援するとともに、市内高校生にとって地元高等教育機関等への進学が選択肢となるよう、各校の情報提供に努めます。
- ⑥ 奨学金制度の充実を図り、経済的理由により修学が困難な学生に対して学業が継続できるよう支援します。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|--|-----|-------------|-------------|----------------------|
| 1 全国学力、学習状況調査の小学校算数の正答率（全国平均を100としたときの割合） | %/年 | 97.6 | 100 | 全国平均を目指す |
| 2 全国学力、学習状況調査の中学校数学の正答率（全国平均を100としたときの割合） | %/年 | 91.9 | 100 | 全国平均を目指す |
| 3 国の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における小学校教員のICT活用指導力の実態（児童のICT機器活用を指導する能力）の肯定回答の割合 | %/年 | 67.0 | 80 | GIGAスクール構想に基づく |
| 4 国の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における中学校教員のICT活用指導力の実態（生徒のICT機器活用を指導する能力）の肯定回答の割合 | %/年 | 61.4 | 80 | GIGAスクール構想に基づく |
| 5 小中学校数 | 校 | 44 | 36 | 児童生徒の推移を踏まえ、36校にとどめる |

○ 市民の参画

(1) 教育内容の充実

- ※ 子どもたちの学習意欲や体力の向上を図るため、家庭では、生活時間や食事など、規則的な日常生活習慣を身に付けさせましょう。
- ※ 子どもたちの豊かな心や社会性を育むため、登下校時などにおいて、子どもたちと笑顔であい

さつをしましょう。

(2) 地域の連携強化と学校運営の充実

- ※ 子どもたちの安全を確保するとともに、いじめや非行などの問題を未然に防ぐため、学校との連携を深め、登下校の見守り活動などに参加しましょう。
- ※ 学校支援ボランティア等として、学校の学習活動に参加し、豊富な社会経験を生かして自らが培った技術や地域の文化、社会の仕組みなどを児童生徒に教えましょう。

(3) 教育環境の整備充実

- ※ 良好な教育環境を維持するため、PTAが行う環境整備や美化運動に参加しましょう。
- ※ 学校規模の適正化など、より良い教育環境を検討する懇談会等に参加しましょう。

(4) 高等教育機関等の充実

- ※ 高等教育機関が実施する公開講座などに参加し、専門的な知識や技術を学びながら、学生等との交流を深めましょう。

3-3 青少年の健全育成

○ 現状

- ・ 青少年の価値観は多様化しており、個人志向が強くなっていることから、協調性に欠けることが指摘されています。
- ・ インターネットやスマートフォンの急速な普及により、簡単に情報が入手でき、他者との関わりが薄れ、コミュニケーション能力が育まれないといった心配のほか、インターネットを通じた犯罪被害やネット依存・ゲーム依存といった各種依存症などが危惧されています。

○ 課題

- ・ 家庭、学校、地域、行政が一体となって、青少年が社会の一員として活躍できるまちづくりに取り組んでいくことが大切です。
- ・ 心豊かで社会に貢献できる青少年を育てていくためには、世代間交流を通じた社会活動への参加を体験させるなど、地域全体で青少年の健全育成に関わることが必要です。

○ 施策の展開

(1) 青少年健全育成に関するネットワークの整備

- ① 青少年に関わる問題を的確に捉え、家庭、学校、地域と行政及び青少年関係団体が一体となったネットワークを構築し、青少年の健全育成を推進します。

(2) 青少年の社会参加機会の充実

- ① 青少年が地域の一員としての自主性や社会性を持ち、個性や能力を発揮することができるよう、学校等との協力のもと青少年のボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
- ② リーダーシップを磨く研修の実施を通じ、地域における青少年活動の中核を担える人材の育成を図ります。
- ③ 青少年の自立を促し、生きる力を育むため、地域や青少年活動団体等との連携により、自然体験、生活体験等の機会の創出に努めるとともに、地域の歴史や文化に対する理解を深め、伝統を継承する機会の確保に努めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|-----------------------------|-----|-------------|-------------|-------------|
| 1 全児童数に占める放課後子ども教室の登録児童数の割合 | %/年 | 20 | 25 | 5ポイントの増を目指す |

| | | | | | |
|---|----------------------------------|-----|-----|-----|--------------|
| 2 | 20歳以上36歳以下の 勤労青少年ホームの 登録者数 | 人/年 | 141 | 150 | おおむね5%の増を目指す |
|---|----------------------------------|-----|-----|-----|--------------|

○ 市民の参画

(1) 青少年健全育成に関するネットワークの整備

※ 青少年の健全育成に取り組む各種ボランティアに参加しましょう。

(2) 青少年の社会参加機会の充実

※ 市民センターの青少年事業に参加しましょう。

3-4 生涯学習

○ 現状

- ・ 市民センターは、地域の生涯学習の拠点としての機能と地域づくりの拠点としての機能を持ち、学びと地域づくりを一体化して、地域の特性を生かした地域づくりを進めています。
- ・ 市民センターでは、市民に広く開放された各種学習講座が準備され、市民が生涯にわたり学習を行っていく環境が整備されています。しかし、受講者は高齢者が多く若年層などの参加は少ない傾向にあります。
- ・ 図書館は県内公共図書館のうち最多の蔵書冊数と貸出点数であり、市民のほか近隣自治体の住民からも広く利用されています。

○ 課題

- ・ 生涯学習の基本は、市民一人ひとりが意欲と主体性を持って計画し実践することにあります。高等教育機関や専門学校、関係団体と連携し、市民の自主的で多様な学習活動を助長していくことが求められます。
- ・ 生涯学習を単に学習活動にとどめず、市民の行動につなげていくことによって、市民の積極的な地域貢献意識を醸成し、地域づくりにつなげていくことが求められています。
- ・ 市民の学習ニーズを把握しながら、幅広い年齢層に魅力ある講座を提供することが必要です。
- ・ 講座の内容は、個人の関心や興味に沿ったもののほか、社会における様々な課題に対応していくための講座も必要です。
- ・ 人口減少や住民意識の多様化により、基礎的コミュニティにおける結びつきの希薄化が生じていることなど、地域を取り巻く現状を把握し、取り組むべき課題を絞り込み、地域で共有するとともに、地域課題の解決のための人材の育成がこれまで以上に求められています。
- ・ 市民センターは、地域による指定管理が進んできており、社会教育事業をより充実させるためには、市民センターの指定管理者である地域協働体の職員が、社会教育の専門的知識や技能を習得するための支援が必要です。
- ・ 図書館については、生涯学習拠点の1つとして、市民の読書や学習、研究等に資するため、資料の充実、提供に加えて新たなニーズに応じた多角的な図書館サービスを提供することが重要です。そのため、インターネットによる情報提供も含め、地域の情報拠点としての役割を高めていくことが求められています。
- ・ 読書バリアフリー法の成立に伴い、通常の読書が困難な方や、病気や障がい等であら来館が困難な方へのサービスが求められています。また、新しい生活様式に伴うニーズへの対応や若い世代を中心とした幅広い世代の読書意欲の向上のため、電子書籍やオンラインデータベース等の新たな媒体での資料提供の充実などが求められています。
- ・ 博物館では、地域の歴史と文化にかかわる資料収集と調査研究を進めた成果を随時、常設展や企画展等に反映させ、市民の学習活動を支援していくことが必要です。また、市民が世代を超えて自主的、主体的に学びながら交流を深めるために、市民の学習ニーズに応える魅力的で多様な講座、

講演会、体験学習などを提供していくことが求められています。

- ・ 博物館は、施設の老朽化が進んでおり、国宝や重要文化財を安全に公開できる公開承認施設としての機能を維持することが重要です。
- ・ 博物館の常設展示については、これまで蓄積してきた資料収集と調査研究の成果を反映させながら、展示内容の充実を図ることが求められています。

○ 施策の展開

(1) 生涯学習環境の充実

- ① 子ども、保護者、学校、地域、行政の連携により生涯の各時期に応じた学習事業の推進を図ります。
- ② 市民センターは、地域住民の生涯学習活動の拠点として、地域や民間団体とのさらなる連携を図りながら、地域ニーズを踏まえた事業を展開し、地域課題の解決に結びつくよう学習内容の充実を図ります。
- ③ 市民センターの指定管理者である地域協働体の職員の社会教育に関する専門的知識や技術の向上を図るため、研修機会の支援に努めます。

(2) 生涯学習活動への支援

- ① 市民との連携を深め、効果的な生涯学習の展開に努めるとともに、生涯学習活動を地域づくりの中心の一つと位置付け、地域づくりに取り組む人材や団体の育成を図ります。
- ② 生涯学習関連施設において、特色ある学習講座を展開するとともに、生涯学習に関する各種の情報を共有できるネットワークづくりを進め、市民への学習情報の提供に努めます。
- ③ 多様なライフスタイルに対応した、生涯学習の活動機会の拡充を図るとともに、その学習環境を整備し、市民の生涯にわたる自主的な活動の支援に努めます。
- ④ 市民が生きがいを持って活動することができるよう、各学習講座の運営協議会等による自主的な活動の支援に努めます。
- ⑤ 市民が生涯学習で得た知識や技術を生かすとともに、まちづくり活動を通して自己を表現できる環境を整備します。
- ⑥ 子どもの発達段階や家庭環境に応じた適切な学習機会や学習情報の提供を行うとともに、子育てを通じて親自身の成長が図られるよう、生涯学習の原点として重要な役割を担っている家庭教育の充実を図ります。
- ⑦ 地域協働体の育成に努め、地域協働体とともに地域づくりに資する事業を行います。

(3) 図書館機能の充実

- ① 図書館の設備や蔵書、専門職員の充実を図るとともに、電子書籍やオンラインデータベース等の情報サービスの高度化を図りながら、生涯学習の拠点となる図書館機能の充実を目指します。
- ② 市民の学習ニーズに対応したサービスの提供と、各地域の特色を生かした図書館運営を推進します。

- ③ 図書館が地域の情報拠点となり、すべての市民が必要な情報を容易に入手することができるよう、各地域図書館が地域の歴史や文化を踏まえた特色ある資料の収集に努め、誰もが利用しやすい読書環境の整備に努めます。
- ④ 図書館と学校、博物館などとのネットワーク化の検討を進め、市民の読書推進や自主的な学習活動ができるよう情報提供を推進します。
- ⑤ 幼児・児童を対象としたおはなし会の開催や乳幼児健診の機会を活用した読み聞かせなどにより、図書館と家庭が連携し、子どもが読書に親しみやすい環境づくりを推進します。学校図書館との連携を強化し、児童生徒の読書環境の充実を図ります。
- ⑥ 高齢者や身体の不自由な方が容易に図書館サービスを受けることができるよう、関係機関と連携し、そのあり方について検討を進め、ニーズに対応したサービスを提供します。
- ⑦ 図書館資料の配架や環境整備、専門知識を生かしたレファレンスなど、特にシニア世代の生きがいつくり構築のため、図書館サポーターを受け入れます。

(4) 博物館機能の充実

- ① 地域の歴史・文化にかかわる資料収集と調査研究を進め、その成果を反映させた展示を随時行い、市民の学習活動を支援します。
- ② 魅力的で多様な講座・講演会・体験学習などを開催し、市民が世代を越えて自主的・主体的に地域の歴史や文化を学び考えながら交流を深める機会を提供します。
- ③ 市民センターや学校等と連携して、出前講座、出前授業等によって、市民、児童生徒などが地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供します。
- ④ 開館以来蓄積してきた資料収集と調査研究の成果を反映した常設展示の改修について検討します。
- ⑤ 国宝や重要文化財を安全に展示できる機能を維持するため、施設の改修について検討します。
- ⑥ 博物館、芦東山記念館、民俗資料館、石と賢治のミュージアム、大籠キリシタン殉教公園は連携を図りながら、地域の歴史や文化の特色を学べる場を提供します。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|---------------------------|-----|-------------|-------------|------------|
| 1 市民センターにおける社会教育主事の資格取得者数 | 人/年 | 0 | 18 | 毎年3人の増を目指す |
| 2 1人あたりの市民センターの生涯学習活動参加回数 | 回 | 6 | 8 | 2回の増を目指す |

| | | | | | |
|---|-------------------|-----|--------|-------|------------------|
| 3 | 図書館利用登録者の人口に占める割合 | % | 49.6 | 55.0 | 一関市立図書館振興計画に基づく |
| 4 | 博物館入館者数 | 人/年 | 13,970 | 4,300 | 平常時のおおむね30%にとどめる |
| 5 | 博物館講座、体験学習等参加者数 | 人/年 | 3,820 | 2,400 | 平常時のおおむね60%にとどめる |

○ 市民の参画

(1) 生涯学習環境の充実

※ 市民センターで開催される学習講座に参加しましょう。

(2) 生涯学習活動への支援

※ 生涯を通して自己を高め続けていくため、自主的な生涯学習に取り組みましょう。

※ 自己の経験や能力を生かして、生涯学習の講師役やリーダーとなって学び合う活動を進めていきましょう。

※ 生涯学習に取り組む市民団体、グループに参加して活動しましょう。

(3) 図書館機能の充実

※ 小さな頃から読書に親しむ習慣が身につくよう、子どもへの読み聞かせを勧めましょう。

※ 読み聞かせボランティア等へ参加しましょう。

※ 図書館資料の配架や環境整備等、図書館業務に携わる図書館サポーターへ参加しましょう。

(4) 博物館機能の充実

※ 博物館の常設展示や企画展示などを観覧し、地域の歴史や文化等を学びましょう。

※ 講座・体験学習等を活用し、自主的に学び、交流を深めましょう。

3-5 文化芸術、スポーツ・レクリエーション

○ 現状

- ・ 文化芸術団体においては、構成員の高齢化等により活動が困難となる団体があります。また、団体に属さない個別の活動も見受けられます。
- ・ スポーツ団体においては、少子高齢化等の影響により、ほとんどの団体で競技人口及び指導者が減少している傾向にあります。
- ・ スポーツ施設は、旧市町村ごとに整備した施設が市内各地にあり、地域住民を中心に利用されていますが、年々利用者数が減少しております。

○ 課題

- ・ 文化芸術団体の活動は、地域の人と人とのつながりをつくる役割を果たしてきており、発表の機会を提供するなどの支援が求められています。
- ・ 文化施設においては、市民の多様なニーズに対応した各種事業の充実等が求められています。
- ・ 多くの市民が生涯を通じ、気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備が求められています。
- ・ 競技力の向上を図るため、ジュニア期からの段階に合わせた指導を行う指導者の育成が求められています。
- ・ 交流人口の拡大による活性化を促進するため、スポーツツーリズムの推進が求められています。

○ 施策の展開

(1) 文化芸術活動の振興

- ① 多くの市民が文化芸術活動に取り組み、その活動を通じて人と人との交流が深まるまちを目指します。文化施設では、各種団体等の相互の連携を深めながら、各種講座等の開催や講演、展覧会事業の充実を図ります。
- ② 地域の特性を生かした文化芸術活動など、団体の自主的な活動への支援と活動を通じた交流が図られる環境づくりに努めます。
- ③ 音楽や演劇、美術など優れた芸術を身近に楽しむことができる環境整備を進めます。
- ④ 文化施設においては、市民ニーズに対応した市民参加型事業などの各種事業の充実を努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ① 生涯を通じ、誰もがいつでもどこでも気軽にスポーツに親しめる社会の実現を目指し、新たなスポーツ推進計画を基に、その推進に努めます。
- ② ニューススポーツやスポーツ・レクリエーションの普及を図り、市民の健康づくりやコミュニケーションづくりを促進します。
- ③ スポーツの指導者や団体を育成し、技術力の強化を図ります。
- ④ 市、市体育協会の広報紙やホームページでスポーツ行事等の周知を図り、市民がスポーツに親しむための情報発信に努めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------|--------------------------|-----|-------------|-------------|-----------------|
| 1 | 1人あたりの文化センターの利用回数 | 回/年 | 1.40 | 2 | 10%の増を目指す |
| 2 | 市の委託事業であるスポーツ教室等への市民の参加率 | %/年 | 13 | 19 | 6ポイントの増を目指す |
| 3 | 1人あたりの市スポーツ施設利用回数 | 回/年 | 6 | 8 | 2回増を目指す |
| 4 | 市外の選手も参加するスポーツ大会参加者数 | 人/年 | 23,294 | 31,330 | おおむね34.5%の増を目指す |

○ 市民の参画

(1) 文化芸術活動の振興

※ 優れた文化芸術を鑑賞するなど、文化芸術活動に取り組む機会を広げましょう。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

※ 健康増進や体力向上を図るため、日常的にスポーツ活動や体を動かす習慣を実践しましょう。

※ 心身ともに健康で楽しい日常生活を送るため、スポーツ教室やスポーツ団体の活動に積極的に参加し、健康づくりと交流の輪を広げていきましょう。

3-6 人権、男女共同参画

○ 現状

- ・ 男女共同参画社会の実現は、全ての人々にとって必要なものであるにも関わらず、固定的な性別による役割分担意識が残っており、また、意思決定過程への女性の参画、仕事と家庭、地域活動の調和について、意義や効果が十分理解されていません。

○ 課題

- ・ 人口減少や少子高齢化の進展、個人の価値観の多様化などの社会環境の変化に伴い、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などをめぐる人権問題の解決に向け、取り組むべき多くの課題があります。
- ・ 人権問題は、社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が発生する可能性があり、様々な問題について認識を深め、関係機関と連携して、人権問題への対応や取組を推進していくことが必要となっています。
- ・ 男女共同参画を推進するためには、岩手県が認定する男女共同参画サポーターを増やし、地域や家庭など、あらゆる身近な現場から男女共同参画の理解を深めていくことが必要です。
- ・ いちのせき男女共同参画プランに基づき効果的にあらゆる施策に対し男女共同参画の視点を反映させ、関係機関団体と連携し、すべての市民が個性と能力を發揮できるような環境づくりが課題となっています。

○ 施策の展開

(1) 人権教育と人権啓発の推進

- ① 学校や地域などにおける人権教育を推進するとともに、人権相談の充実など人権が尊重される社会を目指します。

(2) 男女共同参画社会の推進

- ① 男女共同参画の一層の推進のため、いちのせき男女共同参画プランに基づき実効性のある取組を推進します。
- ② あらゆる施策に男女共同参画の視点の反映や特に女性活躍及び多様性への対応等、関係機関や各種団体と連携し、全ての市民が個性と能力を十分に發揮できる社会となるよう、その環境づくりを推進します。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------|---|-----|-------------|-------------|----------------|
| 1 | 中学校を対象とした人権啓発事業の実施回数 | 回 | 6 | 40 | 毎年5～6校での実施を目指す |
| 2 | 男女共同参画サポーター数 | 人 | 75 | 93 | 毎年3人の増を目指す |
| 3 | 男女それぞれの委員数が委員定数40%以上である審議会数の全審議会等に対する割合 | %/年 | 48.9 | 60 | 11.1ポイントの増を目指す |

○ 市民の参画

(1) 人権教育と人権啓発の推進

※ 人権教育と人権啓発を推進するため、子ども、女性、高齢者などが抱える様々な人権問題を理解し、人権侵害のない社会の実現に努めましょう。

(2) 男女共同参画社会の推進

※ 固定的な性別による役割分担意識をなくし、男女が共に家事や育児、介護等に参画することについて理解を深め合い、それらを進んで行いましょう。

3-7 文化財の保護、地域文化の伝承

○ 現状

- ・ 市内には、国、岩手県、市の指定等文化財 245 件（令和 2 年 8 月末現在）をはじめ、埋蔵文化財包蔵地が約 900 カ所あり、数多くの文化財があります。
- ・ 解説板の設置などで紹介されている文化財は、市内の文化財全体の一部に留まっており、多くの文化財はその所在地で紹介されていない状態となっています。
- ・ 埋蔵文化財に関しては、自分の土地の下に埋蔵文化財があることを知らない市民も少なくありません。
- ・ 郷土芸能を伝承する団体も多数あり、保存会活動や地域行事、学校行事を通じてその継承が図られています。

○ 課題

- ・ 市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境や理解を深める機会を提供しながら、愛護思想の普及啓発を図っていく必要があります。
- ・ 文化財の保存、活用を進める上で、その対象となる文化財は、市内のどこに、どのようなものがあるのか、まず、市民が現地で分かるように環境を整備することが課題です。
- ・ 地域の文化を代表するものとして民俗芸能等がありますが、民俗芸能の伝承活動を行う多くの団体は、少子高齢化や人口減少等の要因から、後継者の育成などの課題を抱えています。
- ・ それぞれの地域や団体を取り巻く状況には異なる面もあり、伝承活動の継続に向けた課題の解決策も一様ではないと考えられます。
- ・ 今後、民俗芸能を伝承するそれぞれの地域の異なる状況を踏まえながら、それぞれの団体が望む課題解決の方向性に応じた支援のあり方を探っていく必要があります。
- ・ 本市ゆかりの偉人・先人の功績を次代に伝えるため、身近に学習できる機会の充実を図り、郷土への誇りと愛着心を醸成する必要があります。

○ 施策の展開

(1) 文化財の保存、活用

- ① 市民の誇りであり地域の財産である文化財を理解する心、愛護する心を普及啓発するとともに、適切かつ効果的に文化財を保存、活用します。
- ② 文化財の標柱、解説板を設置して、市民が文化財や地域の歴史、文化について理解を深められるように環境整備を図り、文化財の保存や活用に関する地域活動の促進が図られるように努めます。
- ③ 埋蔵文化財包蔵地の周知啓発と開発行為に伴う遺構や遺物等の調査を行い、文化財保護法に基づく適切な保護を図ります。
- ④ 歴史・文化についての調査研究を進めるとともに、文化財やこれまで収集、調査してきた歴史資料や民俗資料等を展示公開するなど、市民が地域の文化に触れる機会を提供できるよう努めます。

す。

(2) 地域文化の伝承

- ① 地域文化を代表する民俗芸能に関して、その伝承活動を行う団体からの相談への対応、活動への助言、活動費助成案内等を通じて、民俗芸能が次代に継承されるよう、必要に応じた支援に努めます。
- ② 地域づくり団体、郷土史グループなどが行う文化財保護や郷土の歴史資料の調査活動などについて、学芸員が専門的見地から相談、助言等の支援を行います。
- ③ 本市ゆかりの偉人・先人の功績を次代に引き継いでいくために、身近に学習できる機会の充実を図り、郷土への誇りと愛着心を高めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------|---------------|----|-------------|-------------|--------------|
| 1 | 文化財標柱、解説板設置数 | 基 | 170 | 230 | 毎年10基の整備を目指す |
| 2 | 民俗芸能の伝承を行う団体数 | 団体 | 57 | 57 | 現状数値の維持を目指す |

○ 市民の参画

(1) 文化財の保存、活用

- ※ 文化財をはじめとする、地域の歴史や文化に対して関心を持ち、理解を深めていきましょう。
- ※ 地域活動では、身近な文化財を見学等で活用して、地域の歴史、文化に触れる事業などを企画してみましょう。
- ※ 身近にある遺跡などの文化財の保護に協力し、次代へ残していきましょう。

(2) 地域文化の伝承

- ※ 民俗芸能団体などが行う地域文化の伝承活動に参加、協力しましょう。
- ※ 民俗芸能などの発表機会を通じて地域の文化への理解を深め、次代に伝えていきましょう。
- ※ 民俗芸能団体は、市民や企業からの応援が必要になったときには、積極的に支援を呼びかけましょう。

3-8 骨寺村荘園遺跡の保護

○ 現状

- ・ 地域住民が地域に誇りを持ち、遺跡や景観の保護、保全等の活動を継続して行っています。
- ・ 本寺地区の人口減少や高齢化により農業後継者が不足し、持続的な保全活動の継続が懸念されています。
- ・ 世界文化遺産「平泉」の関連資産として、岩手県、関係市町と連携し、拡張登録を目指して調査研究を進めていますが、世界遺産としての価値証明には至っていません。

○ 課題

- ・ 骨寺村荘園遺跡を後世へ守り伝えるためには、地域住民のみならず地区外からの応援、協力を受け、保全活動等に取り組むことが必要です。
- ・ 研究者など専門家の助言をいただきながら、岩手県・関係市町と連携して拡張登録の実現に向けて文献研究や発掘調査などの取組を進めています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の取組を行いながら、ガイダンス施設である骨寺村荘園交流館を核とした情報発信や事業の展開、講演会等の開催を継続して行い、骨寺村荘園遺跡の価値について普及啓発と拡張登録への気運醸成を図る必要があります。

○ 施策の展開

(1) 骨寺村荘園遺跡の保護

- ① 骨寺村荘園遺跡の価値を後世に伝えるため、骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画及び各種保存管理計画に基づき、保存と活用に努めます。
- ② 本寺地区景観計画に基づき、魅力ある日本の原風景を未来へ継承するため、重要文化的景観の保全に努めます。
- ③ 小区画水田保全活用方針に基づき、地域住民と協働で小区画水田の保全活用に取り組めます。
- ④ 骨寺村荘園交流施設を核とし、世界文化遺産「平泉」の関連資産としての価値とその魅力を市内外に情報発信するとともに、市民等へ伝えるための取組を行います。
- ⑤ 地域住民による骨寺村荘園遺跡を守り伝えるための取組を支援します。
- ⑥ 地域住民のみならず全市民が、骨寺村荘園遺跡を市民共有の財産として認識し、保護していく意識が醸成されるよう努めます。

(2) 骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録

- ① 世界文化遺産「平泉」の関連資産として、関係機関と協力して拡張登録を目指します。
- ② 拡張登録の実現に向けて調査研究を進め、資産価値の証明に努めます。
- ③ 骨寺村荘園遺跡に関する講演会の開催や情報発信により、骨寺村荘園遺跡の価値について、市民一人ひとりの理解と世界遺産拡張登録への気運醸成に努めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------|-----------------------|-----|-------------|-------------|---------------------------|
| 1 | 小区画水田を利用した体験交流会への参加者数 | 人/年 | 329 | 390 | R元年度を基準として、おおむね20%の増を目指す。 |
| 2 | 土水路整備作業への参加者数 | 人/年 | 307 | 320 | R元年度を基準として、おおむね5%の増を目指す。 |
| 3 | 骨寺村荘園交流施設利用者数 | 人/年 | 27,638 | 29,000 | R元年度を基準として、おおむね5%の増を目指す。 |

○ 市民の参画

(1) 骨寺村荘園遺跡の保護

- ※ 骨寺村荘園遺跡で開催される田植えや稲刈り体験交流会等のイベントに参加しましょう。
- ※ 遺産としての価値を守るため、昔ながらの土水路整備作業等の景観保全活動に協力しましょう。

(2) 骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録

- ※ 骨寺村荘園交流施設を利用し、遺跡に関する理解を深めましょう。
- ※ 骨寺村荘園遺跡への関心を高めるため、講演会等に参加しましょう。

4. 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

4-1 自然環境、環境保全

○ 現状

- ・ 本市は、豊かな水と彩のある美しい緑に包まれた都市です。市の中央を流れる北上川には、磐井川、砂鉄川、千厩川、金流川及び黄海川などが注ぎ込み、多様な水辺の環境を形成しています。市の西部には栗駒国定公園に指定されている奥羽山系の山岳地帯があり、東部には室根高原県立自然公園に指定されている北上高地の丘陵地帯が広がっています。
- ・ 豊かな自然は、農林水産業を振興する上で重要な資源であるとともに、水道水の貴重な水源となっており、国土の保全やゆとりある市民生活を送る上で欠かすことのできない市民共有の財産です。
- ・ 自然の中には様々な生命が息づいており、これらの生態系を学び、観察することで自然の豊かさや貴重さを感じることができます。
- ・ ライフスタイルの変化に伴い、環境問題の発生源は多様化しています。
- ・ 住宅地と工場や店舗との近接化による騒音のほか、住宅の密集化による近隣世帯に対しての生活騒音や生活排水等の悪臭に関する苦情が発生しています。

○ 課題

- ・ 河川は、利水において重要な役割を果たすと同時に、潤いのある空間を提供しており、河川が本来持つ様々な機能が十分発揮されるよう、適切な維持保全に努めていくことが必要です。
- ・ 自然という財産は、人間だけのものではなく、生物全体の共有の財産と捉える必要があり、これを確かな状態で次代へ引き継ぐことが私たちの責務でもあります。
- ・ 市民が安心して日常生活を送るためには、環境問題の発生原因を分析し、再発防止を図るとともに、生活型公害を未然に防ぐための啓発活動に取り組む必要があります。

○ 施策の展開

(1) 自然の保全と活用施策の充実

- ① 河川の清らかな水質を保つため、河川や工場、畜舎からの排水の監視を行い、水辺の環境を常に把握するよう努めます。
- ② ボランティアや児童生徒が行っている河川の清掃活動や浄化活動を支援します。
- ③ 周囲の自然や景観に配慮した親水空間の整備に努めるとともに、整備に当たってはホテルが飛び交う水辺の再生など、市民が親しみを持てる美しい河川環境づくりに努めます。
- ④ 岩手県や動物愛護団体、自然保護団体等と連携し、人と自然の共生する社会の構築を推進するとともに、かけがえのない自然を次代に引き継いでいくため、希少野生動植物の保護の徹底など、生態系の保全と再生を図ります。
- ⑤ 開発行為などが行われる際には、周囲の自然環境と調和したものとなるよう、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。

(2) 環境教育の充実

- ① 自然とのふれあい活動や環境教育、学習の場の充実を図り、環境に対する正しい理解と環境に配慮したライフスタイルの啓発を図りながら、環境意識の高いまちづくりを目指します。
- ② 小中学校における環境教育の推進を図り、環境意識の醸成に努めます。
- ③ 自然環境の保全に関する啓発を行うとともに、自然環境への理解を深めることを目的とした自然観察会を実施し、環境教育の機会の充実を図ります。

(3) 環境保全対策の充実

- ① 環境影響評価法の趣旨に鑑み策定した「一関市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指針」による規制とともに、環境保全協定の締結による環境汚染の未然防止に努めます。
- ② 道路や鉄道などの騒音、振動の状況を測定するとともに、日常の暮らしから近隣の騒音を抑えるよう啓発に努めます。
- ③ 開発行為などが行われる際には、周囲の自然環境と調和したものとなるよう、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|-----------------------------------|----|-------------|-------------|---------------------------------|
| 1 環境基準の類型指定河川における基準値未達成河川数 (BOD値) | 河川 | 0 | 0 | すべての類型指定河川で水質基準 (BOD値) の達成を維持する |
| 2 環境保全協定締結件数 | 件 | 169 | 187 | 18件の増を目指す |

○ 市民の参画

(1) 自然の保全と活用施策の充実

- ※ 生活の営みや社会活動において、自然環境に影響を与えないように注意しましょう。
- ※ 学習機会やボランティア活動を通じて自然環境の保全に取り組みましょう。
- ※ 希少野生動植物の保護に努めましょう。

(2) 環境教育の充実

- ※ 河川の浄化活動や生態系の保全活動など、環境保全に取り組む各種市民団体の活動に参加しましょう。
- ※ 自然観察会などの機会を活用して、郷土の自然について学習しましょう。

(3) 環境保全対策の充実

- ※ 野焼きによる大気汚染や、配水管の詰まりによる悪臭などの発生源をつくらないように注意しましょう。
- ※ 日常生活において、テレビやステレオなどの音量や洗濯機などの使用時間帯に注意し、近隣への騒音とならないように配慮しましょう。
- ※ 設備の定期的な点検や整備を行い、環境基準を超過することがないように管理しましょう。

4-2 公園

○ 現状

- ・ 地域の中で比較的まとまったスペースを持っている公園は、災害時の一時避難所としても重要な役割を持っています。

○ 課題

- ・ 公園は、子どもから中高齢者までの幅広い年代を対象とした多方面のニーズへの対応が求められており、公園を市民の憩いの場としてだけでなく、スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりの場としての機能の充実を図る必要があります。
- ・ 公園、緑地の管理については、地元自治会等の参画を得ながら誰もが安心して利用できるよう潤いのある快適な環境を維持していくことが重要です。
- ・ 磐井川堤防改修事業を契機として、磐井川を活用した地域活性化が求められています。

○ 施策の展開

(1) 公園、緑地の整備

- ① ユニバーサルデザインの考え方のもと、誰もが利用しやすい憩いの場、潤いの場としての公園、緑地等の機能の充実を図ります。
- ② 公園利用者のニーズに応じて、対象年齢の低い遊具等や健康遊具の導入を図ります。また、既存の遊具等について計画的に更新を行います。
- ③ 新しい公園の整備や既存の公園の改修に当たっては、計画づくりの段階から市民の参画を促進し、意見やアイデアの反映に努めるとともに、整備後の維持管理は、地元自治会や関係団体など地域と連携を図りながら、身近な公園、緑地の管理運営に市民が参加できる体制づくりに努めます。
- ④ 一関遊水地事業や磐井川堤防改修事業とあわせて、河川管理施設と一体的な「まち」と「かわ」を結び付けた新たな河川空間の創出と活用を推進します。

(2) 緑化の推進

- ① 日常生活に憩いと安らぎを与える緑化への意識啓発を図り、潤いのある生活環境づくりを進めます。
- ② 道路環境を豊かに彩る街路樹の整備をはじめ、公共施設や民有地の緑化、花壇づくりを促進し、緑豊かで美しい環境づくりを市民とともに進めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------|------------|-------------------|-------------|-------------|---------------------------|
| 1 | 1人当たりの公園面積 | m ² /人 | 16.1 | 17.1 | 1.0 m ² の増を目指す |

○ 市民の参画

(1) 公園、緑地の整備

- ※ 地域での公園、緑地の維持管理活動に参加しましょう。
- ※ 公園の整備を進め、公民連携によるイベント等の開催を進めていきましょう。

(2) 緑化の推進

- ※ 宅地周りへの植栽や花いっぱい運動への参加など緑化に取り組み、地域の環境づくりを進めましょう。

4-3 資源・エネルギー循環型社会

○ 現状

- ・ 地球環境への負荷を軽減し、限られた資源を循環させていくことが必要な時代となっています。

○ 課題

- ・ 地球温暖化の進行は、異常気象による自然災害の増加など多くの危険性を抱えており、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量削減のため、省エネ型の生活や産業活動を普及・推進していく必要があります。
- ・ 東日本大震災を踏まえ、再生可能エネルギーへの転換が大きな流れとなっており、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を積極的に進め、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で主体的に取り組むとともに、連携、協力して利用促進を図っていくことが必要です。
- ・ 廃棄物の減量、資源のリサイクル、再生可能品の利用などを進め、廃棄物の量を減らしていくための取組を計画的かつ総合的に実施することが求められており、その実現に向け、環境意識の啓発を図り、効率的な資源循環の体制を整えていくことが必要です。
- ・ 日常生活においても、廃棄物が適切に処理され、資源の循環システムの中に組み込まれていくことが基本となります。また、廃棄物の不法投棄対策を徹底していく必要があります。
- ・ 従来の大量生産や大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、市民、事業者、行政の協働により循環型社会づくりに取り組んでいく必要があります。
- ・ 温室効果ガスの排出量を削減するためには、化石燃料に頼った中央集権型のエネルギー供給網から脱却する必要があり、また、災害時などに電力供給を確保するためにも、再生可能エネルギーによる自立分散型の電力供給への転換を図る必要があります。

○ 施策の展開

(1) 地球環境にやさしいまちづくりの推進

- ① 低燃費車や電気自動車の利用、エコドライブなど化石燃料の使用を削減する取組を進めます。
- ② 太陽光、太陽熱、地中熱などの自然エネルギーの利用を促進します。
- ③ バイオマスなどをエネルギー資源と捉え、その持続可能な再生可能エネルギーの活用により、化石燃料の消費及び温室効果ガスの排出を抑えます。
- ④ 資源やエネルギーが地域内で循環する資源・エネルギー循環型のまちづくりを推進します。

(2) 脱炭素社会に向けたシステムづくり

- ① 公共施設等への再生可能エネルギーの導入、省エネ型の設備への改修を進めます。
- ② 環境負荷低減のための施策の推進や、省エネ意識の向上に努めます。
- ③ 温室効果ガスの排出削減に向け、公共交通機関の利用を促進します。
- ④ 補助制度や環境団体などと連携した普及、啓発活動により、再生可能エネルギー、省エネ型設備の導入を推進するとともに、エネルギーの地産地消を推進します。

(3) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

- ① 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの推進による廃棄物の減量化を図るとともに、地域における資源回収への取組を支援します。
- ② 事業所におけるゼロ・エミッションへの取組を促進します。
- ③ きれいなまちづくりを目指すため、市民総参加による一斉清掃を促進します。
- ④ 快適な生活環境の確保のため、ポイ捨てや不法投棄をしないよう公衆衛生意識の啓発や監視の強化を図ります。
- ⑤ 資源・エネルギー循環型のまちづくりを推進するため、リサイクルプラザなどを活用し、市民への普及啓発に努めます。
- ⑥ 新聞、雑誌やオフィス用紙などの再生利用を促進し、家庭や事業所での古紙リサイクルに取り組みます。
- ⑦ 生ごみのたい肥化など、家庭での廃棄物減量化への取組を奨励し、啓発に努めます。
- ⑧ 金、銀、銅、レアメタルなどの貴重な有用金属が多く含まれる使用済小型家電を回収し、有用金属のリサイクルを積極的に推進します。

(4) 効率的な廃棄物の処理

- ① 快適な生活環境の確保のため、ポイ捨てや不法投棄をしないよう公衆衛生意識の啓発や監視の強化を図ります。
- ② 廃棄物を新たなエネルギー資源と捉え、効果的、効率的にエネルギーを生み出すための廃棄物の分別の方法や処理方式の導入により、エネルギーや資源が循環する資源・エネルギー循環型まちづくりの一翼を担う廃棄物処理システムを確立し、廃棄物の再資源化やエネルギー資源としての活用を図ります。
- ③ 一関地区広域行政組合が設置及び管理運営する一般廃棄物の処理施設等の更新が必要であり、同組合が策定している一般廃棄物処理基本計画により、今後の廃棄物処理について計画的な対応を図ります。

(5) 環境自治体のシステムづくり

- ① 環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源活用の一層の循環、効率化に努め、環境に対する負荷の軽減を図ります。
- ② 環境自治体としての体制の確立に向けて、一関市役所地球温暖化対策実行計画を実践するとともに、環境保全意識の向上を図り、環境施策に率先して取り組みます。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------------------------------|------------|-------------|-------------|---------------------------------|
| 1 C02 排出量 | tC02/ 年 | - | 636,351 | 国の地球温暖化対策計画の中期目標より試算 |
| 2 太陽光発電システム (10kw未満) 導入件数 | 件 | 2,864 | 4,728 | 国の地球温暖化対策計画の中期目標より試算 |
| 3 1人1日当たりの排出量 (一般廃棄物) | g/年 | 833 | 811 | 一関地区広域行政組合の循環型社会形成推進地域計画の目標値を参考 |
| 4 リサイクル率 | %/年 | 16.9 | 17.4 | 一関地区広域行政組合の循環型社会形成推進地域計画の目標値を参考 |

○ 市民の参画

(1) 地球環境にやさしいまちづくりの推進

- ※ マイバッグ、マイボトルの携帯、エコドライブ、自転車利用などにより、化石燃料の使用を節約する暮らし方を実践しましょう。
- ※ 太陽光や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用、省エネ生活に取り組みましょう。

(2) 脱炭素社会に向けたシステムづくり

- ※ 新エネルギー機器の導入など、環境に配慮した暮らしの実践に取り組みましょう。
- ※ 冷暖房の温度調節、電気機器の待機電力の削減、省エネ型の電気機器への交換など、省エネ型のライフスタイルを実践しましょう。

(3) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

- ※ 廃棄物の減量化を進めるとともに、プラスチック製容器包装、紙類などの資源物の適正な分別に取り組みましょう。
- ※ 資源再生利用のため、ビン、缶、ペットボトルなどの有価物の集団回収に取り組みましょう。
- ※ 資源の有効利用を図るため、使用済小型家電や古着の回収に協力しましょう。
- ※ 地域の一斉清掃活動に参加しましょう。
- ※ 食品ロスの削減のため、^{さんまる・いちまる}30・10運動に取り組みましょう。

(4) 効率的な廃棄物の処理

- ※ 生ごみ処理機などの使用による生ごみのたい肥化、減容化に取り組みましょう。

(5) 環境自治体のシステムづくり

- ※ 3Rの推進による廃棄物の減量化、再資源化への取組とともに、電気、水、ガス、灯油の節約など、環境に配慮した循環型社会づくりに取り組みましょう。

4-4 住環境、景観

○ 現状

- ・ 人口減少の進行により空き家等が増加しています。
- ・ 市営住宅の役割は、低所得者をはじめとした真に住宅に困窮する世帯への対応が方向付けられています。

○ 課題

- ・ 少子高齢化により、地域コミュニティの担い手、特に次代の担い手となる子育て世帯を中心とした若年世帯を確保することが必要となっています。
- ・ 日常的に適切な管理が行われていない空き家等の増加により、保安上の危険、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題が生じているとともに、地域住民の生活環境にも悪影響を及ぼしています。
- ・ 本市の住宅ストックをみると、昭和 55 年以前に建築された住宅が 4 割を占めており、これらの住宅のバリアフリー、低い断熱性能、耐震性の不安等機能面で課題があります。
- ・ 高齢者世帯や若年世帯のライフスタイル、需要等に適合する形でユニバーサルデザインや耐震化が行われ、住宅が長期間にわたり、活用されるような環境を形成することが求められています。
- ・ 市営住宅への入居ニーズに対応するため、他の公的賃貸住宅の事業主体や民間事業者と連携し、重層的な住宅セーフティネットの構築を図ることが重要です。
- ・ 現在管理している市営住宅は、老朽化により更新や統廃合等の対応を進める必要があります。
- ・ 本市の景観は、先人が守り、築き上げてきた豊かな自然と、歴史が息づいており、この貴重な財産を継承し、それぞれの地域の特徴を生かした魅力ある景観をつくるため、景観計画に沿って取り組む必要があります。特に、骨寺村荘園遺跡一帯は、世界遺産「平泉」の関連資産として拡張登録に向け景観に配慮した、積極的な取組を続けていく必要があります。

○ 施策の展開

(1) 良好な住環境の形成

- ① 市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに、市民の居住環境の向上、省エネ化による CO2 排出量の削減及び市産木材の有効利用の促進など良好な住環境の形成を図ります。あわせて、耐震診断、耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりを目指します。
- ② 空き家等の発生の情報提供により、現地調査を行い、周辺に及ぼす影響の危険度、緊急度が特に高いものや、環境や衛生面から周辺に著しく悪影響をあたえるものについては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等による適切な管理を促すことを基本としつつ、必要な措置を行います。

(2) 市営住宅の適切な管理

- ① 東日本大震災、少子高齢化など住宅政策を取り巻く状況が大きく変化していることや、大量に

存在する老朽住宅への対応等を踏まえ、市営住宅の適切な維持管理を図るとともに、民間住宅ストックを活用した住宅確保要配慮者に対するセーフティネットの形成を図ります。

(3) 景観形成の推進

- ① 規制誘導を図り、良好な景観を形成します。
- ② 多くの人が景観まちづくりに関心を持ち、様々な形で関わっていく意識づくりを進めるため、景観まちづくりなどの普及啓発に努めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|----------------|------|-------------|-------------|-----------------|
| 1 長期優良住宅認定率 | % | 20.1 | 21.9 | 1.8ポイントの増を目指す |
| 2 景観まちづくり賞の表彰数 | 団体/年 | 4 | 5 | 年5件を目指す |
| 3 空き家に関する相談件数 | 件/年 | 78 | 120 | 空家等対策計画目標数値に基づく |

○ 市民の参画

(1) 良好な住環境の形成

- ※ 住宅の耐震化やバリアフリー化を進めましょう。
- ※ 地球温暖化防止に向けて、高気密・高断熱住宅など生活の質を向上させながら、エネルギー消費を抑制する住まいの省エネ化を進めましょう。
- ※ 住宅の点検を心がけ、適切な維持管理に努めましょう。
- ※ 住宅の保全や相続対策などについて学ぶ機会に参加しましょう。

(2) 市営住宅の適切な管理

- ※ 市営住宅の適切な利用に努めましょう。

(3) 景観形成の推進

- ※ 地域のより良い景観形成のために、景観まちづくり活動に参加しましょう。
- ※ 美しいまちづくりを進めるために、日頃から身近な環境美化に取り組みましょう。

4-5 上水道

○ 現状

- ・ 人口減少に伴い水の需要が減少し、給水収益が減少していくことが見込まれており、一方では老朽施設の更新の必要性が増していくなど、水道事業を取り巻く環境は、より厳しさを増しています。
- ・ 未普及区域における生活用水対策は長年の懸案事項となっており、給水区域の拡張について、市としての判断を明確にする必要があり、平成 30 年度に再検討しましたが、新たな給水区域の拡張は極めて困難であるとの結論に達しました。
- ・ 未普及区域において水量、水質とも不安のない生活用水を確保するため、新たな支援策として、生活用水確保支援事業を創設し、令和元年度から 5 年間で集中実施期間として事業の推進を図っています。

○ 課題

- ・ 今後、高度経済成長期に整備した大量の水道施設が一斉に更新時期を迎え、大きな財政負担となりますが、市民生活に不可欠な水の供給を安定的かつ確実に持続していくためには、計画的な更新と耐震性能の向上を含む長寿命化を図るとともに、施設の規模や配置の見直しにより、無駄のない施設利用を進める必要があります。
- ・ 定期的な水道料金の改定を実施し、負担の平等化を図りながら、今後の施設更新に係る適切な財源確保に取り組む必要があります。
- ・ 今後の給水区域の拡張については、大規模な住宅開発や定住人口の増加、水道施設整備に対する財源措置の大幅な拡充等の環境変化が生じた時点で、地域の接続意向を確認した上で再検討します。

○ 施策の展開

(1) 安全な水の安定供給

- ① 水道事業の将来像と長期財政を見据え、安全な水の安定供給に努めます。
- ② 優先順位を定め、水道施設及び管路の計画的な更新を行います。
- ③ 災害に強い水道を目指し、施設の耐震化や適切な維持管理と補修による長寿命化を進めるとともに、施設の統廃合や規模の縮小による効率的な水の供給に努めます。
- ④ 災害復旧の応急訓練を行い、防災意識の向上を図ります。

(2) 未普及区域における生活用水確保の推進

- ① 未普及区域において、水量、水質とも不安のない生活用水を確保するため、水質検査、深井戸整備及び浄水施設等の設置を支援します。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------|-----------|----|-------------|-------------|---------------|
| 1 | 基幹管路耐震適合率 | % | 45.7 | 50.5 | 4.8ポイントの増を目指す |

○ 市民の参画

(1) 安全な水の安定供給

- ※ 広報紙や水道週間行事、地域懇談会などを通じ、市民生活や経済活動に不可欠な水道への認識を深めましょう。
- ※ 応急給水、応急活動訓練に参加し、防災意識を高めましょう。

(2) 未普及区域における生活用水確保の推進

- ※ 清浄かつ豊富な生活用水を確保するため、限りある水資源を大切にしましょう。

4-6 下水道

○ 現状

- ・ 汚水処理人口普及率の目標達成に向けて、現在、宅地化が進行し、事業所や商業施設が密集する地域において下水道の管路整備を集中的に進めています。

○ 課題

- ・ 平成 28 年度に策定した汚水処理施設整備計画の集合処理区域においても、人口減少と高齢化が進んでいることが影響し、費用を投じて管路整備を行っても、下水道への接続費用の捻出や後継者がいないことなどの理由から接続に至らないことがあるため、早期の整備計画の見直しが必要な状況となっています。

○ 施策の展開

(1) 処理施設の整備と普及促進

- ① 地域特性に応じた公共下水道や浄化槽の効率的な整備により、河川等公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を創出します。
- ② 本市における汚水処理事業は、地域ごとに費用対効果や河川の水質保全の必要性等を勘案しながら、公共下水道と農業集落排水施設で処理を行う集合処理区域と浄化槽で処理を行う個別処理区域に区分し進めていきます。
- ③ 市広報への記事掲載、FMあすもでのCM放送、出前講座の開催等により、河川等の水質保全のためには、下水道や浄化槽による汚水処理が必要であることの周知に努めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R 元年) | 目標 (R 7 年) | 目標の設定 |
|-------------|----|--------------|---------------|---------------|
| 1 汚水処理人口普及率 | % | 67.4 | 82.1 | 一関市汚水処理計画に基づく |

○ 市民の参画

(1) 処理施設の整備と普及促進

- ※ 河川等の公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を維持するため、公共下水道等の集合処理による施設が整備された区域の方は速やかに下水道等に接続し、また、上記以外の区域の方は、浄化槽を設置し、生活排水を未処理のまま河川等に流さないよう努めましょう。

5. みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

5-1 医療

○ 現状

- ・ 休日及び夜間の救急医療を確保するため、医師会等の関係機関の協力を得て、休日当番医制による診療や夜間救急当番医制が実施されているとともに、入院や手術が必要な重症患者の二次救急医療に対応するため、病院が協力し輪番制による診療が実施されています。
- ・ 二次救急医療を担う県立病院をはじめ医師不足は深刻であり、加えて、比較的軽症な患者の一次救急を担う診療所の医師も高齢化しています。また、いわゆるコンビニ受診などにより医師の疲弊も問題となっています。

○ 課題

- ・ 本市は高齢化率が高く、医療資源の地域偏在も顕著な状況にあり、医師をはじめ限られた医療従事者の中で、今後増加が予想される医療的ケアが必要な要介護高齢者への対応が求められています。
- ・ 将来にわたって適正な医療サービスを提供していくためには、医師や看護師などの医療従事者を安定的に確保するとともに、医療と介護が連携した包括的なサービスの提供が求められています。
- ・ 医療施設については、高度化する医療への対応や設備の充実が求められるほか、医療資源が集中している中心市街地から離れた周辺地域であっても、医療サービスが安定的に確保される必要があります。

○ 施策の展開

(1) 地域医療体制の充実

- ① 医師会、歯科医師会、薬剤師会や岩手県などの関係機関、関係団体、医療機関等及び保健、福祉、介護サービス機関との連携強化を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。
- ② 市が指定する医療機関に将来従事しようとする医学部の学生に修学資金の貸付を行い、医師確保を図ります。
- ③ 市内の医療介護施設等に将来勤務しようとする者に修学資金の貸付を行い、医療介護従事者の確保を図ります。
- ④ 市民が市の医療の現状や医療機関へのかかり方、診療所（医院・クリニック）と病院の役割やその違いを理解して、適切に医療機関を受診していただくよう、かかりつけ医ガイドブックなどの活用により周知を図ります。

(2) 救急医療体制の充実

- ① 医師会をはじめとする関係機関、関係団体との連携を一層強化し、休日、夜間を含めた救急医療体制の充実に努めます。
- ② 医療機関の適正受診について市民への意識啓発を図ります。

(3) 病院及び診療所の運営

- ① 地域包括医療体制の充実強化のため、保健、福祉、介護分野との連携を図り、各サービスが適切に提供できるよう病院、診療所を運営するとともに、健全な経営に努めます。また、病院と診療所のさらなる連携を推進します。
- ② 病院事業においては、構成する各事業の垂直統合のメリットを生かし、切れ目のない統合されたサービスによる生活を支える医療の提供と住民参加の推進により安定した経営に努めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|-----------------|-----|-------------|-------------|-------------|
| 1 医療介護従事者修学資金貸付 | 人/年 | 14 | 15 | 募集定員15人を目指す |

○ 市民の参画

(1) 地域医療体制の充実

- ※ 「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、病気の予防や食事、運動など、健康管理に努めましょう。
- ※ がん検診や特定検診を定期的に受診し、生活習慣病の見直しや生活習慣病の早期発見・早期治療に努めましょう。
- ※ 風邪などの日常的な病気や生活習慣病、安定した慢性疾患のときは、身近にある診療所・クリニック（かかりつけ医）での早めの受診を心がけましょう。
- ※ 医師や看護師など、医療従事者の負担が過重とならないよう、診療時間内の受診を心がけましょう。

(2) 救急医療体制の充実

- ※ 緊急時の重症患者の命を救うために救急車を正しく利用しましょう。
- ※ 休日や夜間に具合が悪くなったときは、休日、夜間当番医を受診しましょう。

(3) 病院及び診療所の運営

- ※ 市民を対象としたフォーラム、病院や診療所等が行う意見交換会などへ積極的に参加することにより、地域医療の現状を正しく理解し、守り育てる意識を持ちましょう。

5-2 地域福祉

○ 現状

- ・ 少子高齢化や核家族化などによる家族形態の多様化により、家庭の中で、高齢者との関わりをもつ機会が少なくなってきました。
- ・ 地域の交流の機会が減少しており、思いやりやいたわりといった、お互いを思いやる気持ちを育む機会が少なくなってきました。
- ・ 近年、人口減少と少子高齢化の進展が顕著であり、加えて、個人の価値観の多様化、地域での交流機会の減少など、社会環境の変化に伴い、人と人とのつながりが希薄になり、お互いの支え合いや助け合いの機能が低下してきています。

○ 課題

- ・ 福祉サービスの提供に当たっては、利用者の人権が守られることはもとより、安心して利用できる必要があります。利用者に十分な情報提供を行うとともに、福祉サービスや施設等におけるサービス利用の促進と定着を図るための支援が必要です。
- ・ 災害発生時に自ら避難することが難しく、何らかの支援を要する方（避難行動要支援者）の避難支援については、対象者を把握し、その情報を地域の行政区長や民生委員などの避難支援等関係者に提供するなどして、地域で共に助け合い、対応していくことが重要となっています。
- ・ 災害時の支援が有効に機能するためには、平常時から地域で防災訓練などに取り組む必要があります。
- ・ 市社会福祉協議会に「いちのせき生活困窮者自立相談支援センター」を設置し、生活に困っている方の相談支援業務を実施しています。生活困窮者の早期把握と、一人ひとりの状況に応じた支援や関係機関への情報提供など、自立に向けた相談支援体制の推進が必要です。
- ・ 本市の生活保護受給世帯数は横ばいの傾向にあり、一人暮らし高齢者世帯と障がい者世帯、傷病者世帯で全体の約8割を占めています。被保護世帯の自立や安定した暮らしを実現するためには、被保護世帯の状況に応じた適切な支援が必要です。
- ・ 様々な福祉サービスの制度はあるものの、福祉サービスを必要としている方に対して迅速に提供されていない場合があります。サービスを必要とする方への分かりやすい周知が必要です。
- ・ 地域内でのコミュニケーションが希薄化している場合、個人が抱える深刻な課題が周りに伝わらず、その情報がどこにも届かないことがあることから、地域のつながりを持ちながら、安心して暮らし続けられるように支援する必要があります。

○ 施策の展開

(1) 地域福祉を担うひとり

- ① 将来を担う子どもたちが、相手を思いやる気持ちを育むことが重要であり、高齢者や障がいのある人など、支援が必要な人のことを理解する取組を推進します。

(2) 共に支え合う地域づくり

- ① 認知症や障がいのある人が、社会的に孤立することがなく、地域とのつながりを持ちながら、安心して暮らし続けられるように、地域全体での支え合いを推進します。
- ② 地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会などと連携し、社会福祉法人間のネットワークづくりを推進します。

(3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

- ① 相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的な相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスを適切に提供できるように、相談体制の充実を図ります。
- ② 成年後見制度や各種福祉サービス等の利用に際し、制度利用がスムーズに行われるよう必要な支援を行うとともに、権利擁護に関する制度の広報、啓発に努めます。
- ③ 避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への情報提供を行い、地域での見守りや要支援者の状況に応じた避難支援を推進します。
- ④ 災害発生時における避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者ごとに避難支援の具体的計画を定める個別計画の作成を推進します。
- ⑤ 生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、生活困窮者の早期把握や相談支援を行うとともに、生活保護受給世帯や生活困窮者一人ひとりに応じた就労支援や家計改善支援など、自立に向けた支援を推進します。
- ⑥ 必要な福祉サービスが分かりやすい表記を検討するほか、パンフレットだけでなく広報やSNSを活用し、より多くの市民に福祉サービスの情報を伝わるようにします。また、包括支援センターや居宅介護支援事業所、民生委員との連携により、福祉サービスを必要な人が適切なサービスを受けられるよう周知を図ります。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------|---------------------------|-----|-------------|-------------|---------------------------|
| 1 | 福祉教育に関する講座を実施した小中学校の割合 | %/年 | 93.1 | 100.0 | 全小中学校での実施を目指す |
| 2 | 権利擁護や成年後見制度に関する研修会に参加した人数 | 人/年 | 0 | 100 | 市民を対象に年1回の開催を目指す |
| 3 | 生活保護自立支援プログラムを活用し、就労開始や生活 | % | 59 | 65 | 過去5年平均(59%)に毎年1ポイントの増を目指す |

| | | | | | |
|--|----------------|--|--|--|--|
| | が改善された被保護世帯の割合 | | | | |
|--|----------------|--|--|--|--|

○ 市民の参画

(1) 地域福祉を担うひとづくり

※ 高齢者や障がい者との交流、社会福祉協議会が行う福祉学習会などに参加し、支え合う心を育みましょう。

(2) 共に支え合う地域づくり

※ 自治会活動などに参加し、住民同士の交流を深めるとともに、あいさつ、見守り、互いの支え合いなどを通じ、誰もが安心して生活できる地域づくりに努めましょう。

(3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

※ 地域の中でコミュニケーションを図り、支援が必要と思われる人に対し、民生委員・児童委員や各種相談窓口相談するよう勧めるとともに、孤立しないよう見守りましょう。

※ 研修会等に参加し、権利擁護や成年後見制度への理解を深めましょう。

※ 災害時に支援が必要となる人を把握するとともに、地域で行われる防災訓練等に参加しましょう。

5-3 高齢者福祉

○ 現状

- ・ 平成 29 年度から高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援する「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しており、住民主体による居場所づくりの充実に取り組んでいるが、事業への取組に地域差が生じている状況です。

○ 課題

- ・ 介護予防は状態が悪くなる前の元気なうちから取り組む必要があるため、普及啓発事業を継続し、介護予防への関心を高める必要があります。
- ・ 高齢者がひとり暮らしや要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。
- ・ 介護サービスだけでなく、地域の様々なサービスを活用した支援が必要になっています。
- ・ 高齢者の約 8 割は介護を必要としない元気な方たちです。元気な高齢者の方たちが生きがいと尊厳を持ち、いつまでも健康に安心して暮らすことが可能となる社会の実現が求められています。
- ・ シニア活動プラザを中心に元気な高齢者の社会参加、社会貢献活動を推進し、自らの生きがいづくりにつなげていくとともに、健康長寿を実践するための活動が必要となります。

○ 施策の展開

(1) 介護予防の推進

- ① 介護予防事業は、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から、介護予防・日常生活総合支援事業を通じて、住民主体で参加しやすい介護予防、住民主体の居場所づくりの充実の取組を推進します。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- ① 保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体との連携のもと、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせて継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。
- ② 地域包括ケアシステムを推進するため生活支援コーディネーターを配置し、地域協働体との連携を図り、地域づくりや地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。

(3) 生涯現役社会づくりの推進

- ① 明るく活力に満ちた高齢社会を築くため、高齢者自身がこれまで培った知識・技能を發揮し、積極的な社会活動への参加と地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進します。
- ② 元気な高齢者が社会貢献活動に参加することで、自らの生きがいづくりにつなげるとともに、健康の増進を図ります。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------|----------------------------|-----|-------------|-------------|--------------------------|
| 1 | 介護予防事業実施 団体数 | 団体 | 67 | 75 | 各地区2団体の増を目指す |
| 2 | 高齢者見守りネット ワーク協力事業 所数 | 事業所 | 51 | 69 | 年間3事業所の増を目指す |
| 3 | 認知症サポーター の養成者数 | 人 | 10,273 | 13,000 | 年500人の認知症サポーター養成講座受講を目指す |
| 4 | シニア活動プラザ 利用者数 | 人/年 | 9,615 | 5,700 | 感染症の影響を踏まえ、5,700人にとどめる |

○ 市民の参画

(1) 介護予防の推進

- ※ 生涯にわたり元気で暮らせるよう介護予防に取り組みましょう。
- ※ 住民が自主的に運営する通いの場をつくり、参加しましょう。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- ※ 認知症に対する理解を深め、地域での見守り活動に協力しましょう。
- ※ 閉じこもり防止のための声掛けを行いましょう。
- ※ 地域で高齢者との交流の場を持ち、高齢者とのふれあいを通じ、福祉の心を育みましょう。

(3) 生涯現役社会づくりの推進

- ※ 自らの知識や技能、経験を生かし、地域活動や社会貢献活動に参加しましょう。
- ※ 生きがいを持って生活できるよう、趣味やボランティア、老人クラブなどの活動に参加しましょう。
- ※ 若者や地域との交流を持ち、自らが培ってきた生活文化を伝えましょう。

5-4 障がい者福祉

○ 現状

- ・ 本市では各種相談窓口の充実を図っていますが、地域の中で福祉的な援助を必要としながらどこに相談したらよいのか分からない障がい者や、発達が気になる子どもを育てていくときに誰に相談すればよいのか思い悩む家庭があるなど、必ずしも相談窓口につながらない現状があります。
- ・ 障がい者の就労をめぐる環境は厳しく、関係機関が連携しながら仕事に関する相談や支援を行っていますが、一般就労へつながることは厳しい現状にあります。
- ・ 障がい者（児）が自ら希望する場所で安心して暮らしていけるよう、各種障がい福祉サービスを提供するとともに、日常生活及び社会生活の向上を図るために、補装具や日常生活用具を給付していますが、ニーズが多様化し、支給量も年々増加しています。

○ 課題

- ・ 障がい者施策には、障がいを理由とした不利益な取り扱いや虐待を受けることがなく、障がい者のニーズに応じた適切な支援を提供する仕組みなど、特に障がい者の相談支援体制の充実が求められています。
- ・ 障がいや発達に不安や心配のある子どもに、早期に必要な治療と指導、訓練を行うことにより、障がいの軽減や生活能力の向上を図り、社会参加につなげていくことが必要です。
- ・ 障がい者が希望する地域で自立した生活を送るためには、就労の機会を確保し、経済的基盤の安定を図ることが求められています。一般就労が困難な障がい者には、福祉的就労により生産活動の機会を提供していく必要があります。
- ・ 障がい者が自ら希望する場所で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの充実及び障がい者の生活を地域全体で支える体制の充実を図ることが必要です。
- ・ 障がい者が災害時においても安全な生活が送れるよう、避難支援体制の充実が求められています。
- ・ 障がい者の自立と社会参加の促進に向けて、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりや、市民それぞれが互いに尊重し合い相互理解を深めるよう、心のバリアフリーを進め、人にやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。

○ 施策の展開

(1) 権利擁護、相談支援体制の充実

- ① 障がいを理由とした差別や権利の侵害を受けないよう、成年後見制度等の権利擁護に関する制度利用について広報、啓発に努めます。
- ② 障がい者が自らの意思により必要とするサービスを安心して利用できるよう、相談支援体制の充実に努めます。特にも中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化を図るとともに、一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関との連携を推進します。
- ③ 自立に向けた必要な相談支援が行われるよう、施設スタッフの確保、育成を図ります。
- ④ 障がい者虐待防止に関する啓発に努め、関係機関等と連携し障がい者虐待の早期発見と防止を

推進します。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

- ① 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で生活できるように、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を進めます。

(3) 自立と社会参加の促進

- ① 障がい者支援施設に入所している障がい者が、希望するアパートやグループホーム又は自宅等で生活できるよう支援します。
- ② 一関地区障害者地域自立支援協議会を中心として、学校、企業、ハローワーク等と連携し、福祉施設での就労から一般就労への円滑な移行を推進します。

(4) 障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進

- ① 障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らしていけるよう、災害発生時においても、生命、身体の安全確保が図られる支援体制の整備に努めます。
- ② 障がいの程度や種別に関わらず、障がい者が自立した生活ができるよう、各種福祉サービスの充実を図ります。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① 障がい者やお年寄りをはじめ、誰もが社会参加できるよう、制度的、心理的なバリアを取り除きながら、交流活動を促進するとともに、公共施設のバリアフリー化や住宅改修への相談支援の充実を図るなど、全ての人が安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|---------------------|-----|-------------|-------------|-------------------|
| 1 相談支援事業所数 | 事業所 | 10 | 11 | 1事業所の増を目指す |
| 2 児童発達支援サービス利用者の割合 | % | 3.8 | 4.0 | おおむね0.2ポイントの増を目指す |
| 3 福祉施設から一般就労への移行者数 | 人/年 | 6 | 10 | おおむね60%の増を目指す |
| 4 障害福祉サービス（日中活動系）の利 | 人/年 | 1,109 | 1,259 | 毎年25人の増を目指す |

| | | | | | |
|---|----------------|-----|-------|-------|-------------|
| | 利用者数 | | | | |
| 5 | 障がい者福祉まつりの参加者数 | 人/年 | 1,800 | 1,920 | 毎年20人の増を目指す |

○ 市民の参画

(1) 権利擁護、相談支援体制の充実

※ 研修会等に参加し、権利擁護や成年後見制度への理解を深めるとともに相談支援事業所等に相談しましょう。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

※ 保健、教育、医療等に関する講演会等に参加し、障がいや障がい者に対する理解を深め、交流の輪を広げましょう。

(3) 自立と社会参加の促進

※ 障がい者の自立と社会参加のために、就業機会の提供について理解を深め、協力しましょう。

※ 障がい者就労施設で作られた製品の利用（購入）や施設との交流などを通じ、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。

(4) 障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進

※ 障がい者が地域で生活し社会に参加することができるよう、利用している福祉サービスや災害発生時の対応等について理解を深め、互いに助け合い支え合う地域づくりを進めましょう。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

※ キャップハンディ体験や障がい者との交流を通じて思いやりの心を持ち、福祉のまちづくりを心がけましょう。

5-5 健康づくり

○ 現状

- ・ がん検診については、土日の検診や託児サービスの実施など、受診しやすい環境を整えるとともに、未受診者への再通知（コール・リコール）を実施し、受診率の向上に努めています。しかし、国が示す目標値の50%には達していない状況です。
- ・ 平成28年度以降の本市の特定健診における検査項目ごとの有所見者の割合は、血糖と血圧で国や岩手県の平均よりも高い傾向が続いています。
- ・ 脳卒中や心疾患などの循環器疾患の発症予防のためには、特定健診を受診し、生活習慣を見直し、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげることが重要な取組ですが、特定健診の受診率は伸び悩み、目標値には達していません。
- ・ 特定健診の結果により、生活習慣病の発症リスクの高い方には、生活習慣病を改善するための特定保健指導を案内していますが、実施率が目標値に達していない状況です。

○ 課題

- ・ 特定健診において、要医療と判定された方には、受診勧奨を実施していますが、未受診の方もいることから受診の必要性をわかりやすく説明するなど、受診に向けた保健指導を併せて行う必要があります。

○ 施策の展開

(1) 健康づくりの推進

- ① がん検診、特定健診の案内の工夫や受診しやすい環境づくりに努め、受診率向上を目指します。
- ② 特定健診の結果、特定保健指導の対象となった方に、生活習慣を見直し、健康づくりを継続して取り組めるよう、保健師や栄養士が特定保健指導を行います。

(2) 生活習慣病の重症化予防

- ① 特定健診の結果、要医療と判定された方に対して、確実に医療機関を受診していただくよう、保健指導や受診勧奨を行い、生活習慣病の重症化予防を推進します。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------------|-----|-------------|-------------|----------------------------------|
| 1 胃がん健診受診率 | %/年 | 31.5 | 50 | 第3期がん対策基本計画、健康いちのせき21計画（第二次）に基づく |

| | | | | | |
|---|--|-----|------|----|--|
| 2 | 子宮がん検診受診率 | %/年 | 26.5 | 50 | 第3期がん対策基本計画、健康いちのせき21計画（第二次）に基づく |
| 3 | 肺がん検診受診率 | %/年 | 30.9 | 50 | 第3期がん対策基本計画、健康いちのせき21計画（第二次）に基づく |
| 4 | 乳がん検診受診率 | %/年 | 38.3 | 50 | 第3期がん対策基本計画、健康いちのせき21計画（第二次）に基づく |
| 5 | 大腸がん検診受診率 | %/年 | 29.2 | 50 | 第3期がん対策基本計画、健康いちのせき21計画（第二次）に基づく |
| 6 | 特定健診受診率 | %/年 | 44.3 | 60 | 健康いちのせき21計画（第二次）、一関市国民健康保険第2期保健事業実施計画、第3期特定健康診査等実施計画に基づく |
| 7 | 特定保健指導実施率 | %/年 | 15.1 | 60 | 健康いちのせき21計画（第二次）、一関市国民健康保険第2期保健事業実施計画、第3期特定健康診査等実施計画に基づく |
| 8 | 特定健診結果の要医療者（糖尿病性腎症の重症化予防事業）における医療機関受診率 | %/年 | 70.7 | 85 | 一関市国民健康保険第2期保健事業実施計画、第3期特定健康診査等実施計画に基づく |

○ 市民の参画

(1) 健康づくりの推進

- ※ がん検診や特定健診を定期的を受診し、生活習慣の見直しや生活習慣病の早期発見・早期治療に努めましょう。
- ※ 特定保健指導に積極的に参加し、生活習慣の改善に取り組みましょう。

(2) 生活習慣病の重症化予防

- ※ 検診の結果、要医療又は要精密と判定された場合は、医療機関を受診し必要な検査や治療を受けましょう。

5-6 防災

○ 現状

- ・ 平成 30 年 4 月に一関市防災マップを全戸配布したほか、住民が取るべき避難行動を確認し安全に避難できるよう広報紙やホームページで周知を図っています。
- ・ 災害の種類や規模に応じて、開設する避難所を指定しています。
- ・ 一関市地域防災計画は、毎年必要な見直しを行い、計画に基づいて研修や訓練を実施しています。
- ・ 関係機関と連携し栗駒山の火山防災対策を進めています。
- ・ コミュニティFM放送は、開局（平成 24 年 4 月）から 8 年が経過しました。
- ・ 市民を対象に毎年度実施しているアンケート調査（抽出調査）によると、聴取率・FMあすも専用ラジオの設置率がともに 7 割を超えており、市民生活にも徐々に浸透している一方、いまだFMあすも専用ラジオを設置していない世帯が約 2 割で、さらに災害情報や緊急情報をコミュニティFMで放送していることの認識がない世帯が約 3 割となっています。

○ 課題

- ・ 災害に強いまちづくりと安全で安心な市民生活の実現に向け、住民が円滑かつ安全に避難できるよう、消防・防災セミナーや避難所運営訓練などの機会を捉えて継続的に住民へ周知を図っていくことが必要です。
- ・ 避難所、避難場所は、人と人が密になりやすい環境になることから、様々な感染症にかかるリスクが高くなるため、感染症を考慮した避難所運営を行っていく必要があります。
- ・ 災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り抑えることが重要です。安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画に基づき、防災資機材や避難場所などを整備充実するとともに、消防防災体制の充実と防災、減災対策を強化する必要があります。
- ・ 防災訓練などを通じて、市民の防災意識の向上を図る取組が必要です。
- ・ 災害に強いまちづくりと安全安心な市民生活の実現に向け、地域防災計画を見直し、その実効性を高めるための訓練を継続して実施していくことが大切であり、地域防災力向上のため、災害に関する知識、技能を有する人材を育成することが重要です。また、応援協定などによる関係機関との連携体制が必要です。
- ・ 大規模災害時には、物流が停止し食料の調達が難しくなるため、食料の備蓄を行う必要があります。また、保存用非常食など、保存年限に応じた定期的な入れ替えが必要です。
- ・ 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で防災マップを全戸に配布していますが、内容の変更などにより更新、配布が必要となります。また、外国人の住民や旅行者などへの対応のため、外国語に対応した災害時情報提供アプリなどの周知が必要です。
- ・ 栗駒山の火山災害についての取組は、登山者の安全確保及び火山の異常現象等を早期に把握するため、平成 18 年度から火山ガスやその他の火山現象について、現地調査観測を実施しています。今後も関係機関と連携を図りながら火山防災に対する防災体制を構築していくことが必要です。
- ・ 市民に対し、様々な媒体により防災知識を普及、啓発することで、自助、共助の精神を養うこと

が重要であり、市が発信する情報に限らず、住民自ら情報収集し、地域で連携して早期に行動を起こすような意識の向上を図っていく必要があります。

- ・ 避難行動要支援者や高齢者世帯を中心に、緊急時にも役立つFMあすも専用ラジオの設置とその活用に関する周知、啓発を継続して取り組む必要があります。
- ・ 東日本大震災の発生から年月の経過とともに、大震災などの経験や教訓が忘れられることがないように、また、近年頻発する大型台風や集中豪雨など、災害規模が大規模化、広範囲化していることを踏まえて、防災講演会やセミナーを通じ、命を守るための行動がとれるよう意識啓発に取り組む必要があります。

○ 施策の展開

(1) 災害を防ぐまちづくり

- ① 避難所、避難場所については、住民が円滑かつ安全に避難できるよう周知徹底するとともに、豪雨災害等の特性を踏まえた安全性の確保、移送手段の確保及び交通孤立時の適切な対応ができるよう努めます。
- ② 避難所の運営については、様々な感染症対策を考慮した訓練などを実施し、適切な運営ができるよう努めます。

(2) 災害に強いまちづくり

- ① 防災マップの公表や防災訓練の推進に取り組み、市民の防災意識の高揚を図るとともに、円滑な実践行動につなげます。
- ② 市全体の危機管理に係る研修や訓練を実施し、危機管理体制の充実強化に努めます。
- ③ 備蓄については、応急的に必要となる非常食などの備蓄と防災資器材の整備に努めます。
- ④ 外国人の住民や旅行者などへの対応のため、外国語に対応した災害時情報提供アプリなどの周知を図ります。
- ⑤ 関係機関と連携して栗駒山の火山対策を推進します。
- ⑥ 防災行政情報システムのほかコミュニティFM放送、いちのせきメールなどを活用し、市民に対し迅速かつ確実に情報が伝わるよう努めるとともに、住民自らが情報収集を行い、地域で連携し早期に行動を起こすよう普及啓発に努めます。

(3) 地域防災活動の充実

- ① 市民の生命、身体、財産を保護するため、関係機関と密接な連携を図りながら、地域防災計画の見直しを図り、その計画に基づいた円滑な防災対策の実施に努めます。
- ② 市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダーの育成強化に取り組めます。
- ③ 自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な防災知識の普及啓発に努めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|-----------------------------------|----|-------------|-------------|-----------------|
| 1 コミュニティFM放送で災害情報や緊急情報を聴いたことがある世帯 | % | 65.8 | 71.8 | 毎年1ポイントの増を目指す |
| 2 コミュニティFM放送を聴いている世帯 | % | 72.1 | 78.1 | 毎年1ポイントの増を目指す |
| 3 専用ラジオを設置している世帯 | % | 77.7 | 83.7 | 毎年1ポイントの増を目指す |
| 4 防災指導員数 | 人 | 101 | 160 | 自主防災組織全体の半数を目指す |

○ 市民の参画

(1) 災害を防ぐまちづくり

- ※ 家庭や職場における災害時の避難所や避難場所、避難ルートを日ごろから確認しておきましょう。
- ※ 感染症に対する知識を深めましょう。

(2) 災害に強いまちづくり

- ※ 災害時の行動について、家族で話し合っておきましょう。
- ※ 訓練や講習会に参加し、防災に対する知識を深めましょう。
- ※ 災害に備え、家庭ではおおむね3日分の食料、飲料水を備蓄しておきましょう。
- ※ 防災マップを活用し、日ごろから災害時の対応について確認しておきましょう。
- ※ いざという時の防災情報の把握に役立つよう、日頃からコミュニティFM放送等を活用しましょう。
- ※ いちのせきメールに登録するとともに、必要な防災情報を自ら情報収集しましょう。

(3) 地域防災活動の充実

- ※ 市や地域の自主防災組織が行う研修や訓練に参加し、地域防災力の向上に努めましょう。

5-7 消防、救急、救助

○ 現状

- ・ 平成 27 年から令和元年までの過去 5 年間の火災発生状況の平均値は、火災件数 48 件、焼損棟数 48 棟、死者 12 人となっています。
- ・ 平成 27 年から令和元年までの火災による死者 12 人のうち、9 人が 65 歳以上の高齢者となっています。
- ・ 平成 27 年から令和元年までの救急搬送における、65 歳以上の高齢者の割合は年々増加傾向にあり、令和元年度では約 7 割となっています。
- ・ 平成 27 年から令和元年までの普通救命講習、上級救命講習及び救命入門コースの修了者数の合計は 25,465 名となっています。（平成 6 年から始まった普通救命講習などの総受講者数は、105,547 名です。）
- ・ 救急救命士の処置範囲が拡大されるなど、救急活動における救命率の向上を図るため、救急業務が高度化しています。
- ・ 近年、異常気象に伴う大規模な自然災害（豪雨、土砂災害、地震など）が全国各地で発生しています。

○ 課題

- ・ 火災に備える体制を整えるため、地域における消防拠点施設の整備、火災の態様に応じた消防車両や資機材の更新、消防水利の確保などに努めるほか、減少傾向にある消防団員の充実と育成を図ることが消防力の強化を図るために必要です。
- ・ 今後さらに高齢化率が高くなっていくことから、市民の生命、財産を火災から守ることがますます重要です。
- ・ 火災は予防が基本であることから、市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識などの普及啓発を図る必要があります、そのため、自主的な防火組織の育成が必要です。
- ・ 高齢化の進行に伴い救急需要の増加が見込まれることから、救急業務の高度化に継続的に取り組み、医療機関との連携を一層強化する必要があります。
- ・ 救急車が到着するまでの間の応急手当が重要であることから、応急手当に対する住民の意識を高め、感染防止対策を講じながら自動体外式除細動器（AED）を活用した救命講習による救命処置の普及啓発を図ることが必要です。
- ・ 救急業務の高度化には、救急隊員の教育訓練に加え、高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材の更新整備を推進し、救急体制を充実させることが必要です。
- ・ 消防機関の行う救助活動は、自然災害のほか、火災、交通事故、水難事故から、テロ災害などの特殊な災害にまで及ぶものであることから、救助活動に必要な車両や資機材の充実、隊員の育成を推進し、救助体制の充実を図ることが必要です。

○ 施策の展開

(1) 消防力の強化

- ① 複雑多様化する火災等の災害に対応できるよう、消防車両、消防資機材を計画的に整備します。
- ② 消防屯所など、地域における消防活動拠点施設の計画的な整備を進めます。
- ③ 消火栓や防火水槽など、消防水利の計画的な整備を進めます。
- ④ 複雑多様化する災害に対応するため、消防団員などの確保と育成強化を図ります。

(2) 予防体制の強化

- ① 市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識などの普及啓発を図ります。
- ② 市民の生命、財産を火災等から守るため、消防団、婦人消防協力隊及び自主防災組織などと連携を図りながら火災予防に努めます。
- ③ 高齢者を火災から守るため、民生委員やホームヘルパー等の協力を得ながら、高齢者などを対象とした防火指導を図ります。
- ④ 住宅火災による死傷者を防止するため、住宅用火災警報器の設置促進及び住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器の普及促進など、住宅防火対策の推進を図ります。

(3) 救急、救助体制の充実

- ① メディカルコントロール体制（医師による指導、助言及び教育体制）のもと、救急医療機関との密接な連携により、救急業務の高度化に努めます。
- ② 救急救命士及び救急隊員の計画的な育成と教育訓練の実施を推進するとともに、高度救命処置を適切に提供するため、高度救命処置用資器材や高規格救急自動車などの計画的な整備を進めます。
- ③ 救命率を向上させるには、バイスタンダー（発見者などその場に居合わせた人）による応急手当が重要なことから、感染防止対策を講じながら応急手当に関する啓発活動に取り組むとともに、自動体外式除細動器（AED）を活用した救命講習による救命技術や知識の普及啓発に努めます。
- ④ 救助隊員の充実強化のため、専門的な知識や高度な救助技術の習得に向けた、隊員の計画的な教育訓練を実施します。
- ⑤ 複雑多様化する災害に対応するため、救助資機材の計画的な更新整備を図ります。
- ⑥ 大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊登録隊員の教育訓練を充実し、緊急消防援助隊の受援と応援体制の整備を図ります。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|-------------------------------|----|-------------|-------------|----------------|
| 1 普通救命講習、上級救命講習及び救命入門コースの修了者数 | 人 | 67,693 | 83,000 | 市人口のおおむね8割を目指す |

○ 市民の参画

(1) 消防力の強化

- ※ 消火栓、防火水槽などの消防水利や消防施設の周りには消防活動の障害となるものを置かないようにしましょう。
- ※ 消防団への入団を促進し、消防団活動に協力しましょう。

(2) 予防体制の強化

- ※ 防災知識を高め、普段から火災予防を心がけましょう。
- ※ 防災組織の活動に自主的に参加するなど、火災予防に取り組みましょう。

(3) 救急、救助体制の充実

- ※ 心肺蘇生法や自動体外式除細動器（AED）の使用方法などの応急手当を身につけましょう。

5-8 防犯、交通安全、市民相談体制

○ 現状

- ・ 本市の令和元年の交通事故の発生件数は158件、死傷者数は199人で年々減少傾向にあり、いずれも第3次交通安全計画の目標を達成しています。一方、高齢者の交通事故の増加が全国的にも大きな問題となっている中、本市においても交通事故者数に占める高齢者の割合が高くなっています。
- ・ 社会の急激な変化は、生活環境やライフスタイルを大きく変容させ、これに伴って、市民が直面する問題も多種多様となっています。
- ・ 悪徳商法や特殊詐欺の被害が発生しているとともに、インターネットによる消費者トラブルが増加しています。

○ 課題

- ・ 明るく住みよい安全安心な地域の実現に向けて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、防犯意識を普及するための啓発活動や地域安全運動を積極的に展開し、各種犯罪の防止に努めていくことが必要です。
- ・ 女性や子どもへの声掛け事案や高齢者の被害が目立つ特殊詐欺被害を未然に防ぐため、啓発や見守り活動が必要です。
- ・ 防犯及び交通安全対策については、行政だけでなく防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会など、住民ぐるみで活動する体制の強化が必要です。
- ・ 交通事故を減らすためには、運転者や歩行者の交通安全マナーの向上や交通安全思想の普及が不可欠であり、交通安全対策を強力に推進することが必要です。特に、児童生徒への交通安全教育の推進、高齢者の交通事故防止対策の強化を図ることが重要です。
- ・ 重大事故が多発している危険個所の点検や改良など、道路管理者や警察と協議しながら、信号機や横断歩道など交通安全施設の充実整備を図ることが必要です。
- ・ 日々の暮らしの中で発生する問題を把握し、相談に対する適切な助言を行うことができるよう、関係機関、団体などと連携しながら市民が安心して相談できる体制を整えていく必要があります。
- ・ 高齢者や若年層などの消費者被害が懸念されることから、未然防止に取り組む必要があります。

○ 施策の展開

(1) 防犯体制の整備

- ① 市民の防犯に対する意識の高揚を図るとともに、防犯体制の強化と地域ぐるみによる活動を展開します。
- ② 市民一人ひとりの防犯意識を高めながら、市民一体の防犯活動を推進します。
- ③ 警察や防犯協会、防犯ボランティアなど関係機関、団体と連携を密にし、パトロール活動や情報交換を行うなど、地域が一体となった防犯活動を展開します。
- ④ 非行防止、犯罪防止活動の啓発を図るとともに、防犯教育の実施など、防犯に関する意識の向上に努めます。

- ⑤ 防犯協会が防犯パトロールに使用する青色回転灯装着車の維持管理経費及び車両導入費用の一部を補助するなど、防犯パトロール活動を支援します。
- ⑥ 赤色回転灯の整備や自治会等の防犯灯維持管理費用の補助を行うなど、交通安全と犯罪防止に努めます。

(2) 交通安全対策の推進

- ① 警察、交通安全協会などの関係機関や団体と協力し、幼児や高齢者を対象とした交通安全教室を通じて、交通安全意識の高揚を図ります。
- ② 交通安全協会、交通安全協会分会や交通安全母の会など、交通安全推進団体との連携強化に努め、交通安全対策を推進します。
- ③ 交通安全を繰り返し呼び掛けることにより、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。
- ④ 交通事故等危険個所の把握に努め、信号、交通標識、横断歩道、カーブミラー等の安全施設の設置や道路整備を進めます。

(3) 市民相談体制の充実

- ① 日常の様々な問題解決の糸口として、法律相談、行政相談、多重債務者相談を行います。
- ② 消費生活センターにおいては、消費生活をめぐる様々なトラブルから消費者を保護するため、相談体制を維持します。
- ③ 消費者被害未然防止に向けた講座、講演会などによる啓発活動や学校、地域、家庭等における消費者教育の推進を目指します。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|--------------|-----|-------------|-------------|---------------|
| 1 刑法犯発生件数 | 件/年 | 284 | 250 | 発生件数の減少を目指す |
| 2 交通事故発生件数 | 件/年 | 158 | 150 | 発生件数の減少を目指す |
| 3 消費者講座の参加者数 | 人/年 | 1,598 | 2,000 | おおむね25%の増を目指す |

○ 市民の参画

(1) 防犯体制の整備

- ※ 防犯への理解を深め、防犯パトロールに参加するなど、地域ぐるみの防犯活動に取り組みまし

よう。

- ※ 「子ども 110 番の家」や防犯連絡所の設置に協力し、地域の防犯活動を推進しましょう。
- ※ 高齢者や子どもの見守り活動に取り組みましょう。
- ※ 特殊詐欺被害防止に係る出前講座などの啓発的取組に参加しましょう。

(2) 交通安全対策の推進

- ※ 交通ルールを守り、交通安全に心がけましょう。
- ※ 交通安全教室、交通安全協会、交通安全母の会の活動など交通安全への取組に参加しましょう。
- ※ 交通事故をなくす運動を地域ぐるみで展開しましょう。

(3) 市民相談体制の充実

- ※ 悪徳商法、特殊詐欺などの被害を未然に防止するため、地域で開催される消費生活講座などに参加しましょう。
- ※ 高齢者が被害に遭わないよう、家族や近隣住民が連携し、日頃から声掛けなどに努めましょう。

第3部 まちづくりの進め方

1 SDGsの推進

○ 現状

- ・ 平成27年(2015年)9月に開催された国連サミットにおいて、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)が採択されました。SDGsは、平成12年(2000年)の国連サミットで合意されたMDGs(Millennium Development Goals:ミレニアム開発目標)に代わる、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標であり、17のゴールと169のターゲット(具体目標)から構成され、「誰一人取り残さない」という理念を掲げています。
- ・ 本市においても、これまで「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」や「バイオマス産業都市構想」、「みんなのメダルプロジェクト」などSDGsの理念を踏まえた施策に取り組んできました。

○ 課題

- ・ 人口減少・少子高齢化や地域経済縮小などの地域課題を解決していくためには、行政だけではなく、市民や企業などの多様な主体がSDGsの目標を共有し、より一層連携して課題解決に取り組んでいくことが求められています。
- ・ 市民や企業へのSDGsの浸透はまだ限定的であるため、SDGsの正しい理解の普及に努める必要があります。

○ 施策の展開

(1) SDGsの推進による課題解決

- ① 平成31年(2019年)1月に開催された「SDGs全国フォーラム2019」において、93自治体の賛同のもと、人口減少・少子高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、日本の「SDGsモデル」を世界に発信する「SDGs日本モデル」が宣言されました。本市は、この「SDGs日本モデル」宣言に賛同し、自治体間の連携を進めながら、SDGsの推進に取り組んでいきます。
- ② 「誰一人取り残さない」という理念のもと、性別、高齢者、障がい者、外国人など、年齢、障がいの有無や国籍などを問わず、誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる持続可能な地域社会の実現に向けて取り組みます。
- ③ SDGsの理念を踏まえ、各種計画の策定に反映させます。
- ④ SDGsの達成に向けて、未来技術の導入など民間との共創により、地域が直面する課題解決に取り組みます。
- ⑤ SDGs未来都市選定に向けた取組を推進します。

(2) 企業へのSDGsの普及推進

- ① 企業活動とSDGsとの関連付けを企業に呼びかけることにより、SDGsの社会への効果や企業の事業継続との関係についての理解を深め、公民連携のもとでのSDGsへの取組を推進します。
- ② 企業を対象としたSDGsの普及啓発に努めます。

(3) 市民一人ひとりへのSDGsの普及推進

- ① 市民のSDGsへの理解を深める機会を創出し、市民一人ひとりの日々の行動がSDGsの達成に関係しているという意識を持つことを呼びかけることで、SDGsを意識し、協働によるSDGsへの取組みを推進します。
- ② 市民を対象としたSDGsの普及啓発に努めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|------|-------------------|----|-------------|-------------|---------------|
| 1 | SDGs講演会等開催回数、広報回数 | 回 | 1 | 30 | おおむね年5回の増を目指す |

2 「新しい日常」の推進

○ 現状

- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和元年12月に発生が報告されて以来、世界各地で急速に感染が拡大し、令和2年3月には世界保健機関（WHO）がパンデミック（世界的大流行）を宣言しました。
- ・ この感染症は、本市においても個人消費や企業収益、雇用情勢の悪化を招くなど、地域経済にも大きな影響を与えています。
- ・ このような状況の中、政府は新しい生活様式への移行と実践・定着を提唱しています。

○ 課題

- ・ 外出自粛に伴う消費の低迷や観光客の減少、イベントの中止などにより、飲食業や宿泊業をはじめとして地域経済に大きな影響を与えており、長期的な視点に立った経済対策や雇用対策が求められています。
- ・ 新しい生活様式とは、「3つの密（密閉、密集、密接）を徹底的に避ける」、「手洗いや人と人との距離の確保など基本的な感染対策を続ける」、「テレワーク、時差出勤、ウェブ会議などにより人との接触機会を削減する」などの生活様式を示すものであり、あらゆる人がこの新しい生活様式を日常生活の中で実践していく必要があります。
- ・ これからの社会においては、感染症への対応と経済活性化の両立の視点を取り入れ、新型コロナウイルスの感染拡大により生じた世の中での考え方、行動の変化、いわゆる「新しい日常」に対応していくことが求められています。

○ 施策の展開

(1) 感染症との共存

- ① 新しい生活様式を実践し、新型コロナウイルス感染症などの感染者が発生した場合に備えた対策を常に意識して施策を実施します。
- ② 感染者、濃厚接触者や医療従事者の人権を尊重し、差別や風評被害等を防止するための意識啓発や、感染症に関する正確な情報発信に取り組みます。

(2) 経済対策、雇用対策の実施

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として、各種給付金の支給、企業向け支援事業、学生向け支援事業等を実施するとともに、状況に応じた経済対策を実施します。
- ② ハローワーク等の関係機関と連携し、離職者等に対する早期再就職支援や新卒者に対する就職支援を実施します。

(3) 新しい技術や新しい視点を活用した「新しい日常」の推進

- ① 以前の生活様式を振り返り、新しい技術や新しい視点を活用した先進的な取組を推進していく

ほか、市民の取組に対して積極的に支援し、これからの「新しい日常」を推進します。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|-------------------------|----|-------------|-------------|-------------|
| 1 経済対策、雇用対策に係る累計事業件数 | 件 | 0 | 6 | 毎年1事業の増を目指す |
| 2 「新しい日常」に対応したICT活用事業件数 | 件 | 0 | 12 | 毎年2事業の増を目指す |

3 協働のまちづくりの推進

○ 現状

- ・ 社会構造の大きな変化に伴う、住民ニーズの多様化、高度化が進み、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が相互理解のもとに、共に行動する「協働のまちづくり」は現代社会における地域課題の把握、解決に欠くことのできない施策として認知されています。
- ・ 前期基本計画の計画期間の5年間で、地域協働体の設立が進み、市内ほぼすべての地域で地域協働体が設立され、地域づくり計画に基づいた取組が展開されています。

○ 課題

- ・ 「協働のまちづくり」においては、市民と行政とが相互理解に基づいて各事業を展開していくことが必要であるとともに、市民が市政運営に積極的に参画できる仕組みを構築し、企画から実施、評価まで、すべての段階で協働による取組が展開されることが重要であり、各種計画の策定、実践、評価において、まちづくりスタッフバンクの活用や公募などにより、市政への市民参画の機会をより拡充していくことが必要です。
- ・ 協働による地域づくりには、市民、地域組織、市民活動団体、民間事業者（企業）などそれぞれの主体による役割分担のもとに、「自分たちの地域は自分たちで守り、創る」を基本に、市民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、その発想を自らが実践する、自主自立の取組が不可欠です。
- ・ 市民主体の地域づくりを進めるために、最も身近な組織である自治会等の活動を基本としながら、地域協働体が推進役となり、身近な課題の解決や地域の特性を生かした活動を地域ぐるみで実践するための取組が必要です。
- ・ 地域協働体と行政とがますます連携し、市民センターを拠点とした地域づくり活動を行うことにより、地域の特色を生かした住民起点のまちづくりが展開されることが期待されます。
- ・ NPOや民間事業者（企業）などの民間活力によるまちづくりを担う団体や組織を育成するとともに、相互の連携を推進することが必要です。

○ 施策の展開

(1) 地域協働の推進

- ① 地域協働体を中心となり、地域課題の解決や地域の特性を生かした地域づくりを進めるため、互いに課題を共有し、役割を分担しながら、地域と市の担当部署が当事者として、横断的に協力、行動することを目指します。

(2) 地域協働の実践

- ① 地域の将来像を地域住民みんなで共有し、身近な地域課題の解決や地域の特性を生かした地域づくりを進めながら、その実現を目指します。

(3) 協働による市政の推進

- ① 地域協働の推進には、地域と行政が相互理解のもとに連携することが重要です。行政は、地域協働体による市民主体の地域づくりを推進し、それらの活動に対して様々な支援を行います。また、地域協働体が策定した地域づくり計画の実践を支援します。
- ② 市民と行政との協働を推進するため、一関市協働推進会議を開催し、協働を進めるための情報共有と意見交換を行います。
- ③ 協働のまちづくりを円滑に進めるため、市民活動センターなどの中間支援組織による自治会や地域協働体、市民活動団体への支援や団体相互の連携を促進します。
- ④ 「市長へひとこと」など市民の意見、要望を市政に反映させる広聴機能の充実を図るなど、市民参画や市民との協働体制を確立します。
- ⑤ 各種審議会等への市民の参画を図り、市民の多様な知識や技術等を市政に反映させるため、まちづくりスタッフバンクの活用を推進します。
- ⑥ 各種計画の策定など検討段階から市民参画を進めるとともに、パブリックコメントの実施、ワークショップの開催などにより、市民参画の機会の充実に努めます。
- ⑦ 地域住民と行政との創意工夫と協働により、地域の元気につながる事業に取り組みます。
- ⑧ 各種計画の事業進捗管理への市民参画機会の確保に努めます。
- ⑨ 市民によるまちづくり活動への市職員の参加を促進します。
- ⑩ 民間事業者（企業）も地域の一員として、専門性を生かした多様な地域貢献が可能であることから、様々な分野での協働の取組を要請します。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|----------------------|-----|-------------|-------------|-----------------------|
| 1 市民1人当たりの市民センター利用回数 | 回/年 | 4.23 | 3 | 感染症の影響を踏まえ、30%の減にとどめる |

4 健全な行財政運営の推進

○ 現状

- ・ 人口減少・少子高齢化が進む中であって、市税等の増加は見込めず、また、地方交付税等の動向も不透明であることから、新たな住民ニーズに対応する財源の確保は厳しい状況にあります。

○ 課題

- ・ 社会情勢が大きく変化する中、新たな行政課題に迅速に対応できる行財政運営を行うためには、従来の制度や施策、組織等の執行体制を常に見直し、効果的かつ効率的に予算を配分し執行していく必要があります。
- ・ 厳しい財政状況の中、過去に整備された多くの公共施設の老朽化に対応するためには、大規模改修や建替え等にかかる費用を抑えるとともに、中・長期的な視点による施設の再編成・管理に取り組む必要があります。また、社会情勢の変化や住民ニーズに対応した適正な施設の総量や規模、機能の再編成を検討する必要があります。
- ・ 市有財産のうち、遊休資産となっている土地や建物については、有効活用の観点から売却処分を進めていく必要があります。
- ・ 全国の地方公営企業に共通する課題である人口減少に伴う水道料金収入及び下水道等使用料収入の減少、老朽施設の更新等への対応が不可欠です。また、下水道については、接続費用の捻出や後継者の不在などを理由に、整備した下水道への接続に至らないケースが多いことも課題です。
- ・ 市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民が市政に参加し、市民と行政との協働を実践するため、公文書の情報公開制度の適切な運用や、審議会等の会議の開催状況を公開する取組により、透明性の高い行政運営を進める必要があります。
- ・ 広報紙やホームページ、コミュニティFM等様々な媒体を通して、行政情報を発信するとともに、市民の情報収集手段の多様化に即した効果的な広報活動を展開していく必要があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により浮き彫りになった全国的な課題の一つとして、行政分野でのデジタル化やオンライン化の遅れがあります。アフターコロナ時代における「新しい日常」を構築するための原動力となる「デジタル化」を推進していくためには、行政手続の抜本的なオンライン化などに積極的に取り組んでいく必要があります。

○ 施策の展開

(1) 行政サービスの充実

- ① 行政サービスの満足度を高めるため、業務の継続的改善に取り組み、質の高い行政サービスの提供に努めます。
- ② 限られた人的資源の中で職員の能力を最大限に生かすため、高度で専門的な知識、技術を体系的に学習する研修を行い、職員の政策形成能力や職務遂行能力の向上を図ります。
- ③ 職員の意識改革を図りながら、士気を高め合い職場の活性化に取り組みます。
- ④ 情報通信技術（ICT）を活用した行政手続きの電子化や税、使用料・手数料など公金の収納・

支払のキャッシュレス化などにより、行政サービスの向上と行政の効率化に努めます。

(2) 効率的な行政運営の確立

- ① 総合計画を基本とする計画的な行政運営を図るため、毎年度、ローリングにより実施計画の策定を行い、計画の実行性を高めます。
- ② 各種計画の策定に当たっては、市民にとってわかりやすい計画となるよう、事業や施策の到達すべき目標を定量的に指標化することに努めます。
- ③ 行財政改革の取組を推進し、改革の実施状況について、広報紙やホームページにより広く市民に公表して情報を共有します。
- ④ 事務事業の効率的な取組を推進するとともに、住民ニーズや費用対効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討します。
- ⑤ 民間の専門性や効率性が発揮されることで、住民サービスの向上や行政コストの縮減が図られる事務事業は、民間活力の活用を図ります。
- ⑥ 情報通信技術（ICT）を活用し、内部事務の合理化や組織体制の見直し等、効率的な行政運営に努めます。
- ⑦ 多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応できるよう、組織機構と事務執行体制の見直しを進めます。また、定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を図り人件費総額の抑制に努めます。

(3) 財政運営の健全化の推進

- ① 市税等の自主財源の確保に努めるとともに、歳出の徹底的な見直しにより、財政の健全化を推進します。
- ② 市税については、課税客体の的確な把握とあわせ、自主納税の推進や納税方法を増やすなどにより収納率の向上に努めます。
- ③ 分担金、負担金及び使用料、手数料などについては、適正な受益者負担の水準を確保するとともに、各部署の連携のもと、収納率の向上に努めます。
- ④ 市債については、将来負担を考慮して借入を行うとともに、財政状況に応じ繰上げ償還に努めます。
- ⑤ 公共工事をはじめとした行政事務の執行に当たっては、常に品質、コストを意識するとともに、経費の節減を図ります。
- ⑥ 補助金や負担金の目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討します。
- ⑦ 各年度の事務事業の計画や実施に当たっては、中・長期的な視点に立ち、財源や将来負担等について、十分な検討を行います。
- ⑧ 第三セクターについては、事業内容や経営状況を常に把握し、継続的な指導・監督を行います。

(4) 公共施設保有の最適化と市有財産の有効活用

- ① 公共施設の管理については、将来にわたり施設を利用した住民サービスを安全かつ持続的に提供するため、機能と数量の最適化、長寿命化、財政負担の縮減・平準化の取組を着実に進めます。
- ② 市有財産については、有効活用の観点から遊休資産の売却処分を進め、財産収入の確保を図ります。

(5) 地方公営企業の健全化の推進

- ① 地方公営企業の健全な運営を目指し、企業としての経済性を常に発揮するとともに、公共の福祉を増進することを念頭に置き事業を推進します。
- ② 料金等の水準について定期的に検証を行い、負担の公平化と適切な財源確保に努めます。

(6) 透明性の高い行政運営と行政情報の積極的な提供

- ① 情報公開制度は、公開が原則であることを踏まえ、適切に運用していきます。
- ② 審議会等の会議は原則公開とし、会議の開催予定を周知します。また、会議録及び会議資料を担当課窓口及び市のホームページにおいて公表し、審議の概要をお知らせします。
- ③ 広報紙、ホームページ、コミュニティFMなどの活用により、行政施策や行政活動の積極的な情報提供に努めます。
- ④ 広報紙は市民と行政のパイプ役との認識に立ち、分かりやすく親しみやすい広報紙を目指し、紙面の充実に努めます。また、ホームページについても情報が的確に検索できるよう充実に努めます。

○ 主な指標

| 指標項目 | 単位 | 現状 (R元年) | 目標 (R7年) | 目標の設定 |
|-----------------------|----|-------------|-------------|---------------|
| 1 オンライン申請が可能な行政手続きの数 | 種類 | 19 | 29 | 1.5倍の増を目指す |
| 2 経常収支比率 | % | 96.2 | 96.0 | 0.2ポイントの減を目指す |
| 3 実質公債費比率 | % | 11.4 | 11.0 | 0.4ポイントの減を目指す |
| 4 市の公式 Facebook のリーチ数 | 件 | 300,278 | 318,751 | 毎年1%の増を目指す |
| 5 市の公式ツイッターのフォロワー数 | 件 | 4,914 | 5,216 | 毎年1%の増を目指す |

5 広域連携の推進

○ 現状

- ・ 住民の日常生活の範囲が広がりを見せている中であって、産業経済、医療、福祉、教育や防災、交通ネットワークなど、あらゆる分野において、一つの施策や一つのサービスがその自治体では完結せず、隣接する自治体と連携した取組が欠かせないものとなっています。
- ・ 特にも本市では、岩手県内の自治体との連携に限らず、県という枠組みを越えて、「中東北」としての拠点都市形成に向け、道路網の整備、地域医療や観光など様々な分野において県境を意識しない発想で課題解決への取組を進めています。
- ・ 当地域の農業協同組合、森林組合など民間団体においては、市町の枠を越えて組織しており、スケールメリットを生かし、それぞれの産業分野の振興に取り組んでいます。

○ 課題

- ・ 住民や企業等の生活圏、経済圏は市町村のエリアを越えて広域化しており、また、人口減少と高齢化が進行する中で、行政に対するニーズも多様化、高度化してきていることから、現在の行政サービスのあり方を広域的な視点に立ち、時代に合ったものに変えていくことが求められています。
- ・ 県境に位置している本市をはじめ、県境付近の自治体においては、県の中央部に国の機関の集約が進むなど、多くの共通課題を抱えている状況にあり、共通する課題を持つ関係自治体が、新たな連携に取り組んで解決していくことが必要です。
- ・ 人口減少などの社会構造の変化に伴い、それに対応した施策の展開や地域の発展のためには、保健、医療や通勤、通学などの住民生活や経済活動における圏域というくくりの中で、雇用の創出、結婚、出産への支援、人口減少対策などに取り組んでいくことが、真の意味での地方創生につながるものと捉え、隣接自治体をはじめ、広域的な連携を図っていくことが必要です。

○ 施策の展開

(1) 定住自立圏構想の推進

- ① 一関・平泉定住自立圏共生ビジョンに基づき、適切に役割分担をしながら、魅力ある定住自立圏域の形成に向けた具体的な取組を連携して推進します。
- ② 圏域の住民ニーズに対応できるよう、一関地区広域行政組合や両磐地区広域市町村圏協議会が行う事業を推進します。
- ③ 世界遺産「平泉」を核とした地域づくりを関係自治体と一体となって進めます。

(2) 県境を越えた連携の推進

- ① 人口減少などの社会構造の変化に対応した施策の展開や地域の発展を図るため、経済圏、生活圏、医療圏、文化圏、さらには通勤通学エリアというくくりの中で、関係自治体同士が連携して多様な取組を推進します。
- ② 北上川や栗駒山系など、地域固有の条件で結びつく市町村と多様な連携交流を図ります。

- ③ 共通する地域資源や歴史、文化等を有する市町村との広域的な交流連携を図り、産業振興など地域の活性化につなげる取組を推進します。

(3) 国、岩手県、関係機関との連携

- ① 本市の課題解決に向け、本市の実情を国、岩手県へ情報発信していくとともに、施策の実現に向けて積極的な要望提案を行います。
- ② 様々な関係機関と連携協力を図りながら、本市のまちづくりを展開していきます。
- ③ 国、岩手県の事業については、本市のまちづくり、地域づくりに生かされるよう、その事業導入を働きかけていきます。

○ 主な指標

| 指標項目 | | 単位 | 現状 (R 元年) | 目標 (R 7 年) | 目標の設定 |
|------|---------|----|--------------|---------------|-------------|
| 1 | 広域連携事業数 | 件 | 32 | 38 | 毎年1事業の増を目指す |